



国際ロータリー
2022年 規定審議会

立法案集

22-01から22-92

2022年4月10～14日 | 米国イリノイ州シカゴ



2022年規定審議会

RE: 2022年規定審議会で審議される立法案

ロータリアンの皆さま

平素より大変お世話になっております。

2022年規定審議会に伴い、規定審議会で提案される全立法案を含む本立法案集をお送りいたしますので、よろしくご査収ください。

国際ロータリー定款は、RI 理事会が定めた場所において、3年ごとに規定審議会を開催すると規定しています。2022年規定審議会は、4月10から14日まで、米国イリノイ州シカゴにて開催されます。

本立法案集には、クラブ、地区、RIBI大会、RI理事会から2022年規定審議会に提出された立法案が収められています。各案件は、2020年12月31日の締切日までにロータリーが受理し、定款細則委員会による助言の下、RI理事会により「正規」とみなされたものです。欠陥があると判断された立法案は、立法案集には掲載されず、規定審議会に回付されません。「欠陥」とみなされる理由につきましては、RI細則の第7条をご参照ください。

各案件の上部に記されているのは、審議会番号です(例:22-01)。立法案は主題によってグループ分けされ、類似した、または同一の題目が付けられている可能性があります。また、各立法案の上部には、提案者の名前が記載されています。案件の中には、提案者が複数あるものもあります。これは、複数の提案者が同一の案件を提出した場合、または、類似した案件を提出した提案者が、定款・細則委員会により提案された折衷案に加わることに同意した場合に起こるものです。

各立法案の下には、提案者による「趣旨および効果」と、「財務上の影響」が記載されています。「趣旨および効果」は、提案者が作成したものであり、編集は行われていません。「財務上の影響」は事務総長が作成したものであり、当該立法案の内容を施行した場合に起こりうる収入または支出の増減の推定を示しています。

RI組織規定に定められている通り、本立法案集(英語)は、2021年9月30日までに各地区ガバナーと規定審議会の全代表議員に送付されます。ロータリーからの書類を日本語、標準中国語、フランス語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語のいずれかで通常受け取っている方々には、後日、該当する言語の立法案が送られます。立法案集は(日本語も含め)My ROTARY [審議会ページ](#)にも掲載される予定となっております。

今後数カ月、規定審議会についてご質問がありましたら、ロータリー審議会業務部
(council_services@rotary.org)までご連絡ください。

よろしく願いいたします。

A handwritten signature in blue ink, appearing to be 'John Huerco', with a long horizontal line extending to the right from the end of the signature.

事務総長
ジョン・ヒューコ

2022 年規定審議会

目次

クラブ運営

- 22-01 ロータリークラブの目的を改正する件
- 22-02 ロータリークラブの目的を改正する件
- 22-03 ロータリークラブの目的を改正する件
- 22-04 衛星クラブの命名規定を改正する件
- 22-05 口頭による退会申出をクラブが受理する手順を規定する件
- 22-06 クラブ委員長が理事会メンバーとなれるようにする件
- 22-07 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件
- 22-08 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件
- 22-09 年次総会において現年度の中間報告と前年度の財務報告を採択することを定める件

会員

- 22-10 バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョンを加える件
- 22-11 年齢または障害を基とした入会制限を禁止する件
- 22-12 二重会員の禁止を廃止する件
- 22-13 会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件
- 22-14 正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件
- 22-15 衛星クラブの会員に関する規定を改正する件

ローターアクト

- 22-16 ローターアクターの年齢制限を設ける件
- 22-17 ローターアクターの年齢制限を設ける件
- 22-18 ローターアクターが RI 委員会の委員となれることを明文化する件

RI 役員と選挙

- 22-19 会長候補者の指名に関する規定を改正する件
- 22-20 会長選挙と理事選挙の一連の締切日を変更する件
- 22-21 理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件
- 22-22 理事指名委員会委員の資格条件を改正する件
- 22-23 理事の資格条件を改正する件
- 22-24 理事選挙におけるクラブ投票手続きの一連の締切日を改正する件
- 22-25 ガバナーノミニーの資格条件を改正する件
- 22-26 ガバナーの資格条件を改正する件
- 22-27 RI 理事会にロータリアンの元役員身分を剥奪することを許可する件

国際ロータリー(一般)

- 22-28 ゾーン内セクションの変更過程を改正する件
- 22-29 ゾーンの境界線を見直し、変更する手続きを改正する件
- 22-30 RI のガバナンス構造を定期的に見直す件
- 22-31 RI のガバナンス構造を定期的に見直す件
- 22-32 RIBI 役員 of の定義規定を改正する件

ロータリー財団(管理委員会)

- 22-33 ロータリー財団管理委員会の構成を改正する件

国際ロータリー(雑誌)

- 22-34 機関雑誌において全会員に電子版を、希望者に印刷版も提供することを規定する件
- 22-35 雑誌購読を任意とする件

国際ロータリー(クラブ)

- 22-36 新クラブ加盟の最低会員数を下げる件
- 22-37 加盟金に関する規定を RI 細則から削除する件
- 22-38 地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与える件

国際ロータリー(委員会)

- 22-39 RI 委員会に関する規定を改正する件
- 22-40 青少年交換委員会について規定する件
- 22-41 インターアクト委員会について規定する件

国際ロータリー(会議)

- 22-42 RI 理事会による直接対面式の会合の数を制限する件
- 22-43 元会長審議会の規定を RI 細則から削除する件

国際ロータリー(管理運営)

- 22-44 事務総長の任期を 2 期までとする件
- 22-45 事務総長の任期を 4 年とし 2 期までに限る件

人頭分担金

- 22-46 人頭分担金を増額する件
- 22-47 40 歳未満の会員に対する人頭分担金を改正する件
- 22-48 人頭分担金を 2022-23 年度の額に据え置く件

- 22-49 最低 10 会員分の人頭分担金を支払うことをクラブとローターアクトクラブに義務付ける件
- 22-50 クラブ報告および会費支払いの期日を改正する件
- 22-51 人頭分担金を月払いとする件

国際ロータリー(財務)

- 22-52 監査委員会と監査済み財務諸表に関する規定を改正する件
- 22-53 理事会が RI 準備金からの支出を報告する場所を改正する件
- 22-54 RI の予算と年次報告書をロータリーのウェブサイトで公開する件
- 22-55 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件

審議会(事前の手続き)

- 22-56 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件
- 22-57 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件
- 22-58 制定案に関連する締切日を改正する件
- 22-59 RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件
- 22-60 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件
- 22-61 RI 細則における矛盾を解消する件
- 22-62 決議審議会に提出された決議案または緊急制定案に欠陥があったとした理由を公表することを義務化する件

審議会(会議と代表議員)

- 22-63 ローターアクトクラブが立法案と決議案を提案し、ローターアクターが投票権を有する審議会議員となることを許可する件
- 22-64 審議会代表議員候補者の推薦規定を改正する件
- 22-65 直近の 5 名の元会長を投票権を有しない審議会議員とする件

22-66 規定審議会を直接会合またはオンライン会合で開催できるよう認める件

22-67 決議審議会における緊急制定案の採択に関する規定を明確化する件

22-68 規定審議会の議事録を公開するよう規定する件

審議会(その他)

22-69 採択された決議案にかかわる決定についてガバナーに通知するよう規定する件

22-70 国際ロータリー定款を、実質的な変更を行うことなく現代化かつ合理化する件

地区運営

22-71 クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件

22-72 地区の境界の変更基準を変更する件

22-73 地区境界の変更における施行期日の延期を規定する件

22-74 年次地区大会の開催を義務とする規定を削除する件

22-75 地区大会の開催の頻度と形式の規定を改正する件

22-76 地区大会の計画に関する規定を改正する件

奉仕部門と行動規範

22-77 専門能力開発を奉仕の第二部門に、職業奉仕委員会を推奨されるクラブ委員会に加える件

22-78 積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件

22-79 高齢者の生活の質の向上を含めるよう奉仕の第三部門を改正する件

22-80 地区と地区を国際的に結びつけるために奉仕の第四部門を改正する件

22-81 標準ロータリークラブ定款に奉仕の理念を加える件

22-82 ロータリアンの行動規範を規定する件

クラブ例会と出席

- 22-83 クラブが例会を取りやめられる理由を改正する件
- 22-84 ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件
- 22-85 出席報告の提出義務を撤廃する件
- 22-86 出席報告を月次会員総数の報告に変更する件
- 22-87 出席報告の要件を改正し、奉仕活動の四半期報告を含める件
- 22-88 クラブ細則において出席規定の例外を規定することを禁ずる件
- 22-89 クラブ細則に出席規定の例外を定めることを禁じ、メイクアップの期限を改正する件
- 22-90 例会欠席のメイクアップの期限を改正する件
- 22-91 例会欠席のメイクアップの期限を改正する件
- 22-92 出席規定の免除手続の規定を改正する件

制定案 22-01

ロータリークラブの目的を改正する件

提案者： 柏原ロータリークラブ(日本、第 2680 地区)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第3条 クラブの目的

4 本クラブの目的は、次の通りロータリーの発展に寄与するとともに、ロータリアンがロータ
5 リーの目的すなわち奉仕の理念を学び、実行することを奨励し育むことである。

6 ~~(a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと~~

7 ~~(b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること~~

8 ~~(c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること~~

9 ~~(d) ロータリー財団を支援すること~~

10 ~~(e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること~~

(本文終わり)

趣旨および効果

11 日本語では、標準ロータリークラブ定款第3条の見出しは、第5条の見出し(目的)と類
12 似している。しかし、あえて「クラブの目的」の項目をクラブ定款に入れるならば、それは
13 クラブの本質に迫るものでなければならない。そして本質は細々と書かれるものではな
14 く、簡潔に表現されてこそ力を持つと思われる。よって上記の提案をするものである。

15

16 この目的を遂行するために、どのような手段を選択するかは、クラブの特性や地域社会
17 の独自性を踏まえて、クラブが自主的に判断すべきものである。このクラブの自主性が
18 尊重されてこそ、ロータリアンの唯一の拠り所であるクラブが活性化するものとする。

19

20 現行の定款第3条「クラブの目的」の(a)項以外の4項は、クラブの目的を実現する手
21 段であり、現行のままでは目的と手段を混同する。よって上記の変更を提案するもので
22 ある。なお、現行の(b),(c),(d),(e)の4項目は、クラブ長期戦略計画の目標とすることこそ
23 ふさわしいと考える。

財務上の影響

24 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-02

ロータリークラブの目的を改正する件

提案者： 第 3510 地区(台湾)

- 1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。
- 2
- 3 **第 3 条 クラブの目的**
- 4 本クラブの目的は、次の通りである。
- 5 (a) 「ロータリーの目的」ならびに RI 理事会の定義によるロータリーの中核的価値観
- 6 の達成を目指すこと
- 7 (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- 8 (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- 9 (d) ロータリー財団を支援すること
- 10 (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

(本文終わり)

趣旨および効果

- 11 RI 理事会が折々に定義しているロータリーの中核的価値観である親睦、高潔性、多様
- 12 性、奉仕、リーダーシップは、ロータリアンを特徴づけるものであるとともに、それぞれの
- 13 人生においてロータリアンとなったことへの共通の誇りの源である。これらの価値観を、
- 14 個々の会員の年齢、性別、能力、あるいはそれ以外のいかなる違いをも超えた、全クラ
- 15 ブの目的の一つとして位置付けることにより、クラブにおける文化、互いへの敬意ならび
- 16 に寛容、活力の指針とできると思われる。これは、クラブにおける会員増強と絆の強化に
- 17 つながり、活動上の指針ともなる。

財務上の影響

- 18 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-03

ロータリークラブの目的を改正する件

提案者： 第 2760 地区(日本)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第3条 クラブの目的

4 本クラブの目的は、次の通りである。

5 (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと

6 (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること

7 (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること

8 (d) ロータリー財団を支援すること

9 (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

10 (f) ローターアクトクラブにロータリーとその活動等について啓蒙(啓発)する機会を増

11 やすこと

(本文終わり)

趣旨および効果

12 2019年の規定審議会でローターアクトクラブがRI加盟を求められ、会員となることがで
13 きると決議された。しかし、ローターアクトクラブがロータリーの基本理念や戦略計画などを
14 学ぶ場が少なく、国際ロータリーの一員として必要な理解を得ていないと思われる。提
15 唱クラブにとどまらず、ロータリークラブ会員が、ローターアクトクラブを理解するととも
16 に、ローターアクトクラブの知識の向上、地位の向上に貢献するべきである。そのために伝
17 える場を持つよう努力する必要があると思われる。

財務上の影響

18 本制定案は、RIに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定す
19 ることはできない。かかる費用は、ローターアクトクラブにロータリーとその活動等につい
20 て啓蒙(啓発)する機会を増やすためにRI理事会が提供する支援の範囲と内容に左
21 右されられると思われる。

制定案 22-04

衛星クラブの命名規定を改正する件

提案者： 第 5060 地区(カナダと米国)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 **第 2 条 名称**

4 本会は、

5

6

7

8

9

(国際ロータリー加盟会員)

10

11 本クラブの衛星クラブの名称は、その衛星クラブの会員が選ぶものとする。

12

13

14

15

(ロータリークラブの衛生クラブ)と
16 する。

(本文終わり)

趣旨および効果

17 衛星クラブは新しい革新的なロータリークラブを育むのに有効な方法である。衛星クラ
18 ブの公式名の形式を制限することに運用上の価値はない。逆に、独自の特徴およびス
19 タイルを衛星クラブの名称で表現できれば、会員がロータリーにおける自分たちの活動
20 に対し、より強い誇りを持つ機会となる。

財務上の影響

21 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-05

口頭による退会申出をクラブが受理する手順を規定する件

提案者: Alamo Heights ロータリークラブ(カナダと米国、第 5840 地区)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第 13 条 会員身分の存続

4

5 第 8 節 — 退会。書面による会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に
6 書面をもって行い、行うものとする。会員が口頭により退会を申し出た場合は、クラブ
7 役員がその会員に確認の連絡を送るものとする。理事会がその申出を受理するものと
8 する。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。その会員から退会申出を
9 撤回する旨の情報が提出された場合、その申出は理事会の決議に付されないものと
10 する。

(本文終わり)

趣旨および効果

11 現行の標準ロータリークラブ定款においては、いかなるクラブ会員でも退会の申出は書
12 面により行わなければならないと定められている。その一方で、退会を望む会員が、そ
13 の意思を既にほかの会員に表明していても、申出を書面で提出することについては拒
14 む、あるいはできないことが多いのが、クラブにおける経験および実情である。このよう
15 場合、退会が慎重な決断であったとしても、クラブは退会の手続きを踏むことができない
16 状況に陥ってしまう。

17

18 本制定案による改正により、代替の方法を採る必要をなくすことで、退会の手順がより容
19 易となる(代替方法の例:会員が、実質的に退会を通知してクラブを去り、その結果とし
20 てクラブの活動に参加していないのが実情である場合に、欠席または会費不払を理由
21 として会員身分を終結するなど)。これにより、このような申出をどのように受けたかを、ク
22 ラブ役員が書面で記録し、退会する会員とその意思を確認できるようになる。また、退会
23 の申出後、会員と確認が取れた場合、取れなかった場合、申出が撤回された場合につ
24 いて、クラブがそれぞれどう扱うべきかについて指針が提供される。このような口頭での
25 退会申出を最初に受けるのがどのクラブ会員であるかは問題ではない。なぜなら、すべ
26 ての会員は「四つのテスト」に従ってそのような口頭での情報を報告することが求められる
27 からである。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-06

クラブ委員長が理事会メンバーとなれるようにする件

提案者： 大阪ロータリークラブ(日本、第 2660 地区)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 **第 11 条 理事および役員および委員会**

4

5 **第 4 節 — 役員。**クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名
6 または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。
7 また、会場監督ならびにクラブ委員会委員長もクラブ役員であるが、細則が定める場
8 合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員
9 であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

10

11 **第 7 節 — 委員会。**本クラブは次の委員会を有すべきである。各委員会の委員長は理
12 事会のメンバーとすべきである。

13 (a)クラブ管理運営

14 (b)会員増強

15 (c)公共イメージ

16 (d)ロータリー財団、および

17 (e)奉仕プロジェクト

18 理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

(本文終わり)

趣旨および効果

19 2019 年規定審議会で制定案 19-21(主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバー
20 とすることを求める件)が上程され、賛成 238 票・反対 269 票の僅差で否決された。提
21 案された制定案には、常設する 5 つの委員会は推奨されるもので、当該委員長の理事
22 会メンバーは義務と規定されており、矛盾が生じていることも否決の理由であった。僅差
23 で否決された事実を受け止め、この問題のより良い解決策として、常設委員会とその委
24 員長を理事会メンバーにすることを推奨すると規定するものである。この規定により多く
25 のクラブは 5 つの常設クラブを持つことでリソースの選択と集中を図れる。一方、常設委
26 員会以外の委員会設置や、理事会構成メンバーを決める裁量権を持つ細則を規定す
27 ることで、大人数クラブ及び独自の組織文化を持つクラブにも受け入れられる規定にす
28 るものである。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-07

クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件

提案者： 茅ヶ崎ロータリークラブ（日本、第 2780 地区）

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第 7 条 会合

4

5 第 3 節 — 理事会の会合。理事会の会合。理事会のすべての会合後 ~~60~~30 日以内に、
6 書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

（本文終わり）

趣旨および効果

7 ロータリークラブにおける議事録は、クラブ会員にとってクラブがどういう決定をしたかを
8 知るための大変重要な書類である。実際の奉仕活動を行う各クラブにとっては、国際ロ
9 ーターやロータリー財団に準じた 60 日以内という期間は長過ぎる。なるべく早くクラブ
10 の決定を会員に伝えるために、30 日以内に変更することを提案する。これによって、例
11 会を欠席した会員にもクラブの情報が早く伝わり、奉仕活動への参加者が増加する効
12 果があると期待される。

財務上の影響

13 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-08

クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件

提案者： 第 1160 地区(アイルランドと北アイルランド)

- 1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。
- 2
- 3 第 7 条 会合
- 4
- 5 第 3 節 — 理事会の会合。理事会の会合。理事会のすべての会合後 ~~60~~20 日以内に、
- 6 書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 7 本制定案は、クラブ理事会の会議における出欠席および正式な議事内容を会員に報
- 8 告する期限日数を、主にボランティアにより運営されている倫理的な国際団体が 21 世
- 9 紀において機能するにふさわしい一定日数に改正しようとするものである。

財務上の影響

- 10 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-09

年次総会において現年度の中間報告と前年度の財務報告を採択することを定める件

提案者： 川越ロータリークラブ（日本、第 2570 地区）

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第 7 条 会合

4

5 第 2 節 — 年次総会。

6 (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務
7 報告を公表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31
8 日までに開催されるものとする。なお、現年度の中間報告と前年度の財務報告は
9 年次総会において附議され採択されなければならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

10 クラブ運営は、会員から徴収される会費により賄われている。会員から付託された資金
11 の使用については、年次総会の報告においても丁寧に説明される必要がある。現行の
12 ロータリークラブ定款によると、財務報告は「年次総会において発表 (presented)」とあ
13 る。年次総会というクラブ運営上の重要な機会でもあり、「発表 (presented)」ではなく、地
14 区の財務報告と同様に「採択 (adopted)」とし、執行部の説明責任と運営上の透明性をよ
15 り担保していくべきである。

財務上の影響

16 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-10

バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョンを加える件

提案者: Annanagar Aadithya ロータリークラブ(インド、第 3232 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第4条 クラブの会員身分

4

5 4.070. 会員の多様性

6 各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバ
7 ランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RI にいつ
8 加盟したかに関係なく、いかなる方法においても、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、
9 国籍、または性的指向により入会を制約すること、もしくは RI 定款または細則により明
10 白に認められていない入会の条件を課すことはできない。本節の規定に反する会員資
11 格のいかなる規定または条件も無効であり、効力をもたない。

(本文終わり)

趣旨および効果

12 多様性は、親睦、高潔性、奉仕、リーダーシップと並びロータリーの中核的価値観に含
13 まれている。多様性があることによって、異なる見解、文化、価値観が受け入れられ、評
14 価され、推進される。この多様性に、公平さとインクルージョンの価値を加えたい。

- 15 ● 多様性の中に趣と美しさとちからがある。
- 16 ● 公平さを通じて才能と能力が引き出される。
- 17 ● インクルージョンによって結束とロータリー体験に対する満足が生まれる。

18

19 ロータリーが地球で築き上げようとしているのは、人類というファミリーである。本制定案
20 は、すべてのクラブで生涯にわたる関係を築くためのファミリーという感覚に注意を向け
21 るものである。

財務上の影響

22 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-11

年齢または障害を基とした入会制限を禁止する件

提案者： 第 1980 地区(スイス)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 4 条 クラブの会員身分**

4

5 **4.070. 会員の多様性**

6 各クラブとローターアクトクラブは、多様性を推進するような均衡のとれた会員構成を構
7 築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RI にいつ加盟したかに関係なく、いかな
8 る方法においても、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、年齢、障害、国籍、または性的
9 指向により入会を制約すること、もしくは RI 定款または細則により明白に認められてい
10 ない入会の条件を課すことはできない。本節の規定に反する会員資格のいかなる規定
11 または条件も無効であり、効力をもたない。

(本文終わり)

趣旨および効果

12 会員増強計画において、どのような会員に積極的に的を絞るかは各クラブの自由であ
13 る。しかし、入会希望者または移転希望者が、クラブ細則における年齢制限、もしくは障
14 害があることが理由で会員となることができないのは、許されるべきことでない。障害者
15 が差別されてならないのは、言うまでもない。

財務上の影響

16 本提案が RI に財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-12

二重会員の禁止を廃止する件

提案者: Mariefred ロータリークラブ (スウェーデン、第 2370 地区)
Florianópolis ロータリークラブ (ブラジル、第 4652 地区)
Dr. Phillips ロータリークラブ (米国、第 6980 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 4 条 クラブの会員身分**

4

5 ~~4.040. 二重会員の禁止~~

6 ~~いかなる会員も、同時に以下に該当しないものとする。~~

7 ~~(a) 当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブに同時に所属する。~~

8 ~~(b) 同一のクラブにおいて名誉会員の資格を保持する。~~

9

10 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

11

12 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

13

14 **第 8 条 会員身分**

15

16 ~~第 5 節 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、~~

17 ~~(a) 本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、ま~~
18 ~~たは~~

19 ~~(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

20 RI、地区、クラブによる粘り強い勧誘にもかかわらず、クラブまたは地区レベルにおける
21 著しい会員増加を示すデータはほとんど見られない。本制定案は、会費を払っている
22 会員が、複数のクラブにおいて積極的に活動し、例会に出席できるようにするものであ
23 る。

- 1 規定審議会は近年、ローターアクターがローターアクトクラブとロータリークラブの両方
- 2 の会員となることを許可すると決定した。それと同様に、本案による変更により、ロータリ
- 3 アンが複数のロータリークラブの会員となれるようにすれば、活動的な会員にとってロー
- 4 タリー経験における可能性が広がると思われる。

財務上の影響

- 5 本制定案により、RI に財務上の影響を与えると考えられるが、現時点ではその額を特
- 6 定することはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供す
- 7 る支援の範囲と内容に左右されると思われる。RI が二重会員の状況を完全に把握する
- 8 ために、既存の RI のシステムならびに業務手順の変更が必要となると思われる。

制定案 22-13

会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件

提案者: East Sacramento ロータリークラブ (米国、第 5180 地区)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第 5 条 会員

4

5 第 2 節 — クラブの構成。

6 (a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職
7 業および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または
8 世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。上記に加
9 え、以上のいずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地
10 域内、もしくはその周辺地域にあること。~~クラブの所在地域外、もしくはその周辺~~
11 ~~地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同課員がクラブ身分のすべ~~
12 ~~ての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。~~

13

14 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

15

16 第 13 条 会員身分の存続

17

18 第 2 節 — 自動的終結。

19 ~~(a) 例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終~~
20 ~~結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域~~
21 ~~外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事~~
22 ~~会は~~

23 ~~(1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、~~

24 ~~(2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうた~~
25 ~~めに 1 年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることがで~~
26 ~~きる。~~

27 ~~(b) (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節 (a) 項の規定によって終結した場合、~~
28 ~~その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他~~
29 ~~の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。~~

30 ~~(c) (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理~~
31 ~~事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉~~
32 ~~会員 身分を取り消すことができる。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

1 本制定案は、会員が事業場または住居を所属クラブの所在地域内もしくはその周辺地
2 域に有する要件を撤廃し、RIの定款ならびに標準ロータリークラブ定款をRIのほかの
3 組織規定、さらにはクラブにおける現在の慣例と整合させるものである。現在、RI定款
4 第5条の2(a)ならびに標準ロータリークラブ定款第13条の2(a)において、会員は事業
5 場もしくは住居の所在をもって、所属クラブのある地域での存在を示すことが要件とされ
6 ている。しかし、この要件はいくつかの既存ロータリークラブの構造と矛盾しており、会員
7 を増加するどころか、制限するものとなっている。

8

9 2002年に世界初のオンラインのみのロータリークラブが正式に創設され、複数の大陸
10 にある国々にいる会員から成っている。以来、ほかにもEクラブやパスポートクラブが結
11 成され、拡大している。それらのクラブは、柔軟性があり、経費が抑えられ、活動に参加
12 しやすくなっており、会員が特定地域に居住もしくは就労していることを要件としていな
13 い。

14

15 テクノロジーが発達している今日、あらゆる年齢や背景の人々、特に若い人々、家庭や
16 仕事により時間が限られている人々、あるいは経済的にあまり余裕がない人々に、それ
17 ぞれが魅力を感じ、それぞれのニーズに合ったロータリークラブに入会するよう勧める
18 べきである。クラブと入会希望者が価値観と関心事を共有しているのであれば、ロータリ
19 ークラブが地理的制限を超えて会員を増強することができるようにすべきだ。

20

21 コロナ禍により、以前なかった方法や地域間でも、オンラインで会合を持ったり、人々が
22 ロータリークラブとつながったりすることが増えた。これによりロータリーならびに奉仕の
23 機会に対する認識が高まった人々が多い。地域社会でのプロジェクト、イベント、関係
24 づくりにおいては、これからも対面でのミーティングが不可欠であろう。その一方で、入
25 会や協力を希望する人たちに対し、彼らの仕事先や居住地に関わらずクラブが接触で
26 きるようにすることは、その時期が来ており、適切なことでもある。

財務上の影響

27 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-14

正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件

提案者: Itajaí-Porta do Vale ロータリークラブ(ブラジル、第 4652 地区)

- 1 国際ロータリー細則を次のように改正する。
- 2
- 3 **第 4 条 クラブの会員身分**
- 4
- 5 **4.100. 新会員のスポンサー**
- 6 会員は、どのクラブに対してでも新会員を推薦することができる。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

- 7 RI、地区、クラブによる粘り強い勧誘の努力にもかかわらず、クラブまたは地区レベルに
- 8 おける著しい会員増加を示すデータはほとんど見られない。
- 9
- 10 ロータリアンが築いてきた友情と職業上の広大なネットワークを、ロータリー全体が活用
- 11 できるようにすべきである。本案は、正会員が、自身の所属クラブに対してだけでなく、
- 12 ほかのどのクラブに対してでも新会員を推薦できるようにするものである。被推薦者が
- 13 RIの正式認可クラブに入会することとなった場合、推薦者が認証を受けるようにする。
- 14
- 15 本案は、RIによる既存の入会促進の取り組みと整合している。それらの取り組みをサポ
- 16 ートするだけでなく、RIの人頭分担金収入の増加にもつながる。

財務上の影響

- 17 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。ま
- 18 た、ほかのクラブに入会者を紹介することは、すでにロータリーの「入会候補者情報プロ
- 19 グラム」でできる。

制定案 22-15

衛星クラブの会員に関する規定を改正する件

提案者： 第 5060 地区(カナダと米国)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 1 条 定義

- | | | |
|----|----------------|--|
| 4 | 1. 理事会: | 国際ロータリー理事会 |
| 5 | 2. クラブ: | ロータリークラブ |
| 6 | 3. 組織規定: | RI 定款・細則と標準ロータリークラブ定款 |
| 7 | 4. ガバナー: | ロータリー地区のガバナー |
| 8 | 5. 会員: | 名誉会員以外のロータリークラブ会員 |
| 9 | 6. RI: | 国際ロータリー (Rotary International) |
| 10 | 7. RIBI: | グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという |
| 11 | | 管理上の地域 |
| 12 | 8. ローターアクトクラブ: | 若い成人のクラブ |
| 13 | 9. ローターアクター: | ローターアクトクラブの会員 |
| 14 | 10. 衛星クラブ: | 潜在的クラブ。その会員は、 スポンサー <u>いずれかのクラブ</u> |
| 15 | | の会員でもある。 |
| 16 | 11. TRF: | ロータリー財団 (The Rotary Foundation) |
| 17 | 12. 書面: | 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。 |
| 18 | 13. 年度: | 7 月 1 日に始まる 12 カ月間 |

19

20 第 4 条 クラブの会員身分

21

22 4.040. 二重会員の禁止

23 いかなる会員も、同時に以下に該当しないものとする。

- 24 (a) 当該いずれかのクラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブに同時に所属す
25 る。
26 (b) 同一のクラブにおいて名誉会員の資格を保持する。

27

28 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

29

30 第 1 条 定義

- | | | |
|----|---------|---------------|
| 31 | 1. 理事会: | 本クラブの理事会 |
| 32 | 2. 細則: | 本クラブの細則 |
| 33 | 3. 理事: | 本クラブ理事会の理事 |
| 34 | 4. 会員: | 名誉会員以外の本クラブ会員 |

- 1 5. RI: 国際ロータリー
2 6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は本いずれかのクラブの会員でもあ
3 (該当する場合): る。
4 7. 書面: 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
5 8. 年度: 7月1日に始まる12カ月間
6

7 第8条 会員身分

8
9 **第4節 — 衛星クラブの会員。**本クラブの衛星クラブの会員は本いずれかのクラブの会
10 員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続
11 く。

12 **第5節 — 二重会員の禁止。**いかなる会員も、同時に、

- 13 (a) 本クラブと、本いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはで
14 きない、または
15 (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

(本文終わり)

趣旨および効果

16 衛星クラブは、新しい革新的なクラブを増やすのに効果的な手段である。成功裡に長
17 年の間運営されてきたクラブにおける慣習ならびに伝統に、新会員が必ずしも馴染めな
18 い一方で、それらのクラブの現会員達はその伝統が好きで、大きく変えたくないと感じて
19 いることがよくある。

20
21 複数の異なるロータリークラブが存在できる地域において従来と異なる衛星クラブを設
22 けることにより、新たな成長の機会が生まれる。ロータリークラブの会員は、所属クラブ以
23 外のクラブに新会員を推薦することに躊躇するため、衛星クラブの会員をそのスポンサ
24 ークラブの会員のみに限ることは、潜在的な会員増加の可能性を制限することとなる。

25
26 所属クラブを一つに限る要件を撤廃すれば、地域のすべてのロータリアンが、衛星クラ
27 ブのような新しいタイプのクラブで活動したいと望む新会員を後押しすることができる。

財務上の影響

28 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
29 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援
30 の範囲と内容に左右されると思われる。

制定案 22-16

ローターアクターの年齢制限を設ける件

提案者： 第 3490 地区(台湾)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第 5 条 会員

4

5 第 3 節 — ローターアクトクラブの構成。ローターアクトクラブは、理事会により定められ
6 た通りに 18～40 歳のローターアクターにより構成されるものとする。

7

8 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する。

9

10 第 4 条 クラブの会員身分

11

12 4.060. ローターアクトクラブの会員

13 ローターアクトクラブは、理事会により定められた通り、18～40 歳の若い成人により構成
14 されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

15 標準ローターアクトクラブ定款の第 4 条(会員資格)には、「善良な人格とリーダーシップ
16 の資質を備えた 18 歳以上の学生および若い職業人が、資格ある会員となるべきであ
17 る」と定められている。

18

19 現在、ローターアクトクラブ会員の年齢に上限はない。ロータリークラブとローターアクト
20 クラブの会員の年齢層に重なりがあり、RI に支払う年会費に大きな差があるため、現行
21 の規定はロータリークラブが新会員を勧誘する上での妨げとなると思われる。年齢の上
22 限がないことが理由で、入会候補者が、ロータリークラブではなくローターアクトクラブを
23 選ぶ可能性がある。

24

25 今日のローターアクターは、彼らの世代で最も活発な若者たちから成っている。従って、
26 ローターアクトクラブの元来の意図の通り、ロータリークラブに大きく貢献できる多大な潜
27 在性を秘めている。しかし、ローターアクトクラブに年齢上限がないことは、ロータリーク
28 ラブによく影響を及ぼしている。人は、人生の各段階において異なる目標、理想、
29 展望を抱く。会員が抱くロータリアンとしての目的も同様である。ローターアクトクラブの

- 1 会員の年齢に40歳の上限を設けることで、成熟度、資力、時間配分の異なる二つの属性グループがよりよく区別されるであろう。
- 2

財務上の影響

- 3 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。現在、40歳を過ぎたローターアクターは非常に少ない。
- 4

制定案 22-17

ローターアクターの年齢制限を設ける件

提案者: Kanpur West ロータリークラブ (第 3110 地区、インド)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 4 条 クラブの会員身分**

4

5 **4.060. ローターアクトクラブの会員**

6 ローターアクトクラブは、理事会により定められた通り、30 歳以下の若い成人により構成
7 されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

8 前回の規定審議会の決定に従い、ローターアクターは二重会員となることが許されている
9 (すなわち、同時にロータリークラブとローターアクトクラブの会員となれる)。その一方
10 で、ローターアクターの年齢上限が撤廃された。このため、ローターアクターは生涯ロー
11 ターアクトの会員であることができる。

12

13 今、次のような問題が起こり始めている。第一に、一度ロータリアンとなったローターアク
14 ターたちが、RI の人頭分担金の負担を避けるためにロータリーを退会し、ローターアクト
15 に再入会している。第二に、40～50 歳の元ローターアクターたちが、リーダー職を務め
16 るためにローターアクトクラブに再入会している。

17

18 その結果、一定の年齢を過ぎたローターアクターがローターアクトクラブのリーダー職を
19 務めることを制限し、さらに、RI 人頭分担金の負担をロータリークラブ入会の前提条件と
20 する必要が生じている。

財務上の影響

21 本制定案の結果、現在と将来の会員に対する柔軟性が少なくなり、会員数または会員
22 維持率が減少すれば、国際ロータリーの収入も減少する可能性がある。現在あるロータ
23 ーアクターの年齢に関するデータは限られている。

制定案 22-18

ローターアクターが RI 委員会の委員となれることを明文化する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 17 条 委員会**

4

5 **17.080. 委員会の委員**

6 本節に別段の規定がある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員会お
7 よび小委員会の委員を任命するものとする。委員会は、委員にローターアクターを含め
8 てもよい。会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名し、すべての RI 委員会の職権
9 上の委員を務めるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

10 2019 年に別の会員種類としてローターアクトの立場が向上されたことを受け、本制定案
11 は、ローターアクターがいかなる RI 委員会にも応募し、委員を務めることができるように
12 するものである。現行の RI 細則では、特記がない限り、ロータリアンのみが RI 委員会
13 の委員となれると定められている。

財務上の影響

14 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-19

会長候補者の指名に関する規定を改正する件

提案者： 第 3490 地区(台湾)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 10 条 会長の指名と選挙**

4

5 **10.050. 委員会による指名**

6

7 10.050.1. 最適任のロータリアン

8 委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中か
9 ら、居住国にかかわらず、最適任のロータリアンを指名するものとする。ただし、委員会
10 は、会長、会長エレクト、もしくは前4年度のいずれかの年度に全任期を務めた元会長と
11 同じ居住国からの候補者を2年連続で指名しないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

12 ロータリーは、あらゆる側面において歴史的変化を経験しており、RI のリーダーたちが
13 考慮すべき重要課題は多い。RI 会長選挙の現行の方法では、2 年ごとに同じ国の会員
14 が選出される可能性がある。RI 会長の選出後 5 年間、同一国出身の候補者の指名を
15 禁ずる規定を取り入れることにより、世界中のロータリアンの参加機会が増えるであろう
16 。世界のロータリアンにとって RI のトップレベルに自分たちの代表を送る可能性が増せば、
17 士気が向上するだけでなく、RI がより多様な形で発展するであろう。

財務上の影響

18 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-20

会長選挙と理事選挙の一連の締切日を変更する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 10 条 会長の指名と選挙**

4

5 **10.030. 会長指名委員の選挙**

6

7 10.030.3. ゾーン内に適格な理事が二人以上いる場合

8 指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事が二人

9 以上いる場合、指名委員と補欠委員がクラブ投票で選ばれるものとする。

10

11 10.030.3.1. 投票の手続

12 事務総長は、単一移譲式投票の投票用紙を準備し、適格の元理事全員の氏名をアル

13 ファベット順に記載するものとする。事務総長は、投票用紙に元理事一人一人の写真と

14 履歴書を添えて、5 月 15 日までにゾーン内の各クラブに送付するものとする。記入した

15 投票用紙は、6 月 ~~30 日~~ 15 日までに RI 世界本部の事務総長のもとに必着するよう返送

16 されるものとする。クラブの投票数は、第 15.050.1.項に規定した計算式によって決定す

17 る。

18

19 10.030.4. 投票委員会の会合

20 会長によって任命された投票委員会は、会長の決定する時と場所、および方法におい

21 て会合し、投票用紙を審査し、これを数える。この会合は、7 月 ~~10 日~~ 6 月 25 日までに

22 開かれる。会合から 5 日以内に、投票委員会は、開票結果を事務総長に対して書面で

23 証するものとする。

24

25 **10.040. 委員会の手続**

26

27 10.040.3. 指名委員会への氏名の提出

28 事務総長は、5 月 1 日から 5 月 15 日の間に、資格を有するロータリアンに通知し、会長の

29 被指名者として考慮されることを希望するかどうかを尋ねるものとする。会長を務める意

30 思を事務総長に通知する期限は、6 月 ~~30 日~~ 15 日とする。6 月 ~~30 日~~ 15 日までに事務総長

31 に返答しないロータリアンは、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委

32 員会会合の少なくとも 1 週間前までに、会長を務める意思のあるロータリアンのリストを同

33 委員会、およびこのリストを要請したすべてのロータリアンに提出するものとする。

1 **10.070. クラブによる追加指名**

2 指名委員会によって行われる指名のほかに、以下の方法で対抗候補者を指名すること
3 ができる。

4
5 **10.070.1. 以前審議され、同意を得た候補者**

6 クラブは、第 10.040.3.項に従い、対抗候補者として会長に指名されることを考慮される
7 意思があることを事務総長に通知したロータリアンを、クラブが採択した決議を通じて推
8 薦することができる。この決議は、地区大会またはクラブ投票によって、地区内クラブの
9 少なくとも過半数の支持を得なければならない。支持は、ガバナーが事務総長に対し書
10 式で証さなければならない。この決議には、クラブの承認を得るために自己の氏名がク
11 ラブに提出されることに同意した被推薦ロータリアンからの書面を添付しなければならない。
12 この条件は ~~10月1日~~ 9月15日 までに受理されなければならない。

13
14 **10.070.2. 対抗候補者をクラブに通知**

15 ~~10月1日~~ 9月15日 の後、事務総長は、推薦された対抗候補者の氏名をクラブに通知
16 し、支持書式を提供するものとする。

17
18 **10.070.4. 対抗候補者が支持された場合**

19 11月 ~~15日~~ 1日 の時点において、対抗候補者が、直前のクラブ請求書の時点で RI に
20 加盟しているクラブの少なくとも 1 パーセントの支持(支持の少なくとも半分は対抗候補
21 者の所属ゾーンのクラブ以外からでなければならない)を得たなら、この対抗候補者お
22 よび指名委員会選出のノミニーは、第 10.090. 節の規定に従って投票に付されるものと
23 する。対抗候補者が 11月 ~~15日~~ 1日 までに所定の支持を得ていなければ、会長は、
24 指名委員会選出のノミニーを会長ノミニーとして宣言するものとする。

25
26 **10.090. クラブ投票手続**

27 第 10.070.節で規定されるクラブ投票による会長選挙の手続は、次のように行われるも
28 のとする。

29
30 **10.090.3. 投票用紙の配布**

31 投票委員会は、~~2月15日~~ 1月1日 までに投票用紙を各クラブに送付し、票に記入して
32 4月2月15日 までに RI 世界本部の投票委員会に必着するよう返送する旨指示を添え
33 るものとする。投票用紙に候補者の写真と履歴書を添えるものとする。投票用紙に候補
34 者の写真と履歴書を添えるものとする。

35
36 **10.090.4. クラブの投票**

37 クラブの投票数は、第 15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。

38
39 **10.090.5. 投票委員会の会合**

40 投票委員会は、4月2月20日 までに、会長の決定する時と場所および方法において
41 会合を開くものとする。委員会は、投票用紙を審査し、これを数える。投票委員会は、結
42 果を 5 日以内に事務総長に対して書面で証するものとする。

1 10.090.6. 投票の集計
2 過半数の票を獲得した候補者が、会長エレクトと宣言されるものとする。必要であれば、
3 第2 選択票および第3 以下の選択票をすべて算入するものとする。
4

5 10.090.7. 会長エレクトの発表
6 会長は、~~4月2月~~ 25 日までに会長エレクトの氏名を公表するものとする。
7

8 第 11 条 理事の指名と選挙

9

10 11.030. クラブ投票手続

11

12 11.030.3. 投票用紙の受理締切日
13 事務総長は、投票用紙に写真と履歴書を含め、次の 12 月 31 日までに、当該ゾーンま
14 たはセクション内の各クラブ宛てに送付するものとする。投票用紙は、投票を記入して 3
15 月~~2月~~ 1 日までに世界本部内の事務総長のもとに必着するよう返信する旨の指示を添
16 えて送付するものとする。
17

18 11.030.5. 投票委員会

19 会長は、投票用紙を審査し、これを数える投票委員会を任命するものとする。委員会
20 は、会長の決定する時と場所、および方法において ~~3月2月~~ 5 日までに会合を開催す
21 るものとする。委員会は、開票結果を 5 日以内に事務総長に対して書面で証するものと
22 する。
23

24 11.030.7. 理事ノミニーの発表

25 会長は、~~3月2月~~ 10 日までに、選出された理事ノミニーの氏名を公表するものとする。
26

27 11.030.8. 同数の場合

28 理事ノミニーのクラブ投票の結果、最高得票が同数の場合、再度のクラブ投票を実施
29 するものとする。事務総長は投票用紙の準備と送付をし、第 1 次クラブ投票で最高得票
30 を得た候補者たちの氏名、写真と履歴書を含めるものとする。投票用紙とその他の資料
31 は ~~3月2月~~ 15 日までに当該ゾーンまたはセクション内の各クラブに送付するものとす
32 る。この投票用紙には、記入の上、次の ~~5月4月~~ 1 日までに世界本部内の事務総長の
33 もとに必着するよう返送する旨の指示を添える。投票委員会は、会長の決定する時と場
34 所、および方法において、~~5月4月~~ 5 日までに、票を数えるための会合を開くものとする
35 。投票委員会は、結果を 5 日以内に事務総長に対して書面で証するものとする。会長
36 は、~~5月4月~~ 10 日までに当該ゾーン内の全クラブに対して、理事ノミニーを通知するも
37 のとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 RI 理事ならびに会長の選挙に関連する一連の締切日は、投票用紙を事務局から、なら
- 2 びに事務局まで郵送する以外に方法がなかった時代に定められたものである。現在、
- 3 投票はすべて電子的手段により行われているため、必要に応じこれらの選挙を行う場
- 4 合、所要日数をもっと短縮でき、より早く結果が判明する。

財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-21

理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 5 条 理事会

4

5 5.080. 理事の任期と資格条件

6

7 5.080.2. 資格要件

8 候補者は、理事として推薦される以前にガバナーとして全任期を務めた者でなければ
9 ならない(理事会がこれより短い在職でも十分であると認めた場合を除く)。また、候補
10 者がガバナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。候補者は、
11 推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に
12 出席しているものとする。理事として、細則の定める全期間または理事会の定める期間
13 を務めた人は、会長または会長エレクトとなる場合を除き、再度理事になることはできな
14 い。

15

16 第 11 条 理事の指名と選挙

17

18 11.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選挙

19

20 11.020.3. 指名委員会の構成

21 指名委員会は、規定に従い、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブによって
22 各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまた
23 はセクション内のクラブの会員で、選出の時点でパストガバナーであるものとする。委員
24 は、委員を務める前の 3 年間に、(a) 少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの 2 回の
25 ロータリー研究会と、(b) 1 回の国際大会に出席しているものとする。ただし地区は、地
26 区大会に出席し投票した選挙人の過半数によって採択された決議により、(a) または (b
27)の要件の一部または全部を免除することができる(この決議が次回の指名委員会のみ
28 に適用される場合)。委員は 1 年の任期をもって選出されるものとする。理事または元理
29 事は、指名委員会の委員となることはできないものとする。いかなるロータリアンも、指名
30 委員会の委員を 3 回以上務めないものとする。各委員はそれぞれ 1 票の投票権を有
31 するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 現行の規定によると、すべての理事候補者ならびに理事指名委員会委員候補者は、推
- 2 薦される前の36カ月間に、少なくとも2回のロータリー研究会と1回の国際大会に出
- 3 席していなければならない。ロータリー世界のいくつかの地域、特に過去3年間に国際
- 4 大会が近隣で開催されていない地域では、この資格条件を満たすロータリアンは少な
- 5 い。従って、この資格条件は、(意図的にではないにせよ)これ以外の資格条件を十分
- 6 満たしている会員がこれらの役割を務める機会を妨げている。同条件を撤廃すれば、よ
- 7 り多くのロータリアンがこの二つの役職を務めることができるようになるであろう。

財務上の影響

- 8 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-22

理事指名委員会委員の資格条件を改正する件

提案者: Delhi Lutyens ロータリークラブ (インド、第 3011 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 11 条 理事の指名と選挙

4

5 11.020. 指名委員会手続による理事ノミネーと補欠の選挙

6

7 11.020.3. 指名委員会の構成

8 指名委員会は、規定に従い、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブによって
9 各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまた
10 はセクション内のクラブの会員で、選出の時点でパストガバナーであるものとする。委員
11 は、委員を務める前の 3 年間に指名された時点において、(a) 少なくとも、当該理事が
12 指名されるゾーンの 2 回のロータリー研究会と、(b) 1 回の国際大会に出席しているもの
13 とする。ただし地区は、地区大会に出席し投票した選挙人の過半数によって採択された
14 決議により、(a) または (b) の要件の一部または全部を免除することができる(この決議
15 が次回の指名委員会のみにも適用される場合)。委員は 1 年の任期をもって選出される
16 ものとする。理事または元理事は、指名委員会の委員となることはできないものとする。
17 いかなるロータリアンも、指名委員会の委員を 3 回以上務めないものとする。各委員は
18 それぞれ 1 票の投票権を有するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

19 現在、理事指名委員会の委員は、委員として選出される以前に RI 国際大会ならびにロ
20 タリー研究会に出席していることが資格条件となっていない。しかし、選出後、指名委
21 員会の会合までに国際大会ならびにロータリー研究会に出席することを選択できる。

22

23 本改正案により、指名委員が十分な経験を積み、RI 理事選出の責任を十分に認識し
24 ているよう図れると思われる。候補者の資格条件には、RI 国際大会およびロータリー研
25 究会への出席経験が含まれるべきである。これにより、候補者が指名委員に必要な専
26 心と誠実さを備えていることが確かなものになる。本案は、一度指名された委員が出席
27 要件を満たせなかったために、選挙が無効となる可能性をなくすものである。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-23

理事の資格条件を改正する件

提案者： Enebakk ロータリークラブ(ノルウェー、第 2260 地区)
第 2275 地区(ノルウェー)
第 2290 地区(ノルウェー)
第 2305 地区(ノルウェーとスウェーデン)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 5 条 理事会

4

5 5.080. 理事の任期と資格条件

6

7 5.080.2. 資格要件

8 候補者は、理事として推薦される以前にガバナーとして全任期を務めた者でなければ
9 ならない(理事会がこれより短い在職でも十分であると認めた場合を除く)。また、候補
10 者がガバナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。候補者は、
11 推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に
12 出席しているものとする。理事として、細則の定める全期間または理事会の定める期間
13 を務めた人は、会長または会長エレクトとなる場合を除き、再度理事になることはできな
14 い。

(本文終わり)

趣旨および効果

15 ロータリーのシニアリーダーとなるのに必要な長い年月に加え、ゾーンにおける理事選
16 出の現行の基準が原因で、ロータリーのシニアリーダーの構成がロータリー全体の年齢
17 ならびに性別構成を反映していない可能性がある。現行の資格条件の下では、積極的に
18 に活動し適性のあるロータリアンたちが、意義ある理由もなしに 3 年以上待たされ、リー
19 ダー職から疎外される可能性がある。ロータリーの未来を確固たるものにし、熱意があ
20 り、より若くかつ多様な会員を引き付けるためには、熱意があり、より若く多様なリーダ
21 ーがゾーンおよび理事会において必要だと、ロータリアンたちは、これまで何度も訴えてき
22 た。

23

24 ガバナー任期後 3 年が経過していないと理事候補となれない規定を削除すれば、資格
25 条件を満たしているロータリアンが増え、若い会員が RI でリーダーとなれ、積極的に活
26 動し、適性のある会員がロータリーのシニアリーダーの役割を努めたいと思うようになる
27 であろう。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-24

理事選挙におけるクラブ投票手続きの一連の締切日を改正する件

提案者: Vijayawada Midtown ロータリークラブ (インド、第 3020 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 11 条 理事の指名と選挙

4

5 11.030. クラブ投票手続

6

7 11.030.3. 投票用紙の受理締切日

8 事務総長は、投票用紙に写真と履歴書を含め、次の 12 月 31 日までに、当該ゾーンま
9 たはセクション内の各クラブ宛てに送付するものとする。投票用紙は、投票を記入して 3
10 月 4 日 1 月 15 日 までに世界本部内の事務総長のもとに必着するよう返信する旨の指
11 示を添えて送付するものとする。

12

13 11.030.5. 投票委員会

14 会長は、投票用紙を審査し、これを数える投票委員会を任命するものとする。委員会
15 は、会長の決定する時と場所、および方法において 3 月 5 日 1 月 19 日 までに会合を
16 開催するものとする。委員会は、開票結果を 5 日以内に事務総長に対して書面で証す
17 るものとする。

18

19 11.030.7. 理事ノミニーの発表

20 会長は、3 月 10 日 1 月 24 日 までに、選出された理事ノミニーの氏名を公表するものと
21 する。

22

23 11.030.8. 同数の場合

24 理事ノミニーのクラブ投票の結果、最高得票が同数の場合、再度のクラブ投票を実施
25 するものとする。事務総長は投票用紙の準備と送付をし、第 1 次クラブ投票で最高得票
26 を得た候補者たちの氏名、写真と履歴書を含めるものとする。投票用紙とその他の資料
27 は 3 月 15 日 1 月 29 日 までに当該ゾーンまたはセクション内の各クラブに送付するもの
28 とする。この投票用紙には、記入の上、次の 5 月 1 日 2 月 13 日 までに世界本部内の事
29 務総長のもとに必着するよう返送する旨の指示を添える。投票委員会は、会長の決定
30 する時と場所、および方法において、5 月 5 日 2 月 17 日 までに、票を数えるための会
31 合を開くものとする投票委員会は、結果を 5 日以内に事務総長に対して書面で証する
32 ものとする。会長は、5 月 10 日 2 月 22 日 までに当該ゾーン内の全クラブに対して、理
33 事ノミニーを通知するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 デジタル化は、人類のあらゆる活動において生産性向上の道を開いている。インターネ
- 2 ットを活用して投票が行われている理事選挙も、その例外ではない。Eメールにあるボタ
- 3 ンをクリックするだけで投票が完了する今日において、現行の RI 規定にある 60 日の期
- 4 間は過剰であり、理事選挙という重要な運営プロセスに不必要な遅れを生じさせてい
- 5 る。
- 6
- 7 15 日間あれば、クラブにおける相談と実際の投票を行うのに十分である。RI はすでに、
- 8 ガバナー選挙に関連するインターネット投票を 15 日間で行っており、問題は起こって
- 9 いない。
- 10
- 11 本制定案が採択されれば、RI における組織管理の効率が向上すると思われる。

財務上の影響

- 12 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-25

ガバナーノミニーの資格条件を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 16 条 ガバナー

4

5 16.010. ガバナーノミニーの資格条件

6 理事会によって許可されない限り、ガバナーノミニーに選ばれる人物は、選出の時点
7 で、

8 (a) 地区内の機能しているクラブの瑕疵なき会員であるものとする。

9 (b) 少なくとも 5 年以上ロータリアンであること、またはそれと同等のリーダーとしての
10 経験を積んでいるものとする。

11 ~~(b)~~ (c) クラブ会長を全期務めた経験があること、または最低 6 カ月間クラブの創立会
12 長を務めた経験があるものとする。

13 ~~(c)~~ (d) 第 16.030. 節のガバナーの任務と責任を果たす意思があり、これを果たすこと
14 ができる者であるものとする。

15 ~~(d)~~ (e) 細則に定められているガバナーの資格条件、任務、および責任を熟知してい
16 るものとする。

17 ~~(e)~~ (f) このロータリアンが、ガバナーの資格条件、任務、責任を理解し、ガバナーとし
18 ての資格条件を備えており、これらの任務と責任を引き受け、これを忠実に果た
19 す意思を持ち、それができる状態にあることが明記された声明書を RI に提出す
20 るものとする。

21

22 16.020. ガバナーの資格条件

23 理事会によって許可されない限り、ガバナーは、就任時に、国際協議会に全期間を通
24 して出席しており、~~少なくとも 7 年以上ロータリアンであり、~~第 16.010. 節の資格条件を引
25 き続き保持していなければならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

26 ロータリーのリーダーとしての経験は、かけがえのないものであるが、ロータリーの外部
27 で職業上のリーダーとしての経験を積んだロータリアンは多い。本制定案は、地区指名
28 委員会が、ロータリー内外に関わらずリーダーとしてのスキルを兼ね備えた候補者を、よ

- 1 多く考慮できるようにするものである。さらに、この改正により、ロータリー歴の長くない
- 2 会員にも門戸が開かれると思われる。

財務上の影響

- 3 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-26

ガバナーの資格条件を改正する件

提案者： Enebakk ロータリークラブ(ノルウェー、第 2260 地区)
第 2275 地区(ノルウェー)
第 2290 地区(ノルウェー)
第 2305 地区(ノルウェーとスウェーデン)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 16 条 ガバナー**

4

5 **16.020. ガバナーの資格条件**

6 理事会によって許可されない限り、ガバナーは、就任時に、国際協議会に全期間を通
7 して出席しており、~~少なくとも7年以上ロータリアンであり、~~第 16.010.節の資格条件を引
8 き続き保持していなければならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

9 ロータリーでリーダーとなるのに長い年月が必要なため、シニアリーダーの年齢構成が
10 ロータリー会員の年齢構成を反映していない可能性がある。現行の会員歴年数に関する
11 資格条件の基準は、候補者のスキルではない。積極的に活動し適性があっても会員
12 歴年数条件を満たしていないロータリアンは、意義ある理由もなく待たされ、リーダー職
13 から疎外される可能性がある。ロータリーの未来を確固たるものにし、熱意があり、より若
14 くかつ多様な会員を引き付けるためには、熱意があり、より若く多様なリーダーが地区お
15 よびゾーンにおいて必要だと、ロータリアンたちは、これまで何度も訴えてきた

16

17 ロータリアン歴が7年以上でなければガバナー候補となれないという規定を削除すれ
18 ば、資格条件を満たしているロータリアンが増え、若い会員が RI でリーダーとなれるよう
19 になり、積極的に活動し、適性のある会員がロータリーのシニアリーダーの役割を努め
20 たいと思うようになるであろう。

財務上の影響

21 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-27

RI 理事会にロータリアンの元役員身分を剥奪することを許可する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 6 条 役員

4

5 6.050. 元役員身分の剥奪

6 理事会は、あるロータリアンが実際に役員を務めたことがある場合でも、正当な理由が
7 あれば、その人の元役員身分を剥奪してよい。理事会により、今後、元役員とみなされ
8 ないと判断されたロータリアンは、本細則が言及している RI 役職の中で元役員であるこ
9 とが資格条件となっているものにつき、それを務める資格はないものとする。理事会がそ
10 のような決議を下す前に、そのロータリアンには、その決議が下されるべきでない理由を
11 述べる機会が与えられるものとする。個人の元役員身分を剥奪するには、理事会全体
12 の 3 分の 2 の賛成票が必要とされる。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

13 本件は、理事会の運営審査委員会から提案されたものである。ある種の状況において
14 は、元役員が、もはや国際ロータリーの元役員として認められないと理事会が判断する
15 こともある。そういった判断の根拠は、元役員が犯罪行為、財務上の不正行為、詐欺、
16 ハラスメント、選挙干渉、ロータリー、その役員またはクラブに対する訴訟に関係してい
17 たこと、ロータリーの行動規範に反する行動をとったこと、理事会が適切だと認める元役
18 員の行動基準に沿っていないと理事会が考えるその他の行為または活動に関わってい
19 たことが判明した場合を含むが、これに限定されない。

20

21 しかし、元役員が、もはや国際ロータリーの元役員として認められないと理事会が判断
22 しても、その人物が、元役員であることが資格条件となっている RI の役職に就こうとした
23 場合、現在のところ、それを防ぐことはできない。本立法案は、この不整合を解消し、い
24 かなるロータリアンでも、元役員としての身分を剥奪された場合は、目的が何であれ元
25 役員とみなされないようにするものである。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-28

ゾーン内セクションの変更過程を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 11 条 理事の指名と選挙**

4

5 **11.010. ゾーン制の理事の指名**

6

7 11.010.4. ゾーンの新編成

8 ゾーン構成の改正は、理事会が行うことができる。

9

10 11.010.5. ゾーン内のセクション

11 ゾーン内で理事を指名するために、理事会は、ゾーン内にセクションを新設、変更、廃
12 止することができる。ロータリアン数がほぼ同数となるようにし、理事会の定める日程に
13 基づいて RI 理事を指名するものとする。~~RIBI のクラブを含むゾーンを除き、ゾーン内ク
14 ラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃止されることはない
15 ものとする。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

16 現在、RI 細則第 11.010.4 項は、理事会がゾーンを新設、変更できると定めている。ま
17 た、RI 細則第 11.010.5 項は、理事がゾーン内で交代で選出されるよう、理事会が適
18 宜、ゾーンのセクションを新設、変更することができるとしている。現在、全 34 ゾーン
19 の内、10 のゾーンがセクションに分かれている。

20

21 理事会は、ゾーンの境界を変更できる一方で、ゾーン内セクションの新設、変更につい
22 ては第 11.010.5 項の末尾の一文によりその権限が制限されており、これは第 11.010.4
23 と整合していない。本立法案は、ゾーンを変更する権限にゾーン内セクションを変更す
24 る権限も含まれていることを明文化しようとするものである。

財務上の影響

25 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-29

ゾーンの境界線を見直し、変更する手続きを改正する件

提案者： 第 5440 地区(米国)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 11 条 理事の指名と選挙

4

5 11.010. ゾーン制の理事の指名

6 理事の指名は、ゾーンによって行うものとする。

7

8 11.010.3. ゾーンの境界の定期的見直し

9 理事会は、言語、文化、ならびに組み合わせゾーンの間の地理的境界の連続性を可能な限り維持しつつ、少なくとも 8 年に 1 度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾーンの構成を見直すことを目的とした委員会を任命するものとする。理事会はまた、必要に応じて同じ目的のために臨時の見直しを行うことができる。

13

14 11.010.4. 委員会の委員

15 委員会は、3 名の現理事、RI の直前会長、ならびに事務総長により構成されるものとする。

16

18 11.010.5. 再編成の基準

19 委員会は、ゾーンの境界を変更するにあたり、可能な限り、以下の各基準をそれぞれの割合で適用するものとする。

20

- 21 1) 各ゾーンにおいて、ほぼ同数のロータリアンを維持する(40パーセント)。
- 22 2) 組み合わせゾーン内にあるクラブならびに地区の地理的境界を遮らず、連続性のあるものとする(25パーセント)。
- 23 3) 組み合わせゾーン内にあるクラブおよび地区において共通の言語が用いられる(25パーセント)。
- 24 4) 組み合わせるゾーン内にあるクラブおよび地区において共通の文化が存在する(10パーセント)。
- 25
- 26
- 27

28

29 11.010.6. 委員会による推奨事項

30 委員会による推奨事項は、理事会に提供されるものとする。ゾーン境界の変更を実施する最終的な権限は理事会に属するが、委員会の推奨に反する決定を下した場合、理事会はその理由を委員会に対し文書で伝えるものとする。

33

34 11.010.4.11.010.7. ゾーンの再編成

35 ゾーン構成の改正は、理事会が行うことができる。

1 11.010.5-11.010.8. ゾーン内のセクション
2 公平かつ合理的な方法を用いて、ゾーン内で理事を指名するために、理事会は、ゾ
3 ーン内にセクションを新設、変更、廃止することができる。ロータリアン数がほぼ同数となる
4 ようにし、理事会の定める日程に基づいて RI 理事を指名するものとする。これらのセク
5 ションは、理事会の定める日程に基づいて RI 理事を指名するものとし、ロータリアン数
6 がほぼ同数となるようにすることを含め、可能な限り共通の言語、文化、境界を達成また
7 は維持することを十分に考慮して編成されるものとする。RIBI のクラブを含むゾーンを
8 除き、ゾーン内クラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃
9 止されることはないものとする。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

10 本立法案は、ゾーンの境界が定期的に見直され、再編成されるようにするものであり、こ
11 れにより、個々のゾーン内ならびに組み合わせゾーン間における関係が保持、向上され
12 ると思われる。ロータリーは、参加者の基盤を広げ、より大きなインパクトをもたらそうとす
13 る中で、より大規模で、より持続性のあるプロジェクトを協力して実施するようクラブと地
14 区に奨励している。言語と文化が共通していれば、クラブならびに地区が、同様の関心
15 事と熱意を持つパートナーを見つけやすくなる。各ゾーンにおいて、ほぼ同数のロータ
16 リアンを維持することには一定の価値があるものの、これを再編成の最重点とすべきで
17 はない。

財務上の影響

18 本制定案は、RI の経費の増加につながると思われる。委員会の費用は、会合の経費な
19 らびに職員によるサポートの度合いに左右される。6 人から成る委員会の実際の会合経
20 費は、バーチャル形式の場合は、ほとんどかからず、対面形式の場合は、主に航空料
21 金、宿泊費、食事代のために約 20,000 米ドルとなると思われる。関連する間接経費とし
22 て、委員会を支援するために現存の職員が追加に費やす時間の経費は、30,000 米ド
23 ルと推算される。

制定案 22-30

RI のガバナンス構造を定期的に見直す件

提案者: Dronninglund ロータリークラブ (デンマークとフェロー諸島、第 1440 地区)
第 2250 地区 (ノルウェー)
第 2260 地区 (ノルウェー)
第 2290 地区 (ノルウェー)
第 2310 地区 (ノルウェー)
Göteborg ロータリークラブ (スウェーデン、第 2360 地区)
第 2390 地区 (スウェーデン)
第 2400 地区 (スウェーデン)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 5 条 理事会

4

5 5.010. 理事会の任務

6

7 5.010.4. ガバナンス構造の見直し

8 理事会は、最長でも 12 年に一度、(一社もしくは複数の)外部のコンサルティング会社
9 を雇い、RI の組織ガバナンス構造に対する包括的な見直しを実施し、その結果ならび
10 に推奨事項を次回の規定審議会に報告するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

11 RI の組織のガバナンス構造は長年、変化がないのに対し、RI のガバナンス上のニーズ
12 は昔とは異なっている。現在のガバナンス構造を包括的に見直すことは、既に行われて
13 いるべきことであるが、実施すればロータリーのガバナンスにおいて変更または改善で
14 きる分野が示される可能性がある。

15

16 見直す余地がある事柄の例としては、以下が挙げられる。

- 17 a) RI 理事ならびにロータリー財団管理委員の任期
- 18 b) RI 会長ならびに事務総長の執行上および事務的役割
- 19 c) RI 会長を有給の職務とすべきか否か
- 20 d) RI 理事またはロータリー財団管理委員の資格条件

- 1 提案されたプログラムまたはプロジェクトに関するアドバイスを得るために RI 理事会が
- 2 専門のコンサルティング会社を雇った前例は、RI 戦略計画とロータリー財団未来の夢を
- 3 含め、多くある。

財務上の影響

- 4 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 5 ことはできない。経費の増加額は、RI のガバナンス構造の包括的な見直しを行う外部コ
- 6 ンサルティング会社(一社もしくは複数社)の費用に左右される。費用は、そのようなプロ
- 7 ジェクトの規模および具体的な詳細による。

制定案 22-31

RI のガバナンス構造を定期的に見直す件

提案者: Riddarfjärden ロータリークラブ (スウェーデン、第 2370 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 5 条 理事会

4

5 5.010. 理事会の任務

6

7 5.010.4. ガバナンス構造の見直し

8 理事会は、最長でも 9 年に一度、(一社もしくは複数の)外部のコンサルティング会社を
9 雇い、RI の組織のガバナンス構造に対する包括的な見直しを実施し、その結果ならび
10 に推奨事項を次回の規定審議会に報告するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

11 RI の組織のガバナンス構造は長年、変化がないのに対し、RI のガバナンス上のニーズ
12 は昔とは異なっている。ガバナンス構造を、変更・改善するために、ロータリーのガバナ
13 ンス構造の包括的な見直しを実施することは可能であり、すべきである。

14

15 見直す余地がある事柄の例としては、以下が挙げられる。

16

- a) RI 理事ならびにロータリー財団管理委員の任期
- 17 b) RI 会長ならびに事務総長の執行上および事務的役割
- 18 c) RI 会長を有給の職務とすべきか否か
- 19 d) RI 理事またはロータリー財団管理委員の資格条件

20

21 提案されたプログラムまたはプロジェクトに関するアドバイスを得るために RI 理事会が
22 専門のコンサルティング会社を雇った前例は、RI 戦略計画とロータリー財団未来の夢を
23 含め、多くある。

24

25 RI 会長選出の規定が、ロータリアンを選ぶことを助長し、さらには、60 歳代後半より上の
26 ロータリアンの男性または女性以外を選ぶことを不可能にしているのは、事実である。こ
27 れは、この数年間、死亡もしくは健康上の理由で会長エレクトの後任が必要となったこと
28 で一層明らかとなった。

- 1 ロータリーが必要としているのは、各自の職業において現役で活動しながら、どの役職
- 2 でも努められるようなガバナンス構造である。さもなければ、ロータリーは、今後も主に現
- 3 役を引退した人たちによって管理され、現代の積極的で参加意欲のあるロータリアンた
- 4 ちの期待に沿えない組織であり続けるであろう。
- 5
- 6 上記の目的を完全に達成するには、**RI** 会長、理事、ガバナー、クラブ会長をはじめとす
- 7 る、ほぼ全ての役職に適宜変更を加えなければならない。

財務上の影響

- 8 本制定案は **RI** に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 9 ことはできない。経費の増加額は、**RI** の統括管理構造の包括的な見直しを行う外部コ
- 10 ンサルティング会社（一社もしくは複数社）の費用に左右される。費用は、そのようなプロ
- 11 ジェクトの規模および具体的な詳細による。

制定案 22-32

RIBI 役員の定義規定を改正する件

提案者: RIBI 審議会(英国)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第7条 役員

4 第1節—名称。RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事
5 務総長、地区ガバナー、ならびに、グレートブリテンおよびアイルランド内 RI の会長、
6 直前会長、副会長、議長、議長エレクト、名誉会計とする。

7

8 国際ロータリー細則を次のように改正する。

9

10 第11条 理事の指名と選挙

11

12 11.040. RIBI 役員 の 指 名

13 RIBI の会長、副会長、議長、議長エレクト、および名誉会計のノミニーは、RIBI の細則
14 に従って選ばれ、推薦され、指名されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

15 本制定案は、単に RIBI 審議会を率いるロータリアンの肩書を「会長 (president)」から
16 「議長 (chair)」に変更するとともに、RIBI を代表する RI 役員を更新するものである。
17 RIBI 以外のロータリー世界においては、「会長」という肩書はクラブ会長と RI 会長のみ
18 に適用されている。本制定案は、「RIBI 会長」と「RI 会長」との類似から混乱が生じる可
19 能性を避けようとするものである。

財務上の影響

20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-33

ロータリー財団管理委員会の構成を改正する件

提案者： 第 1980 地区(スイス)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 22 条** ロータリー財団

4

5 **22.020. 管理委員**

6 会長エレクトが推薦し、理事会が選出した 15 名の管理委員がいるものとする。各管理
7 委員は就任前の年度に選出される。4 名少なくとも 2 名の管理委員は、元 RI 会長とす
8 る。管理委員の構成には、RI における全世界での任命が反映されるべきである。すべ
9 ての管理委員は、TRF 細則の資格条件を満たすものとする。空席が生じた場合、任期
10 を全うする新しい管理委員を会長が指名し、理事会が選出するものとする。管理委員の
11 任期は 4 年とする。管理委員は再選することができ、無報酬でその任を務めるものとし
12 る。

(本文終わり)

趣旨および効果

13 これまで、ロータリー財団管理委委員会の構成は、ロータリー会員の地理的分布を常に
14 反映していなかった。

15

16 地域差の尊重が財団の成功に欠かせないことは、経験が示している。管理委員は、RI
17 理事ほど十分、地域的に分散していないため、ロータリー地域コーディネーターならび
18 に恒久基金／大口寄付アドバイザーが管理委員と緊密に連携して活動すべきという要
19 件を満たすことは、能力が限られた地域において不可能に近い。また 4 名の管理委員
20 が RI の元会長でなければならぬため、選択の自由は大きく制限されている。

21

22 本変更案により、財団がすべての地域の代表者から成り、最も有能な候補者を選ぶた
23 めのさらなる柔軟性がもたらされるであろう。

財務上の影響

24 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-34

機関雑誌において全会員に電子版を、希望者に印刷版も提供することを規定する件

提案者： Del Lago ロータリークラブ(チリ、第 4355 地区)
Santos ロータリークラブ(ブラジル、第 4420 地区)
第 4590 地区(ブラジル)
第 4621 地区(ブラジル)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 21 条 機関雑誌**

4

5 **21.020. 購読料**

6

7 **21.020.1. 購読義務**

8 各会員は、会員籍にある限り、機関雑誌、または理事会により当該クラブに対して承認
9 されたロータリー雑誌の有料購読者となるものとする。同じ住所に住む二人のロータリア
10 ンは、機関雑誌を合同で購読できる。各機関誌の購読料は、すべて理事会がこれを定
11 めるものとする。クラブは、購読料を徴収し、RI に送金するものとする。各会員は、印刷
12 版か電子版(利用できる場合)のどちらか電子版を受領し、さらに印刷版も受領すること
13 を選択できる。理事会は、会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認の
14 ロータリー雑誌で用いられている言語を読めない場合は、そのクラブに対する本節の規
15 定の適用を免除できる。

(本文終わり)

趣旨および効果

16 ロータリーの機関雑誌は、RI 会長、RI 理事会、管理委員会、およびその他のロータリー
17 役員からのメッセージを伝えるため、さらに一般関心事もしくはクラブと地区の活動に関
18 する情報を共有するための重要な手段である。デジタルテクノロジーの進化に伴い、人
19 々がスマートフォン、タブレット端末、またはノートパソコンを用いてニュースを得られるよ
20 うになった。デジタルメディアは、それ以前のメディアより、より機敏かつ低コストであり、
21 情報を即時に伝えることができる。既に、ほとんどのクラブならびに地区では月信やその
22 他の情報をデジタルで発信している。

23

24 最近更新されたロータリーのウェブサイト、rotary.org により、ロータリーがより一般的に
25 知られるようになっただけでなく、世界中の会員によるリソースのアクセスやコミュニケー
26 ションが拡大した。ロータリーの機関雑誌は現在、いくつかの言語の電子版で閲覧で
27 き、グローバルアウトルックならびにその他のニュースレターも同様である。

1 また、RI理事会ならびに管理委員会が新たに「環境」を重点分野に加え、2021年7月
2 1日から初の補助金資金が提供されることとなったことも指摘されるべきことである。紙の
3 出版物には、製紙に木材パルプ、印刷にインクや化学薬品、さらに電気を必要とする。
4 ロータリーは、環境保護を優先する団体として、このような出版物を制限すべきだ。紙
5 は、リサイクルするにも、漂白剤だけでなく大量の水とエネルギーの消費を伴う。

6
7 本案は、印刷版の雑誌を完全に撤廃することを意図したものではない。多くのロータリアン
8 は今も印刷版の方が良いと感じており、インターネットが利用できない地域では、印刷
9 版を代替形式とすることができる。本制定案の意図は、世界の伝統的な新聞や雑誌が
10 現在行なっているように、電子版、印刷版のいずれかを選択肢をロータリアンに提供す
11 ることである。

12
13 従って、本案の目的は環境保全にある。

財務上の影響

14 本制定案はRIに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
15 ことはできない。

16
17 印刷版雑誌の部数が減った場合、印刷部数が減るため、一部あたりのコストが増加す
18 る。経費の増減は、電子版と印刷版の両方を受け取ることを選ぶロータリアンの数に左
19 右される。

20
21 2019-20年度のデータ(『The Rotarian』誌の購読者数400,000名)に基づく現在の収入
22 および経費は以下のとおり。

- 23
- 24 ● 収入:約570万米ドル(内訳:講読料560万米ドル、広告料10万米ドル)
- 25 ● 直接経費:約510万米ドル(主に紙代、印刷費、郵送費、編集人件費)
- 26

27 加えて、技術、ビジュアルメディア、編集担当以外の事務局の人員費、その他の諸経費
28 に必要な間接経費がかかる。このほかに、適切な購読者データを収集・維持するための
29 システムおよび作業の変更に必要な経費が発生すると思われる。

30
31 現在、7パーセントのロータリアンが機関雑誌を電子版で利用することを選んでいる。

32
33 RIは地域雑誌の収支を記録していない。ただし、地域雑誌の出版者には収入および
34 支出において同様の影響が及ぶと思われる。

制定案 22-35

雑誌購読を任意とする件

提案者: Huesca ロータリークラブ (スペイン、第 2202 地区)
大阪ロータリークラブ (日本、第 2660 地区)
第 4560 地区 (ブラジル)
Blumenau-Flores do Ipê ロータリークラブ (ブラジル、第 4652 地区)
Blumenau-Oeste ロータリークラブ (ブラジル、第 4652 地区)
Blumenau-Verde Vale, ロータリークラブ (ブラジル、第 4652 地区)
Blumenau-Victor Konder ロータリークラブ (ブラジル、第 4652 地区)
Piçarras ロータリークラブ (ブラジル、第 4652 地区)
Cachoeirinha-Industrial ロータリークラブ (ブラジル、第 4670 地区)
Canela ロータリークラブ (ブラジル、第 4670 地区)
Gravataí-Parque dos Anjos ロータリークラブ (ブラジル、第 4670 地区)
Novo Hamburgo ロータリークラブ (ブラジル、第 4670 地区)
Palmares do Sul ロータリークラブ (ブラジル、第 4670 地区)
第 4740 地区 (ブラジル)
Boulogne Sur Mer ロータリークラブ (アルゼンチン、第 4895 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 21 条 機関雑誌**

4

5 **21.020. 購読料**

6

7 **21.020.1. 義務任意購読**

8 各会員は、会員籍にある限り、機関雑誌、または理事会により当該クラブに対して承認
9 されたロータリー雑誌の**有料購読者となることを選択できるものとする**。同じ住所に住む
10 二人のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読できる。各機関誌の購読料は、すべて理
11 事会がこれを定めるものとする。クラブは、**購読会員から購読料を徴収し、RI に送金す**
12 **るものとする**。各会員は、印刷版か電子版 (利用できる場合) のどちらかを選択できる。
13 理事会は、会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認のロータリー雑誌
14 で用いられている言語を読めない場合は、そのクラブに対する本節の規定の適用を免
15 除できる。

16

17 **標準ロータリークラブ定款**を次のように改正する。

18

19 **第 15 条 ロータリーの雑誌**

- 1 **第1節 — 義務任意購読。**本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会
2 員は、機関雑誌を購読するものとする。各会員は、機関雑誌の一つの購読者となるこ
3 とを選択することができる。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で
4 購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事
5 会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。
- 6 **第2節 — 購読料。**購読料は、クラブが各会員購読者から事前に徴収し、RIまたはRI
7 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 8 ロータリーの機関雑誌は、世界中のロータリアンに情報を提供し、ロータリーの推進活
9 動を広報する手段として、伝統的にRI会長ならびに理事会が好んで活用してきた媒体
10 である。世界中のロータリアンは、雑誌を通じ、アイデアや情報を交換している。
11
- 12 しかし、世界は変わった。現在、人々は、デジタル媒体を利用して世界中でアイデアを
13 交換し情報を発信しており、それはロータリーにおいても同様である。これらの媒体は、
14 ロータリアンが即時かつより低コストで情報を受信できるため、コストと時間の節約ができ
15 ると考えられている。
- 16
- 17 RIは長年、ブログ、特定のトピックに関するニュースレター、ソーシャルメディアを、情報
18 の伝達と拡散に活用してきた。その結果、雑誌に掲載されている内容の多くはデジタル
19 メディアを通じて提供されているものと類似しており、そのため、出版される頃にはロータ
20 リアンがあまり関心を抱くものでなくなっている。
21
- 22 これに加え、RIは最近、新たに「環境の保護」を重点分野に加えると決定した。紙の雑
23 誌の印刷部数を減らせれば、樹木の伐採をはじめ、紙の製造と、往々にして過度となる
24 紙の消費から生じる環境への悪影響の軽減に貢献できると思われる。

財務上の影響

- 25 本制定案が採択された場合、RIへの純収入が大きく減少する可能性がある。その減少
26 額は、『The Rotarian』誌の購読を選択するロータリアンの数によって左右されるため、現
27 時点でその額を特定することはできない。
28
- 29 購読部数が減少すれば、購読料および広告料収入が減少するだけでなく、印刷部数
30 が減ることにより1部あたりのコストが増加する。

1 2019-20年度のデータ(『The Rotarian』誌の購読者数 400,000 人)に基づく現在の収入
2 および経費は以下のとおり。

3

- 4 ● 収入:約 570 万米ドル(購読料 560 万米ドル、広告料 10 万米ドル)
- 5 ● 直接経費:510 万米ドル(主に印刷用紙、印刷代、郵送料、編集担当職員の人
6 件費)

7

8 加えて、技術、ビジュアルメディア、編集担当以外の事務局の人的費、その他の諸経費
9 に必要な間接経費がかかる。このほかに、適切な購読者データを維持するために必要
10 な作業・技術の変更に関連する経費が発生すると思われる。

11

12 RIは地域雑誌の収支を記録していない。ただし、地域雑誌の出版者にも、購読部数、
13 収入、支出において、同様に好ましくない影響が及ぶと思われる。

制定案 22-36

新クラブ加盟の最低会員数を下げる件

提案者： 第 5950 地区(米国)

- 1 国際ロータリー細則を次のように改正する。
- 2
- 3 **第 2 条 国際ロータリーの加盟申請**
- 4
- 5 **2.010. RI への加盟申請**
- 6
- 7 2.010.1. 新クラブ
- 8 新クラブは少なくとも 2015 名の創立会員を有するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 9 新しく革新的なクラブが結成後に急成長することがあるのは、これまでの例により証明さ
- 10 れている。活発に活動しているクラブは、地域社会での活動を通じて新会員を引きつけ
- 11 ることができ、これは、説得力があり明瞭なメッセージを発信できるクラブにおいて特に
- 12 そうである。私たちの地区でも、退役軍人、人身売買の根絶を目指して活動している職
- 13 業人、女性の社会的地位向上のための活動家ネットワークからなる複数のクラブにおい
- 14 て、ほとんど加盟直後から会員数が急増している。世界には、会員数が 15 名以下なが
- 15 ら、円滑に運営され、クラブの規模を超えたインパクトを生んでいるクラブが多くある。本
- 16 制定案の意図は、そのような小規模クラブの数を増やすことではなく、少人数でも特に
- 17 熱心なロータリアンたちが、人びとを引きつける奉仕のブランドであるロータリーを通じ
- 18 て、より大規模なグループに成長するのを手助けすることである。

財務上の影響

- 19 本制定案は、国際ロータリーに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその
- 20 額を特定することはできない。収入の増減は、この変更が会員増加または維持に与える
- 21 影響による。

制定案 22-37

加盟金に関する規定を RI 細則から削除する件

提案者: Itajaí-Porta do Vale ロータリークラブ (ブラジル、第 4652 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 2 条 国際ロータリーの加盟申請**

4

5 **2.010. RI への加盟申請**

6 RI に加盟するには、クラブまたはローターアクトクラブが理事会に対して加盟申請をす
7 る。加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付するものとする。加盟は、理事会が
8 承認した時点で有効となる。

(本文終わり)

趣旨および効果

9 本提案は、RI 細則第 2 条により義務付けられている RI 加盟金の支払いを、新クラブに
10 対し免除しようとするものである。

11

12 RI、地区、ならびにクラブの弛みない努力にも関わらず、過去 20 年間において、会員
13 数の停滞または減少の傾向がはっきりと見て取れる。この結果、多くの地区最編成が行
14 われている。新クラブの結成は、RI 全体の成長・拡大に寄与している活動である。

15

16 RI は現在、RI 細則第 2 条において新クラブ結成について規定しており、新クラブ結成
17 に伴う管理・維持費を賄うための加盟金の支払いを義務付けている (ロータリー章典第
18 18.020.7.項)。この課金の支払い責任は、入会金というかたちで、スポンサークラブのみ
19 ならず加盟クラブの会員が背負うこととなるため、新クラブの結成を妨げている。新クラ
20 ブの RI 加盟においては、通常、全体的な経済負担は、地区ならびにスポンサークラブ
21 が背負う分が重いことも指摘されるべきである。

22

23 本改正案により新クラブの結成が増え、結果として、RI の会員基盤が拡大し、人頭分担
24 金の収入源が増加することが望まれる。

財務上の影響

- 1 本制定案が採択された場合、RI への収入が減少すると思われる。新ロータリークラブが
- 2 支払う加盟金の額は、そのクラブの新会員の数が基となっている。過去 3 年間、新クラ
- 3 ブ数の年間平均は 850 となっており、新クラブごとの平均会員数は 25 名であった。加
- 4 盟金を除外した場合、RI の収入が年間約 320,000 米ドル減少すると思われる。

制定案 22-38

地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与える件

提案者： 第 4590 地区(ブラジル)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結**

4

5 **3.020. 理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結**

6

7 3.020.1. 加盟停止または終結

8 理事会は、以下のクラブまたはローターアクトクラブの加盟を停止または終結することができる。

9

10
11 (c) 組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、RI、または TRF、ま
12 たは地区(理事、管理委員、役員、代理人、職員を含む)を相手に訴訟を起こし
13 たり、訴訟を継続したりした。または、そのような訴訟を起こしたり、訴訟を継続した
14 りした会員またはローターアクターを有している。

(本文終わり)

趣旨および効果

15 本提案の目的は、法人としての地区に対する訴訟の使用を妨げることにある。これはま
16 た、個人とロータリー内の組織との間に生じた対立を解決するために仲裁もしくは調停
17 を用いる現行の規定を補完する(RI 細則第 24.010.項)。その規定では、仲裁または調
18 停が必要とされる論争の当事者の中に地区が既に含まれている。

19

20 第 3.020.1.項には、ロータリー内の組織を相手に訴訟を起こした人物を会員として有し
21 ているクラブに対し、理事会が加盟停止または終結の措置を取ることができると定めら
22 れている。しかし、訴訟相手としてガバナーなどのロータリー役員が含まれている一方
23 で、法人としての地区は言及されていない。

24

25 本制定案は、この不作為を正し、訴訟を起こす以前に仲裁および調停を用いる義務を
26 再確認しようとするものである。不要な訴訟を防ぐことで、法的費用を節約し、人間関係
27 における問題を軽減し、四つのテストを果たし、さらに何よりもロータリーの公共イメージ
28 を守ることができる。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-39

RI 委員会に関する規定を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 17 条 委員会

4

5 17.010. 常任ならびにその他の委員会

6 理事会は、以下の常任委員会を設置するものとする。

7 (a) 監査

8 (b) 定款細則

9 (c) 地区編成

10 (d) 選挙審査

11 (e) 財務

12 (f) 会員増強

13 (g) 運営審査

14 (h) 戦略計画

15

16 ~~(a) コミュニケーション: 6 名の委員とし、毎年 2 名ずつ任期 3 年で任命される。~~

17 ~~(b) 定款細則: 3 名の委員とし、毎年 1 名ずつ任期 3 年で任命される。ただし例外と~~
18 ~~して、規定審議会の開催年度には、4 年目の委員を務める最近の元委員を含め~~
19 ~~、4 名の委員から成る。~~

20 ~~(c) 国際大会: 6 名の委員とし、国際大会のホスト組織の委員長を含む。会長は、国~~
21 ~~際大会委員会の委員を 2 年間務めたことがあるが、委員長を務めたことのないロ~~
22 ~~ータリアンを委員長に任命できる。大会委員会の委員長に加えて、ほか 1 名の委~~
23 ~~員を以前に大会委員会で委員を務めたことがある人とする事ができる。~~

24 ~~(d) 大会委員会の委員長に加えて、ほか 1 名の委員を以前に大会委員会で委員を~~
25 ~~務めたことがある人とする事ができる。~~

26 ~~(e) 選挙審査: 6 名の委員とし、毎年 2 名ずつ任期 3 年で任命される。~~

27 ~~(f) 財務: 8 名の委員とし、うち 6 名は毎年 2 名ずつ任期 3 年で任命され、さらに RI~~
28 ~~財務長および理事会により任命された理事 1 名が、1 年を任期として投票権を有~~
29 ~~しない委員を務める。~~

30 ~~(g) ローターアクト: 3 名の委員が毎年 1 名ずつ任期 3 年で任命され、また 3 名のロ~~
31 ~~ータクターが含まれる。委員会は 1 名の会員と 1 名のローターアクターが共~~
32 ~~同委員長となる。~~

1 **17.020. その他の委員会**

2 理事会は、第 17.100 節の規定に従って必要に応じ、その他の委員会を設置し、できる
3 。理事会は、常設ならびにその他の委員会に関し、以下について決定できるもの
4 とする。

- 5 (a) 委員の数
- 6 (b) 委員の任期
- 7 (c) 委員の資格条件
- 8 (e) (d) 任務と権限
- 9 (d) (e) 次年度への委員の継続

10
11 RIとロータリー財団の両方に従属する委員会については、理事会と管理委員会が共同
12 で、委員の数、任期、資格条件、任務、および次年度への委員の継続について決定す
13 るものとする。

14
15 **17.030. 特別委員会**

16 第 17.010.節、第 17.020.節、第 17.080 節および第 17.090.節の規定は、指名委員会ま
17 たは細則第 17.040.節から第 17.070.節の下に結成された委員会には適用されない。

18
19 **17.040. 会員増強委員会**

20 理事会は、少なくとも 8 名の委員から成る会員増強委員会を任命するものとする。各委
21 員が少なくとも 3 年の任期を務め、1 年ごとにずらして任命され、委員を再任する資格を
22 有するものとする。

23
24 **17.050. 戦略計画委員会**

25 理事会と TRF 管理委員会は、8 名の委員から成る戦略計画委員会を任命するもの
26 とする。委員は、4 年任期を務め、1 名が理事会により、1 名が管理委員会によって、毎年 2
27 名が任命されるものとする。委員は、理事、管理委員、または元会長であってはならな
28 いものとする。委員長および副委員長は、RI 会長と TRF 管理委員長により共同で任命
29 されるものとする。委員を務めた期間が 3 年未満の委員は、再任されることができる。委
30 員は、長期的な計画、RI と TRF のプログラムと活動、および財務管理における経験の
31 バランスをとって選出されるものとする。委員会は、会長、理事会、TRF 管理委員長、ま
32 たは TRF 管理委員によって決定される通りに会合を開くものとする。

33
34 **17.060. 監査委員会**

35 監査委員会理事会は、7 名の委員による監査委員会を任命するものとし、各委員は独
36 立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会には、毎年理事会によって任
37 命される 2 名の理事と、毎年 TRF 管理委員会によって任命される 1 名の管理委員を含
38 むものとする。さらに同委員会には、理事会によって任命される 4 名の委員を含めるも
39 のとし、これらの委員は、理事会のメンバーでも管理委員でもなく、6 年任期を 1 期務め
40 る。委員会は、必要に応じて、RI と TRF の財務報告、外部監査、内部管理システム、
41 内部監査、関連事項について審査し、理事会に報告するものとする。委員会は、年に 3

1 回まで会合を開くものとする。会長、理事会、または委員会委員長は、通常会合の時、
2 場所、方法、通知について決定するものとする。会長、理事会、または委員会委員長は
3 ~~、通常会合の時、場所、方法、通知について決定するものとする。~~ 運営監査委員会の
4 委員長(または同委員長が指名した人)は、監査委員会への連絡担当者を務めるものと
5 する。

6 7 **17.070. 運営審査委員会**

8 理事会は、~~6名の委員による運営審査委員会を任命するものとする。各委員は、6年を~~
9 ~~超えない任期を1期務め、常時6名の委員を維持するために、毎年1名の委員を任命~~
10 ~~する。委員は、元会長、現理事、または現ロータリーTRF管理委員であってはならない~~
11 ~~ものとする。委員は、運営管理、リーダーシップ育成、財務管理における経験のバランス~~
12 ~~をとって選出されるものとする。会長または理事会は、会合の時、場所、方法、通知につ~~
13 ~~いて決定するものとする。理事会または会長によって必要とみなされた場合には、運営~~
14 ~~審査委員会は、運営、管理手続、経営基準の有効性と効率性を含む(ただしこれらに~~
15 ~~限らない)運営事項を審査できる。本委員会は、理事会の定める本節の規定と矛盾しな~~
16 ~~い職務権限の下に、理事会に直接報告する~~

17 18 **17.080. 17.030. 委員会の委員**

19 本節に別段の規定がある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員会お
20 よび小委員会の委員を任命するものとする。会長は、各委員会と小委員会の委員長を
21 指名し、すべての RI 委員会の職権上の委員を務めるものとする。

22 23 **17.090. 17.040. 会合**

24 本節に別段の規定がある場合を除いて、会長は、委員会および小委員会のすべての
25 会合の時、場所、方法、通知について決定するものとする。委員の過半数で定足数を
26 構成するものとし、定足数を満たしている会合出席者の過半数の決定を、委員会または
27 小委員会の決定とする。

28 29 **17.100. 17.050. 任期**

30 本細則に別段の規定がある場合を除いて、いずれの者も 3年1期を超えて同じ RI 委
31 員会の委員を務めることはできない。ある委員会に既に 3年満1期務めた者は、その
32 後に同じ委員会に任命される資格を持たない。本節は、アドホック委員会または職権上
33 の委員には適用されない。

34 35 **17.060. 委員会に関する例外**

36 第 17.010.節から第 17.050.節までの規定は、いかなる指名委員会にも適用されない。

37 38 **17.110. 17.070. 委員会の幹事**

39 理事会の別段の定めがない限り、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長
40 は自分を代行する幹事を指名することができる。

- 1 **17.120. 17.080.** 定足数
2 委員会委員の過半数をもって会合の定足数とする。ただし、本細則に別段の規定がある
3 場合、または、理事会でこれと異なる決定のあった場合は、この限りでない。
4
5 **17.130. 17.090.** 議事の実施方法
6 委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従った通信方法によって実施す
7 ることができる。ただし、本細則に反する場合は、この限りでない。
8
9 **17.140. 17.100.** 委員会に対する権限
10 すべての委員会は、5.010.2.(c).項に準じて、理事会の管理と監督に従う。会長指名委
11 員会の会長ノミニーの選出に関する決定を除き、すべての委員会による措置および決
12 定は理事会の承認によって初めて効力を生じる。ただし、第 13 条に抵触するすべての
13 措置および決定は、理事会がこれを管轄する。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 14 本件は、理事会の委員会に関する作業グループより上がったものである。委員会を RI
15 細則において義務付けることは硬直化を招く。ほとんどの非営利団体では、常任委員
16 会の設置が理事会に与えられた統括管理上の権限となっている。また、いくつかの委
17 員会の職務権限が往々にして漠然としており、委員会の目標が不明瞭である。本提案
18 は、理事会が年度ごとに一定の主要な委員会を設置することを義務付ける一方、その
19 ほかの委員会は必要に応じて設置できるようにするものである。

財務上の影響

- 20 本制定案は、国際ロータリーに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその
21 額を特定することはできない。経費は、各委員会の委員の数、および各委員会が年間
22 に開く会合の数により増減する。

制定案 22-40

青少年交換委員会について規定する件

提案者: Vilnius Lituanica International ロータリークラブ(リトアニア、第 1462 地区)
第 2042 地区(イタリア)
Bangkok Pattanakarn ロータリークラブ(カンボジア、ミャンマー、ベトナム、タイ、第 3350 地区)
第 3461 地区(台湾)
São Paulo-Sudeste ロータリークラブ(ブラジル、第 4420 地区)
第 4621 地区(ブラジル)
Curitiba-III Milênio ロータリークラブ(ブラジル、第 4730 地区)
María Susana ロータリークラブ(アルゼンチンとウルグアイ、第 4945 地区)
第 5040 地区(カナダ)
第 6510 地区(米国)
Annapolis ロータリークラブ(米国、第 7620 地区)
Perth City East ロータリークラブ(オーストラリア、第 9455 地区)
第 9570 地区(オーストラリア)
Jimboomba ロータリークラブ(オーストラリア、第 9640 地区)
Belmont ロータリークラブ(オーストラリア、第 9670 地区)
East Maitland ロータリークラブ(オーストラリア、第 9670 地区)
Kurri Kurri ロータリークラブ(オーストラリア、第 9670 地区)
Scone ロータリークラブ(オーストラリア、第 9670 地区)
Warner's Bay ロータリークラブ(オーストラリア、第 9670 地区)
Nepean ロータリークラブ(オーストラリア、第 9685 地区)
Benalla ロータリークラブ(オーストラリア、第 9790 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 17 条 委員会

4

5 17.010. 常任委員会

6 理事会は、以下の常任委員会を設置するものとする。

7 (a) コミュニケーション:6名の委員とし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。

8 (b) 定款細則:3名の委員とし、毎年1名ずつ任期3年で任命される。ただし例外と
9 して、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含
10 め、4名の委員から成る。

- 1 (c) 国際大会:6名の委員とし、国際大会のホスト組織の委員長を含む。会長は、国
2 際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが、委員長を務めたことのないロー
3 タリアンを委員長に任命できる。大会委員会の委員長に加えて、ほか1名の委
4 員を以前に大会委員会で委員を務めたことがある人とする事ができる。
- 5 (d) 地区編成:3名の委員とし、理事会から毎年1名ずつ任期3年で任命される。
- 6 (e) 選挙審査:6名の委員とし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。
- 7 (f) 財務:8名の委員とし、うち6名は毎年2名ずつ任期3年で任命され、さらにRI
8 財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有
9 しない委員を務める。
- 10 (g) ローターアクト:3名の委員が毎年1名ずつ任期3年で任命され、また3名のロー
11 ターアクトが含まれる。委員会は1名の会員と1名のローターアクトが共
12 同委員長となる。
- 13 (h) 青少年交換:6名の委員とし、毎年2名ずつ任期3年で会長により任命される。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 14 ローター青少年交換委員会は、2005年にアドホック委員会として理事会により設置さ
15 れた。理事会は最近、この委員会を撤廃する票決を下した。本提案は、この委員会を
16 RI細則における常任委員会として復活させようとするものである。
- 17
- 18 この委員会は、ロータリー青少年交換を改善・拡大するために、方針に関する推奨案な
19 らびに提案を作成して、旧委員会の業務を継続する。
- 20
- 21 歴史的に見て、この委員会は、世界中でロータリー青少年交換を管理運営するロータリ
22 アンボランティアの声を代表してきた。この委員会が復活すれば、これらのボランティ
23 ーたちがRI理事会ならびに事務局との公式のコミュニケーションルートができる。
- 24
- 25 委員会の復活により、RI理事会と地区青少年交換役員たちが直接連絡を取れるよう
26 になり、RI職員を通じた連絡で起こりかねない誤解を防げるであろう。
- 27
- 28 青少年交換役員が、長年の間、青少年交換プログラムにおける様々な役割を務めるの
29 が多いのに対し、RI職員は、RI組織内での昇進の機会のため歴史的に見て配置転換
30 が頻繁である。委員会の復活により、持続性と安定性がもたらされるであろう。
- 31
- 32 青少年交換における課題に関する意見を聞きたい場合、理事会とRI職員は経験豊か
33 で有能な委員会に尋ねることができるようになる。

財務上の影響

- 1 本制定案は RI の経費増加につながると思われる。委員会の費用は、会合の経費なら
- 2 びに職員によるサポートの度合いに左右される。6 人から成る委員会の実際の会合経
- 3 費は、バーチャル形式の場合はほとんどかからず、直接対面式の場合は、主に航空料
- 4 金、宿泊費、食事代のために約 20,000 米ドルとなると思われる。関連する間接経費とし
- 5 て、委員会を支援するために現存の職員が追加に費やす時間の経費は、30,000 米ド
- 6 ルと推算される。

制定案 22-41

インターアクト委員会について規定する件

提案者: Los Gatos Morning ロータリークラブ(米国、第 5170 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 17 条 委員会

4

5 17.010. 常任委員会

6 常任委員会

7 (a) コミュニケーション:6名の委員とし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。

8 (b) 定款細則:3名の委員とし、毎年1名ずつ任期3年で任命される。ただし例外と
9 して、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含
10 め、4名の委員から成る。

11 (c) 国際大会:6名の委員とし、国際大会のホスト組織の委員長を含む。会長は、国
12 際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが、委員長を務めたことのないロ
13 ータリアンを委員長に任命できる。大会委員会の委員長に加えて、ほか1名の委
14 員を以前に大会委員会で委員を務めたことがある人とする事ができる。

15 (d) 地区編成:3名の委員とし、理事会から毎年1名ずつ任期3年で任命される。

16 (e) 選挙審査:6名の委員とし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。

17 (f) 財務:8名の委員とし、うち6名は毎年2名ずつ任期3年で任命され、さらに RI
18 財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有
19 しない委員を務める。

20 (g) ロータリーアクト:3名の委員が毎年1名ずつ任期3年で任命され、また3名のロ
21 ータリーアクターが含まれる。委員会は1名の会員と1名のロータリーアクターが共
22 同委員長となる。

23 (h) インターアクト:6名の委員とし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。

(本文終わり)

趣旨および効果

24 本制定案は RI 細則を改正し、RI の新たな常任委員会について規定するものである。

25

26 2010年規定審議会は、制定案第 10-176 号を 343 票対 162 票で可決した。その制定
27 案はインターアクトを既存のロータリーアクト常任委員会に組み入れて、インターアクトの
28 ための RI の常任委員会を設置した。

1 その後、2019年規定審議会が制定案第19-75号を452票対40票の多数決をもって
2 可決した。その制定案は、当初その委員会の職務権限を改正するために立案されたも
3 のであったが、クラブが実施する青少年プログラムであるインターアクトとは異なる会員
4 経験としてのローターアクトを強調するため、その委員会の職務権限からインターアクト
5 が削除された。その制定案には、RI会長が適宜インターアクト委員会を任命することを
6 許可する文言、さらに、クラブ、地区、特定のシニアリーダーが請願または決議審議会
7 を通じてインターアクトに関する案件を理事会に提案できるという文言が含まれていた。
8 ローターアクトとインターアクトのニーズ、戦略、課題は本質的に異なるものであるため、
9 この委員会を分割することは運営上必要であった。

10
11 2010年から2019年まで、インターアクトプログラムはローターアクト・インターアクト常任
12 委員会によって代表されていた。RIの各会長がアドホックのインターアクト委員会を任
13 命することは許されているものの、RI細則にインターアクトの常任委員会が言及されて
14 いないため、実際に設置される可能性は低い。2020-21年版のRI公式名簿によると、
15 現在、18歳未満の青少年に特化した委員会はない。

16
17 ロータリーのウェブサイトには、次のようにある：「ロータリーは、次世代のリーダーを育て
18 ることの大切さを信じています。私たちのプログラムは、教育の機会を広げ、若い世代の
19 リーダーがリーダーシップのスキルを身につけ、奉仕の価値観を学べるよう応援しま
20 す」。

21
22 常設のインターアクト委員会を設置することで、青少年に対するロータリーのコミットメン
23 トがさらに明らかとなると思われる。

財務上の影響

24 本制定案はRIの経費増加につながると思われる。委員会の費用は、会合の経費なら
25 びに職員によるサポートの度合いに左右される。6人から成る委員会の実際の会合経
26 費は、バーチャル形式の場合はほとんどかからず、直接対面式の場合は、主に航空料
27 金、宿泊費、食事代のために約20,000米ドルとなると思われる。関連する間接経費とし
28 て、委員会を支援するために現存の職員が追加に費やす時間の経費は、30,000米ド
29 ルと推算される。

制定案 22-42

RI 理事会による直接対面式の会合の数を制限する件

提案者： 第 4590 地区(ブラジル)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 5 条 理事会

4

5 5.060. 理事会の会合

6

7 5.060.1. 頻度、通知、および方法

8 理事会の会合は、各年度に少なくとも 2 回開くことを条件として、理事会が決定する時
9 間、場所、方法において開くか、もしくは会長の招集によって開くものとする。必要としな
10 い場合を除き、30 日前までに、事務総長は全理事に会合を通知する。公式会合および
11 理事の参加は、直接出席、テレカンファレンス、インターネット、およびその他の通信設
12 備によって行うことができる。理事会は、年 3 回を限度として直接対面式の会合を開くも
13 のとし、規定審議会の年度には、さらに 1 回、直接対面式の会合を開くことができる。理
14 事会は、会合を開かずに、書面による全員の同意をもって議事进行处理することができ
15 る。会長ノミニーは、理事会会合において、投票権を持たない出席者となるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

16 RI は、常に更新を重ね、変化する時代に対応してきたからこそ、一世紀以上の歴史を
17 誇る団体となれた。ポール・ハリスの次の言葉を忘れてはならない。「世界は絶えず変化
18 しています。そして私たちは世界とともに変化する心構えがなければなりません。ロータ
19 リーの物語は何度も何度も書き替えられなければならないでしょう。」

20

21 光ファイバー・ネットワーク、5G 通信、さらに、より有用なコミュニケーションならびに会合
22 ソフトウェアの普及などといった新たなインターネットのテクノロジーの発達により、直接
23 会合の必要性は極めて少なくなり、これは新型コロナの世界的流行の下ですでに確認
24 されている。

25

26 ロータリーはまた、人的ネットワークづくりと慈善活動に特化した複数の新しいソーシャ
27 ルメディアツールとの競合関係にあり、それらの多くはユーザーに無料でサービスを提
28 供している。そのような選択肢がある中で、若者たちならびに現役を退いた人たちにとつ
29 てロータリーの魅力が薄れる傾向にあり、特にロータリーにおける会員費用は敬遠の材
30 料となっている。

- 1 ロータリーにとって、理事会による頻繁な直接会合が及ぼす影響はその費用だけでは
2 ない。直接会合によって、航空機やその他、大量の二酸化炭素を排出する輸送手段の
3 利用が必要となるだけでなく、理事会メンバーが仕事と家族との時間を犠牲にすることと
4 なる。
5
6 結論として、本提案の目的は、ロータリーのシニアリーダーの貴重な時間を最も適切に
7 活用するだけでなく、RI 全体の費用ならびに環境への影響を軽減することにある。

財務上の影響

- 8 理事会がエバンストンでの直接会合を行わない場合、本制定案が RI の経費削減につ
9 ながる可能性がある。2022 会計年度予算において、エバンストンにおける 1 回の理事
10 会会合の平均費用は約 122,000 米ドルである。
11
12 理事会が国際大会もしくは国際協議会における理事会会合を廃止した場合でも、RI は
13 それらの国際会合に向かう理事会の旅費の資金を支給すると思われる。

制定案 22-43

元会長審議会の規定を RI 細則から削除する件

提案者： 第 7360 地区(米国)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 20 条 その他の会合

4

5 ~~20.030. 元会長審議会~~

6

7 ~~20.030.1. 構成~~

8 ~~会員である元会長をもって構成される審議会を常設するものとする。会長は、本審議会の投票権を有しない職権上のメンバーであり、その会議に出席し、議事に参加する特典を有する。直前会長のすぐ前の元会長は審議会の議長、直前元会長は副議長、事務総長は幹事を務めるが、審議会のメンバーにはならないものとする。~~

12

13 ~~20.030.2. 任務~~

14 ~~元会長審議会は、会長または理事会から付託された事項を考察するものとし、これについて理事会に進言し、推奨することができる。審議会はまた、理事会の要請に応じて、クラブ、地区および役員が関わる事柄の調停者としての役割を果たすものとする。~~

17

18 ~~20.030.3. 会合~~

19 ~~会長または理事会は、元会長審議会を招集でき、年次国際大会および/または国際協議会において会合を開くこともできる。審議会議長は、毎回の会合後、必ず理事会に書面で報告するものとする。~~

21

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

22 元 RI 会長は権限を有しない。元会長審議会は、実質的に、会員が経費を負担して国際協議会と国際大会で行われる同窓会である。元会長の功績を讃えること、(全てのロータリアンと同様)全ての元会長に RI の会合に出席を勧めることは大事だが、その経費をロータリアンが負担させられるべきではない。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
- 2 ロータリー章典の規定により、RI 元会長は、国際大会の本会議の一つのセッションにおいて紹介されるため、今後も国際大会への出席のための資金が提供されると思われる。
- 3
- 4 ただし、元会長の国際協議会への出席に関しては、現在、資金は提供されていない。

制定案 22-44

事務総長の任期を2期までとする件

提案者: 横浜東ロータリークラブ(日本、第 2590 地区)
前橋ロータリークラブ(日本、第 2840 地区)
第 3490 地区(台湾)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第6条 役員

4

5 6.040. 事務総長の選挙と任期

6 理事会はロータリアンを事務総長として選出し、その任期は5年を超えない。その選挙
7 は、任期の最終年の3月31日までに、または空席が生じた場合に行われ、理事会が
8 異なる日付を設定しない限り、選挙後の7月1日に新しい任期が始まる。事務総長は
9 一度に限り再選されることができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

10 RI細則第6.040.節(事務総長の選挙と任期)は、事務総長の任期は5年を超えず、再
11 選されることができると定めている。現在は、RI事務総長は再選を繰り返すことにより、
12 長期による在職期間が可能となる状況にある。

13

14 RI役員任期は、RI会長1年、RI理事2年、ロータリー財団管理委員4年であること
15 から、事務総長は再選を繰り返すことにより、他役員任期と比較すると長期の在職が可
16 能である。RI役員任期が短期間に設定されているのは、リーダーシップの継続を保
17 持しながら、時代の推移に伴う変化に的確な判断と対応をし、組織運営を健全に保持
18 することにある。また、意欲ある有能な人材を登用する機会をもたらし、組織の活性化と
19 長期的な発展を高めるためである。事務総長の任務は、これらの理由から見直す必要
20 がある。

21

22 本制定案は、「事務総長の再選は一度限りとする」とし、その任期は通算在任期間が10
23 年を超えないこととするものである。

24

25 ロータリークラブの奉仕活動は世界各国で展開され、高い評価を得ている。これら奉仕
26 活動を支援するRI本部事務局は、高水準で健全な運営が要求される。

- 1 一人の事務総長が何年もの長期にわたってその地位を維持することも認められる現在
- 2 の規定は、公平さ、公正性、次世代リーダーの育成というロータリーの理想にそぐわな
- 3 いものである。

財務上の影響

- 4 本制定案は、国際ロータリーに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその
- 5 額を特定することはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が
- 6 提供する支援の範囲と内容に左右されると思われる。新事務総長を確保するための外
- 7 部人材の発掘が追加で必要となった場合、幹部スカウト専門会社を雇う費用は、現在
- 8 の市場価格で 100,000～150,000 米ドルとなると思われる。

制定案 22-45

事務総長の任期を4年とし2期までに限る件

提案者： 和歌山南ロータリークラブ(日本、第2640地区)
敦賀ロータリークラブ(日本、第2650地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第6条 役員

4

5 6.040. 事務総長の選挙と任期

6 理事会はロータリアンを事務総長として選出し、その任期は 54年を超えないとする。そ
7 の選挙は、任期の最終年の3月31日までに、または空席が生じた場合に行われ、理
8 事会が異なる日付を設定しない限り、選挙後の7月1日に新しい任期が始まる。事務
9 総長は再選されることができる。事務総長の任期は2期8年を超えてはならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

10 ロータリーではすべての役職が定期的に交代される。会長は1年、理事は2年、管理
11 委員は4年である。また、事務総長は、必要な場合、理事会に代わって決定を行う権限
12 が与えられている。事務総長はロータリー組織の最高経営責任者(CEO)であり、無期
13 限にその地位に留まることは望ましくない。一定の任期を設けるべきである。

財務上の影響

14 本制定案は、国際ロータリーに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその
15 額を特定することはできない。かかる費用は、この目標を達成するためにRI理事会が
16 提供する支援の範囲と内容に左右されると思われる。新事務総長を確保するための外
17 部人材の発掘が追加で必要となった場合、幹部スカウト専門会社を雇う費用は、現在
18 の市場価格から100,000～150,000米ドルの範囲内となると思われる。

制定案 22-46

人頭分担金を増額する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 18 章 財務事項

4

5 18.030. 会費

6

7 18.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、各会員につき、次のように RI に人頭分担金を支払う。~~2019-20 年度には半~~
9 ~~年ごとに米貨 34 ドル、2020-21 年度には半年ごとに米貨 34 ドル 50 セント、2021-22 年~~
10 ~~度には半年ごとに米貨 35 ドル、2022-23 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 35 ドル~~
11 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 36 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年
12 ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2025-26 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 38 ドル 50
13 セント。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 RI の収入源には、会費と投資収入が含まれる。加えて、「Rotary」誌、国際大会、その
15 他の特定の独立採算活動を支えるために使われるそのほかの収入源もある。会費は
16 RI 予算における中核的な収入の約 95 パーセントを占めている(独立採算活動におけ
17 る収入を除く)。投資収入は予算における中核的な収入の約 2.5 パーセントを成してい
18 るが、本質的に予測不可能であり、金融市場の変動に左右される。

19

20 人頭分担金の額を推奨する際、理事会は財務委員会の支援を受け、5 年財務見通し
21 を注意深く分析している。この見通しは、会員数、投資収入、インフレ、プロジェクト資金
22 の支出などの要因を考慮して作成される。理事会は、RI が、RI 細則により求められてい
23 る年度予算の均衡を保てるよう、この見通しならびにその要因を規定審議会の開催直
24 前まで継続的に評価している。本制定案は、RI 理事会の継続的な評価の結果、改正さ
25 れる可能性がある。

26

27 そのため、本制定案は、RI 細則を改正し、2023-24 年度から 2025-26 年度まで、人頭分
28 担金を毎年米貨 2 ドルずつ増額しようとするものである。本制定案により、RI の現在の

- 1 運営管理とプログラムを持続させ、さらに、将来に向け RI 財務の持続性を支援するの
- 2 に足りるレベルまで、人頭分担金収入を調整する。

財務上の影響

- 3 本制定案は、RI の人頭分担金収入の増加につながると思われる。
- 4
- 5 人頭分担金を 3 年連続、毎年米貨 2 ドルの増額した場合、毎年平均約 2.73 パーセント
- 6 の増収となる。
- 7
- 8 現在の会員数を前提とすると、2023-24 年度から 2025-26 年度までの各年度に、RI へ
- 9 の人頭分担金収入が米貨で約 240 万ドル増加することとなると思われる。
- 10
- 11 RI 細則は均衡予算を求めている。

制定案 22-47

40歳未満の会員に対する人頭分担金を改正する件

提案者： 鹿屋西ロータリークラブ（日本、第 2730 地区）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 18 章 財務事項**

4

5 **18.030. 会費**

6

7 18.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、各会員につき、次のように RI に人頭分担金を支払う。2019-20 年度には半
9 年ごとに米貨 34ドル、2020-21 年度には半年ごとに米貨 34ドル 50セント、2021-22 年
10 度には半年ごとに米貨 35ドル、2022-23 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 35ドル
11 50セント。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとし
12 る。ただし、40歳未満のロータリークラブ会員の人頭分担金は、ローターアクトクラブ会
13 員の額に準ずる。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 ローターアクトクラブが RI の加盟クラブになったことを受け、本制定案はより多くの若い
15 会員を増やすことを意図している。40歳未満の会員の人頭分担金を減額することによ
16 り、若手会員が入会しやすくなる。

17

18 クラブを活性化させ、その存続と発展を確かなものにするには、若手会員層の増強・育
19 成が不可欠であると考える。

財務上の影響

20 本制定案は、RI の収入を大幅に減らし、経費を増やす結果をもたらすと思われる。増
21 減の額は、実際に減額後の RI 人頭分担金を払う 40歳未満の会員の人数による。

22

23 ● 現在、会員の約 70 パーセントの年齢情報が收容されている RI のデータベースによ
24 ると、2020 年 7 月現在、40歳未満の会員は 72,500 人いた。

- 1 • 仮に、72,500 人の会員が RI の人頭分担金でなく、ローターアクトの人頭分担金を
2 払うこととなった場合、RI への人頭分担金収入はおよそ 450 万米ドル減少すると思
3 われる(ロータリアンの人頭分担金額が 70 米ドル、ローターアクターが 8 米ドルと前
4 提)。
5
6 さらに、データベースと請求システムの改善のための技術経費と、年齢情報を維持す
7 るための事務経費がかかる。
8
9 RI 細則は均衡予算を求めている。RI 人頭分担金が大幅に減額されれば、RI により提
10 供される業務およびサービスに影響を与えられるが、具体的な内容は現時点で
11 断定できない。

制定案 22-48

人頭分担金を 2022-23 年度の額に据え置く件

提案者： 第 4560 地区(ブラジル)
第 4621 地区(ブラジル)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 18 章 財務事項

4

5 18.030. 会費

6

7 18.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、各会員につき、次のように RI に人頭分担金を支払う。~~2019-20 年度には半~~
9 ~~年ごとに米貨 34 ドル、2020-21 年度には半年ごとに米貨 34 ドル 50 セント、2021-22 年~~
10 ~~度には半年ごとに米貨 35 ドル、2022-23 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 35 ドル~~
11 ~~50 セント。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとし~~
12 ~~る。2023-24 年度、2024-25 年度、2025-26 年度の人頭分担金は半年ごとに米貨 35 ドル~~
13 ~~50 セントに据え置かれるものとする。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

14 増額の一途をたどる RI の人頭分担金は、世界中のクラブでロータリアンの不満のもと
15 になっており、退会(または回転ドア効果)を大きく助長している。

16

17 長引く新型コロナウイルスの世界的流行により、ロータリーは対面会議、旅行、宿泊、食
18 事において、かなりの経費節減を達成したはずであり、よって、細則に定められているほ
19 どの半期ごとの人頭分担金の増額は必要でないと思われる。

20

21 そこで、2022-23 年度より 3 年間、人頭分担金の額を据え置くことを提案する。

財務上の影響

22 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点
23 でその額を特定することはできない。RI 細則は均衡予算を求めている。従って、人頭分
24 担金を増額しないことにより、RI の運営ならびに業務内容に影響が及ぶ。

- 1 理事会は、RIの5カ年財務見通し、戦略計画、ならびにビジョンを基に、人頭分担金の
- 2 増額を規定審議会に提案するか否かを評価する。現行の5カ年財務見通しは、2026
- 3 会計年度まで、会員数は横ばい、インフレ率は年率3パーセントと推測している。

制定案 22-49

最低10会員分の人頭分担金を支払うことをクラブとローターアクトクラブに義務付ける件

提案者: Delhi Lutyens ロータークラブ(インド、第 3011 地区)
Dharwad ロータークラブ(インド、第 3170 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結**

4

5 **3.020. 理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結**

6

7 **3.020.4. 会員の不足による終結**

8 ~~会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により、理事会がそのクラブを終~~
9 ~~結することができる。~~

10

11 (続く条項は、該当する番号に振り直す)

12

13 **第 18 章 財務事項**

14

15 **18.030. 会費**

16

17 **18.030.3. 人頭分担金の最低額**

18 クラブもしくはローターアクトクラブの会員数が 10 名に満たない場合は、仮に会員数が
19 10 名である場合に支払うであろう金額と同額を支払うものとする。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

20 小規模のクラブでも効果のある奉仕をすることができるが、クラブの活力のためには、一
21 般的に 10 名以上の会員を維持することが重要である。本提案は、クラブとローターアク
22 トクラブが最低 10 名分の人頭分担金を払うことを義務付けることにより、RI による業務
23 の維持および財務の安定性を確保するものである。本変更案はまた、会員の増加を助
24 長するであろう。

財務上の影響

- 1 本制定案が採択された場合、RI への人頭分担金収入が増加する可能性がある。2021
- 2 年 3 月現在のクラブ会員数のデータによると、会員数が 10 名未満のクラブは約 2,300
- 3 ある。本制定案は、会員数が 9 名以下のクラブに影響を及ぼす。仮にそれらのクラブ
- 4 が、会員 1 名につき半期毎に 35 米ドルを課された場合、RI への人頭分担金収入が毎
- 5 年度約 494,000 米ドル増加すると思われる。その一方、会員数 9 名未満のクラブが、10
- 6 名分の人頭分担金を支払う代わりに、近隣地域にあるほかのクラブと合併する、または
- 7 解散する可能性がある。
- 8
- 9 さらに、データベースならびに請求システムの改善経費が必要となると思われる。

制定案 22-50

クラブ報告および会費支払いの期日を改正する件

提案者: Bombay Airport ロータリークラブ (インド、第 3141 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 18 章 財務事項

4

5 18.020. クラブ報告

6 クラブまたはローターアクトクラブは、毎年 7 月 1 日 現在 および 1 月 1 日 現在、または理
7 事会が定めたほかの期日に、同日におけるそのクラブの会員数を、それぞれの期日より
8 10 日以内に RI に報告するものとする。

9

10 18.040. 支払時期

11

12 18.040.1. 支払期日

13 人頭分担金は毎年 7 月 410 日および 1 月 410 日、または理事会が定めたほかの期日
14 に、第 18.030.1. 項および第 18.030.2. 項に定められた基準に基づいて支払う。追加の会
15 費は、第 18.030.3. 項の下に、7 月 410 日または理事会が定めたほかの期日に支払う。

16

17 18.040.2. 比例人頭分担金

18 支払期日の間に、クラブとローターアクトクラブは、新会員について、会員としての満 1
19 カ月ごとに人頭分担金の 12 分の 1 に等しい額の比例人頭分担金を支払うものとする。
20 しかし、比例人頭分担金は、移転会員あるいは他のクラブまたはローターアクトクラブの
21 元会員のために、クラブまたはローターアクトクラブが支払いを求められない。比例人頭
22 分担金は、7 月 410 日と 1 月 410 日、または理事会が定めるその他の期日に支払う。

(本文終わり)

趣旨および効果

23 本制定案は、各半期の初めにおける現実的なクラブ会員数を提供するための一助とな
24 るであろう。新しい会長と幹事のチームは 7 月 1 日に就任する。本改正案により、新任
25 の会長並びに幹事がクラブ運営の引き継ぎ、特に会員状況の考査において、10 日の
26 猶予期間ができる。

27

28 現在、1~6 月半期分の人頭分担金を払った会員は、厳密には 6 月 30 日の深夜 12 時
29 まで会員身分を維持できる。従って、次期会長ならびに幹事には、会員身分を継続しな

1 いと思われる会員を削除することができない。引き続き会員身分を継続するかどうかを
2 調べるために、年度末までに各会員に個別に聞くことも困難である。また、会長または
3 幹事が、例会出席リストからそれらの会員を7月1日までに削除しておくことも期待でき
4 ない。誰が新年度に引き続き会員でいるかを新年度のチームが判断するには、そのた
5 めに妥当な日数が与えられなければならない。クラブが請求される人頭分担金は7月1
6 日現在の会員数を基として計算される。そのためクラブは、RIへの半期支払いにおい
7 て、往々にして、これらまもなく退会する会員の分も請求されている。従って、新年度の
8 クラブ役員チームが、現実的に見てどの会員が引き続き会員でいるかを現実的に判断
9 するためには、10日間の余裕が必要である。RIは、7月1～10日と1月1～10日の追
10 加の日数分を加味して、人頭分担金の金額を調整するだけで良い。

財務上の影響

11 本制定案はRIに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
12 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するためにRI理事会が提供する支援
13 の範囲と内容に左右されると思われる。現行のクラブ報告および人頭分担金支払いの
14 期日を変更した場合、会員報告に大きな影響が及び、その結果、クラブ請求書の作成
15 ならびに送付が遅れると思われる。

制定案 22-51

人頭分担金を月払いとする件

提案者: Chapecó-Centro ロータリークラブ (ブラジル、第 4740 地区)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第 11 条 会費

4 各クラブおよびローターアクトクラブは半年ごと、月ごと、あるいは理事会により定められ
5 たほかの期日に、RI 人頭分担金を納付するものとする。

6

7 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する。

8

9 第 18 章 財務事項

10

11 18.030. 会費

12

13 18.030.1. 人頭分担金

14 各クラブならびにローターアクトクラブは、各会員ならびにローターアクターにつき、次の
15 ように RI に人頭分担金を支払う。~~2019-20 年度には半年ごとに米貨 34 ドル、2020-21~~
16 ~~年度には半年ごとに米貨 34 ドル 50 セント、2021-22 年度には半年ごとに米貨 35 ドル、~~
17 ~~2022-23 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度とそれ以~~
18 ~~降には月ごとに米貨 5 ドル 92 セント。~~ 人頭分担金は、規定審議会によって改正される
19 まで変更されないものとする。

20

21 18.030.2. ローターアクトクラブの人頭分担金

22 各ローターアクトクラブは、理事会が定める通り、各ローターアクターにつき RI に人頭
23 分担金を支払う。

24

25 18.040. 支払時期

26

27 18.040.1. 支払期日

28 人頭分担金は毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日毎月 1 日、または理事会が定めたほかの
29 期日に、第 18.030.1. 項および第 18.030.2. 項に定められた基準に基づいて支払う。追
30 加の会費は、第 18.030.3. 項の下に、7 月 1 日または理事会が定めたほかの期日に支
31 払う。

32

33 18.040.2. 比例人頭分担金

34 支払期日の間に、クラブとローターアクトクラブは、新会員について、会員としての満 1
35 ヵ月ごとに人頭分担金の 12 分の 1 支払い日の前月における会員としての日数に等し

1 い額の比例人頭分担金を支払うものとする。しかし、比例人頭分担金は、移転会員ある
2 いは他のクラブまたはローターアクトクラブの元会員のために、クラブまたはローターア
3 クトクラブが支払いを求められない。比例人頭分担金は、7月1日と1月1日毎月1
4 日、または理事会が定めるその他の期日に支払う。

(本文終わり)

趣旨および効果

5 本制定案は、米貨との交換レートが毎月変動する中で、クラブにおける人頭分担金収
6 支の均衡を取ることを目指すものである。
7
8 本案による変更により、自国通貨の交換レートが不安定な国々、または低収入の国々
9 にある新設クラブにとって、RIに対する人頭分担金の支払い義務が果たしやすくなる。
10
11 対米貨の交換レートによっては、クラブが徴収した会費が、往々にして地区および RI
12 に対する支払い義務を果たすのに不十分となる。

財務上の影響

13 本制定案は RI に財務上の大きな影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特
14 定することはできない。RI 細則は均衡予算を求めている。従って、RI 人頭分担金を増
15 額しないことは、RI の運営と業務に影響を及ぼす可能性がある。
16
17 理事会は、RI の財務 5 年見通し、ならびに戦略計画とビジョン声明を基に、人頭分
18 担金の増額を提案すべきかを検討する。現行の 5 年見通しは、2026 会計年度まで
19 会員数は横這い、インフレ率は 3 パーセントと予測している。
20
21 ロータリアンと同額の人頭分担金をローターアクターに適用した場合、ローターアクター
22 の維持率に大きな影響が及ぶと思われる。本制定案が採択されなかった場合、2022 年
23 7 月 1 日より、大学を基盤としたローターアクトクラブの会員の年会費は米貨 5 ドルとな
24 り、地域社会を基盤としたクラブの会員の年会費は米貨 8 ドルとなる。
25
26 さらに、暫定的な分析によると、クラブに毎月請求を行うための事務手続とシステムを実
27 行に移し、維持した場合、RI の経費が増加することが予測される。
28
29 資金繰り、請求、徴収、データ管理、会員報告、ウェブ上の掲載内容、コミュニケーション
30 ン、会員サービス、さらには、IT、銀行、クレジットカード払いの処理、印刷、郵送に伴う
31 費用にも影響が及ぶと思われる。対米ドル交換レートの 6 カ月平均を基に請求・徴収し
32 た場合はさらに複雑化し、追加の関連費用もかかると思われる。それだけでなく、現行

- 1 のクラブ会員報告、支払いならびに終結の要件を改正するために RI の方針も更新する
- 2 ことが必要となると思われる。
- 3
- 4 また、支払いを所在国の外にあるロータリー事務局に対して行っているクラブでは、人
- 5 頭分担金の支払いの費用が増すと思われる。電子送金による支払いには手数料が米
- 6 貨 20～50ドルかかる可能性がある。人頭分担金の支払いが年 2 回から年 12 回に増え
- 7 れば、クラブの運営管理費用が大きく増加すると思われる。

制定案 22-52

監査委員会と監査済み財務諸表に関する規定を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 17 条 委員会

4

5 17.060. 監査委員会

6 理事会ならびに TRF 管理委員会は、7名の委員による監査委員会を任命するものと
7 し、各委員は独立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会には、毎年理
8 事会によって任命される2名の理事と、毎年 TRF 管理委員会によって任命される1名
9 の管理委員を含むものとする。さらに同委員会には、理事会によって任命される4名の
10 委員を含めるものとし、これらの委員は、~~理事会のメンバーでも管理委員でもなく、6年~~
11 ~~任期を1期務める。さらに同委員会には、理事会によって任命される4名の委員を含め~~
12 ~~るものとし、これらの委員は、理事会のメンバーでも管理委員でもなく、6年任期を1期~~
13 ~~務める。本委員会は、理事会と管理委員会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限~~
14 ~~の下に、理事会と管理委員会に助言を行う。委員会は、年に3回まで会合を開くものと~~
15 ~~する。会長、理事会、TRF 管理委員長、TRF 管理委員会、または委員会委員長は、通~~
16 ~~常会合の時、場所、方法、通知について決定するものとする。追加の会合については、~~
17 ~~会長または委員会委員長がその時、場所、方法、通知について決定できる。運営監査~~
18 ~~委員会の委員長(または同委員長が指名した人)は、監査委員会への連絡担当者を務~~
19 ~~めるものとする。~~

20

21 第 18 章 財務事項

22

23 18.080. 報告

24 会計年度終了後の12月31日までに、事務総長は、監査済みの財務諸表ならびに添
25 付の注記ならびに付属明細表(ある場合)、さらに年次報告を公表するものとする。報告
26 には、事務総長はまた、会長、会長室、会長エレクト、会長ノミー、各理事に支弁され
27 たすべての経費、ならびに会長、会長室、会長エレクト、会長ノミー、各理事ならびに
28 理事エレクトの代わりに支払われたすべての経費がを、役職ごとに明記される報告する
29 ものとする。この報告書には、理事会、年次国際大会、事務局の主要な各管理運営部
30 門の費用を含めるものとする。第 18.050.1.項に従って採択された予算、または第
31 18.050.2.項に従って改訂した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。そ
32 れぞれの部門で、承認された予算と10パーセントを超えて異なる支出について完全な
33 詳細を含めるものとする。この報告書は、RIの現および元役員それぞれに配布され、ク
34 ラブとロータリーアクトクラブは請求すればこの報告書を手に入れるものとする。事務総長

1 は規定審議会の前年の監査報告を、審議会開会の少なくとも30日前までに審議会議
2 員全員に送付するものとする。

3

4 第22条 ロータリー財団

5

6 22.040. 管理委員会の報告

7 管理委員会は、TRFのプログラムと財務について少なくとも年1度RIに報告するものと
8 する。年次報告は事務総長はさらに、役職ごとに、それぞれの管理委員に弁済された
9 すべての経費、ならびに代わって行われたすべての支払いが明確に記載されるを報告
10 するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

11 本立法案の目的は、監査委員会の権限、構成、独立性をRI細則において維持するこ
12 とである。本案は、監査委員会に関する文言を改正し、「監査済み年次報告書」の内容
13 を、本組織全体の「年次報告書」で報告される項目ではなく、現在の慣行に基づいて、
14 監査済み財務諸表において米国会計基準(US-GAAP)に準じて報告される項目とする
15 ことである。

財務上の影響

16 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-53

理事会が RI 準備金からの支出を報告する場所を改正する件

提案者： 第 2250 地区(ノルウェー)
第 2260 地区(ノルウェー)
第 2275 地区(ノルウェー)
第 2290 地区(ノルウェー)
第 2305 地区(ノルウェーとスウェーデン)
第 2310 地区(ノルウェー)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第 6 条 理事会

4

5 **第 2 節—権限。**本定款および細則、1986 年イリノイ州非営利財団法およびその後の改
6 正に従って、RI の業務ならびに資金は理事会の理事と管理の下に置かれるものとす
7 る。RI の資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によっ
8 て定められた予算に従って、1 会計年度中にその経常収入と RI 準備金から、RI の目
9 的達成のために必要な額を支援することができる。理事会は、準備金からの支出を必
10 要とした特別な事情について次の国際大会ならびに規定審議会に報告するものとす
11 る。理事会は、いかなる場合も、その時点における RI の純資産を超える負債を生じさ
12 せてはならないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

13 RI 理事会が提案し、2019 年規定審議会が採択した制定案 19-79 は、国際大会におけ
14 る審議ならびに投票活動を削減した。規定審議会によりこの決定が下された以上、重大
15 情報全般、特に財務関連の情報の報告が国際大会のみで行われるべきではない。

16

17 それが理事会による決定についてであれ、特にロータリーの財務上の課題についてで
18 あれ、ロータリーの発展のために、ロータリアンなら誰でも意見交換できる場は現在のと
19 ころない。そこで、国際大会だけでなく規定審議会でも上記のような報告ならびに審議
20 と意見交換を行うことを提案する。

21

22 本制定案が承認されれば、RI にとって、理事会に対する世界中からの反応を直接共有
23 する場ができ、さらには、理事会の活動に対するクラブと地区の全般的な関心度と知識
24 が高まるであろう。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-54

RI の予算と年次報告書をロータリーのウェブサイトで公開する件

提案者： 第 3640 地区(韓国)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 18 章 財務事項**

4

5 **18.050. 予算**

6

7 18.050.5. RI 予算の年次公表

8 毎年 9 月 30 日までに、理事会が決定した方法で RI 予算を RI のウェブサイトにおいて

9 公表し、すべてのクラブおよびローターアクトクラブに周知させるものとする。

10

11 **18.080. 報告**

12 会計年度終了後の 12 月 31 日までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表する

13 ものとする。報告には、会長、会長室、会長エレクト、会長ノミニー、各理事に支弁され

14 たすべての経費、ならびに会長、会長室、会長エレクト、会長ノミニー、各理事の代わり

15 に支払われたすべての経費が、役職ごとに明記されるものとする。この報告書には、理

16 事会、年次国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第

17 18.050.1.項に従って採択された予算、または第 18.050.2.項に従って改訂した予算と各

18 費目を比較した報告書を添付するものとする。それぞれの部門で、承認された予算と

19 10 パーセントを超えて異なる支出について完全な詳細を含めるものとする。この報告書

20 は、RI の現および元役員それぞれに配布され、クラブとローターアクトクラブは請求す

21 れば RI のウェブサイトからこの報告書を手に入れるものとする。事務総長は規定審議会

22 の前年の監査報告を、審議会開会の少なくとも 30 日前までに審議会議員全員に送付

23 するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

24 RI の予算は国際ロータリーのメンバーであるクラブから義務的に徴収された会費から成

25 っている。当然ながら、会費を払ったクラブとしては、それがどのように活用されているの

26 か知りたいと考える。毎年 9 月 30 日までに RI 予算を公開し、全てのクラブに周知させ

27 るよう、RI 細則により定められているのは、そのためである。しかし、RI 予算がどのように

28 公開されるのかは明確でなく、これまで RI 予算の内容は公開されていない。従って、予

29 算がどのように公開されるかを明文化し、RI 細則にそれを明記する必要があると思われ

1 　る。報告書についても同様である。RI 細則第 18.080.節は、「この報告書は、RI の現お
2 　よび元役員それぞれに配布され、クラブとローターアクトクラブは請求すればこの報告
3 　書を手に入れるものとする」としている。しかし、報告書は、会費を払っているクラブが閲
4 　覧を選べる選択肢であるべきでなく、ロータリーのウェブサイト公開し全てのクラブが
5 　閲覧できるようにすべきだと、私たちは考える。そうすれば、クラブが、自分たちが払った
6 　会費がどのように活用されているのかがわかるようになるであろう。さらには、クラブとロ
7 　ータリアンがそれらの報告書を読み、正当かつ有効な支出が多いことに注目してロータ
8 　リーに対する誇りを感じ、それが会員維持の一助となるであろう。

財務上の影響

9 　本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。RI
10 　の予算と年次報告書は、現在、共にロータリーのウェブサイト(rotary.org)で公開されて
11 　いる。

制定案 22-55

監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件

提案者: 第 4590 地区(ブラジル)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 18 章 財務事項

4

5 18.080. 報告

6 会計年度終了後の 12 月 31 日までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表する
7 ものとする。報告には、会長、会長室、会長エレクト、会長ノミー、各理事に支弁され
8 たすべての経費、ならびに会長、会長室、会長エレクト、会長ノミー、各理事の代わり
9 に支払われたすべての経費が、役職ごとに明記されるものとする。この報告書には、理
10 事会、年次国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第
11 18.050.1.項に従って採択された予算、または第 18.050.2.項に従って改訂した予算と各
12 費目を比較した報告書を添付するものとする。それぞれの部門で、承認された予算と
13 40パーセントを超えて異なるあらゆる多額の支出について完全な詳細を含めるものと
14 し、RI のウェブサイトで公開するものとする。この報告書は、RI の現および元役員それ
15 ぞれにも配布され、クラブとローターアクトクラブは請求すればこの報告書を入手できる
16 ものとする。事務総長は規定審議会の前年の監査報告を、審議会開会の少なくとも 30
17 日前までに審議会議員全員に送付するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

18 RI と TRF は、さまざまな報告書と確定申告関連書類を rotary.org で公開している。標
19 準的な膨大な報告書(監査会社が作成した文書と確定申告書)に加え、ロータリーの活
20 動の広報などといった、財務データがほとんど記載されていない報告書も含まれてい
21 る。

22

23 重要なことは、ロータリーを支えているのが、ロータリアンが払う人頭分担金、寄付、寄
24 贈、さらにそれらを元とした投資収入だということだ。端的に言えば、ロータリーは人びと
25 によるクラブの団体である。ロータリーは世界中の会員、ロータリアン一人一人のもので
26 あり、よって、ロータリーのリーダーならびに職員には個々のロータリアンに対する説明
27 責任がある。

1 本提案の目的は、ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めること
2 により、透明性を確保することである。帳簿と、わかりやすく書かれた詳細な報告書が閲
3 覧できれば理想的であると思われる。

4
5 これらの目標が達成できれば、四つのテストを常に念頭に置いた、ロータリーを特徴づ
6 ける透明性と公正に対する私たちの信念がさらに強固なものになる。

7
8 現在、これらの会計文書には連結金額のみが記載されており、該当する項目の詳細は
9 含まれていない。

10
11 例えば、RIの2019-20年度の監査済み財務諸表の第6ページには次のような項目が
12 ある。

- 13
- 14 • External services (外注サービス) US\$13,789,000
- 15 • Travel (旅行) US\$15,113,000
- 16

17 この「サービス」とは一体どのようなものだろうか。この「旅行」の経費はだれに支払われ
18 たのだろうか。損益計算書(米国税庁書式990-2018)には、Point B, Inc.というサンフラ
19 ンスコのコサルティング会社に対する940,956米ドルの支払いが記載されている。
20 どのようなサービスが提供され、それがロータリーにどのような利益をもたらしたのだら
21 oughか。

22
23 同計算書にはまた、RI会長ならびに会長エレクトに対する支払いが記載されているが、
24 これは禁じられていることではないのだろうか。彼らが支払った経費は払い戻されるべき
25 であるが、それらの払い戻しの詳細を記載することは重要である。

26
27 これらの報告書をもっと透明性のあるものにすれば、ロータリアンがロータリーをよりよく
28 理解できるようになると思われる。

財務上の影響

29 本制定案はRIに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
30 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するためにRI理事会が提供する支援
31 の範囲と内容に左右されると思われる。現在、監査済み財務諸表、連邦政府に提出し
32 た確定申告書、シニアリーダーの経費、追加の財務文書が、rotary.orgで公開されてい
33 る。

制定案 22-56

地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件

提案者： 木更津ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第 16 条 改正

4

5 第 2 節 — 提案者。本定款の改正はクラブ、地区大会、グレートブリテンおよびアイルラ
6 ンド内 RI の審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従
7 って理事会によってのみ提案することができる。

8

9 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する。

10

11 第 7 条 規定審議会

12

13 7.020. 立法案の提案者

14 制定案は、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、規定審議会、または理事会が
15 提案できる。理事会のみが見解表明案を提案できる。理事会は、TRF 管理委員会の事
16 前の承諾なしには、TRF に関連する立法案を提出しないものとする。

17

18 7.030. クラブおよび地区提出の立法案をの地区で承認

19 クラブおよび地区が提案する制定案は地区大会、地区立法案検討会、または
20 RIBI 地区審議会において地区の承認を受けなければならない。地区大会、地区立法
21 案検討会、または RIBI 地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバ
22 ナーの実施するクラブ投票を通じて地区内クラブの票決を求めることができる。すべて
23 のクラブ投票は、第 12.050.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長
24 に提出される制定案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1 回の
25 規定審議会につき 5 件より多くの制定案を提出もしくは承認すべきではない。

26

27 第 8 条 決議審議会

28

29 8.030. 決議案の提案者

30 決議案は、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、および理事会が提案できる。

31

32 8.040. クラブおよび地区提出の決議案をの地区で承認

33 クラブおよび地区が提案する決議案は地区大会、地区立法案検討会、RIBI 地区
34 審議会、または第 12.050.節の手続にできるだけ沿った形でガバナーの実施するクラブ

- 1 投票によって、地区の承認を受けなければならない。事務総長に提出される決議案は、
- 2 承認されたことをガバナーが証するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 3 組織規定の中には、地区に関する規定が数多くある。ガバナーや地区に関係している
- 4 者がこれらの規定を改正したいと考えた場合、制定案または決議案を提出する必要がある。
- 5 地区がこのような立法案を提出する場合には、地区大会で採択された決議でのみしか提案することができない規定になっている。
- 6
- 7
- 8 地区大会は年度中に1度しか開催されないし、開催時期は年度によって異なる。更に
- 9 地区大会はスケジュールに余裕がなく、制定案または決議案を審議する時間的余裕もない。
- 10 そのため、地区が制定案または決議案を提出するのは非常に困難である。本制定案は、地区提案の制定案と決議案の承認を、クラブ提案の立法案と同様の手続きによって可能にすることを目的としている。
- 11
- 12
- 13
- 14 2019年規定審議会で検討された制定案の中には、提案者が地区になっているものが
- 15 34件あった。これらの制定案のうち、地区大会による承認は10件であり、ほかの制定案は、郵便投票か地区立法案検討会によって地区の承認を得ている。本制定案は、RI
- 16 定款ならびに細則を、より実情に合うように改正しようとするものである。
- 17

財務上の影響

- 18 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-57

決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件

提案者： 前橋ロータリークラブ（日本、第 2840 地区）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 8 条 決議審議会

4

5 8.050. 決議審議会で審議される制定案

6 決議審議会は、規定審議会の特別会合として理事会が緊急性があると判断し、正規の
7 手続で提出した制定案を審議し、決定を行うものとする。ただし、緊急性の範囲は、前
8 回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定すべきである。

（本文終わり）

趣旨および効果

9 本制定案は、「緊急性」の範囲が理事会都合で恣意的に拡大解釈されることのないよ
10 う、また、ロータリーにおける唯一の立法機関であるという規定審議会の理念と権限、信
11 頼性が損なわれることのないようにするものである。そのためには、緊急性のある制定案
12 を、前回の規定審議会以降に発生し、組織規定を改正するための特別な決定を必要と
13 するものに限定すべきである。

財務上の影響

14 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-58

制定案に関連する締切日を改正する件

提案者: Monterrico-Surco ロータリークラブ(ペルー、第 4455 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 7 条 規定審議会

4

5 7.050. 制定案と見解表明案の締切日

6 事務総長は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31 日前年の 6
7 月 30 日までに、制定案を受理しなければならない。理事会は、緊急性があると判断し
8 た制定案を、規定審議会の開催前の 12 月 31 日までに提案することができる。理事会
9 は、見解表明案を、審議会の閉会までいつでも提案することができる。

10

11 7.070. 立法案の審査

12

13 7.070.3. 立法案に対する修正案

14 立法案の修正案は、(定款細則委員会を通じて)理事会によって延期されない限り、審
15 議会が開かれる前の年度の 3 月 31 日年度の 9 月 30 日までに、提案者が事務総長に
16 提出しなければならない。

17

18 7.070.5. 立法案の公表

19 事務総長は、審議会の年度の 9 月 30 日12 月 31 日までに、正規の手続で提出された
20 欠陥のないすべての立法案の写しを、各ガバナーおよび審議会議員に提供する。

(本文終わり)

趣旨および効果

21 本制定案の目的は、クラブならびに地区からの立法案に対する提出締切日を、規定審
22 議会の期日により近づけることにより、それらの立法案の作成に、より時間的な余裕を与
23 えることである。これにより、任期が始まったばかりの審議会代表議員による参加が向上
24 するばかりか、立法案に対する関心が高まるものと思われる。

25

26 立法案に対する現行の提出締切日は、4 月に開催される規定審議会の前年度の 12 月
27 31 日であり、これは審議会の会合の 16 カ月前である。本制定案は、この期間を 10 カ
28 月に短縮し、審議会の前年の 6 月 30 日としようとするものである。

財務上の影響

- 1 本制定案は RI の経費の増加につながると思われるが、現時点でその額を特定すること
- 2 はできない。
- 3
- 4 経費の増加は、定款細則委員会ならびに職員が立法案を処理する日数が短縮される
- 5 ことから生じる。事務局ならびに定款細則委員会が立法案を記録・評価し、財務上の影
- 6 響を準備するため、さらに、立法案を翻訳・公開する日数が短縮されることにより、追加
- 7 の経費が生じる可能性がある。
- 8
- 9 また、提案された規定審議会に至る一連の期日が決議審議会までのものと重なるた
- 10 め、職員に対する負担がさらに増加すると思われる。
- 11
- 12 規定審議会のための追加の人頭分担金は、次回の規定審議会および決議審議会の
- 13 予測経費を賄うに足る金額として理事会が決定する。2021-22 年度の追加の人頭分担
- 14 金は、1 米ドルとなっている。将来の追加人頭分担金の額は、経費の増減に合わせて
- 15 調整されると思われる。

制定案 22-59

RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件

提案者： 第 2580 地区(日本)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 7 条 規定審議会**

4

5 **7.050. 制定案と見解表明案の締切日**

6 事務総長は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31 日までに、制
7 定案を受理しなければならない。理事会は、見解表明案ならびに緊急性があると判断し
8 た制定案を、規定審議会の開催前の 12 月 31 日までに提案することができる。理事会
9 は、~~見解表明案を、審議会の閉会までいつでも提案することができる。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

10 現行の規定によると、理事会は規定審議会閉会までいつでも見解表明案を提案できる
11 ことになっている。閉会直前等に提案されたものは、重要な内容が熟慮されないまま審
12 議・採決されることになる。これでは規定審議会の審議が無視されている。例えば 2019
13 年の規定審議会では、理事会提案が代表議員に周知されていたかどうか問題になっ
14 た。

15

16 そこで、見解表明案についても規定審議会の開催前の 12 月 31 日までに提案すべきも
17 のと考える。

財務上の影響

18 本制定案によって RI に財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-60

決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件

提案者： 神戸西神ロータリークラブ(日本、第 2680 地区)
前橋ロータリークラブ(日本、第 2840 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 8 条 決議審議会

4

5 **8.070.** 正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案

6

7 8.070.2. 欠陥のある決議案

8 次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

9 (a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を要請する場合。

10 ~~(b) 理事会または TRF 管理委員会の裁量の範囲内にある運営または管理にかかわ~~
11 ~~る行為を要請する場合。~~

12 ~~(c) 理事会または TRF 管理委員会によって既に実施されている行為を要請する場~~
13 ~~合。~~

14 ~~(d) (b) RI のプログラムの範囲内でない場合。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

15 現行規定の RI 細則 8.070.2. の (b) (c) 項は、決議案が以下の場合に欠陥があると見な
16 されるとして、前回規定審議会により追加された項目である:

17 (b) 理事会または TRF 管理委員会の裁量の範囲内にある運営または管理にかか
18 わる行為を要請する場合。

19 (c) 理事会または TRF 管理委員会によって既に実施されている行為を要請する
20 場合。

21

22 この改正の結果、上記のような決議案は定款細則委員会により「欠陥がある」と見なさ
23 れ、決議審議会に回付されない。

24

25 しかし、RI 理事会と TRF 管理委員会の「裁量の範囲内」にある事柄は非常に幅が広く、
26 いずれかの機関が下した決定に関するどのような意見や提案も、定款細則委員会によ
27 り「欠陥」の理由と見なされる可能性がある。本来、「提案」や「意見」は、既に実施されて
28 いる行為に対し、これを調整するために行われるものであるから、これらに対する提案が
29 許されないとするのは、制度の趣旨と矛盾する。

- 1 もっとも、代替的措置として「RI理事会への請願制度」があるので、RI理事会やTRF管
2 理委員会の裁量の範囲内にある行為などに対するものでも「請願」という形であれば可
3 能となつてはいる。しかし、「請願」では決議審議会の議題とはならないので、そもそも各
4 国に情報が提供されない恐れがある。また、たとえ提供されたとしても審議対象ではな
5 いので、地区代表議員がそれに対する意思を表明することができない。
6
7 上記の理由から、第 8.070.2.(b)項 と(c)項は、ロータリークラブや地区の提案権を不当
8 に制約するものであり、その正当性には重大な疑問があると考えため、削除すべきで
9 ある。

財務上の影響

- 10 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
11 ことはできない。経費は、決議審議会に回付される案件が増加することによる作業の増
12 加による。

制定案 22-61

RI 細則における矛盾を解消する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 11 条 理事の指名と選挙

4

5 11.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選挙

6

7 11.020.9. 指名委員会の手続による委員の選出

8 指名委員会の委員と補欠委員は、本節の規定に矛盾しない限り、第 12.030.1.項に準
9 拠した指名委員会の手続によって選出できる。地区が指名委員の選出方法を採択でき
10 なかった場合、指名委員会は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、
11 実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーによって構成されるものとし
12 る。委員の候補者は、指名委員会の委員となる資格がないものとする。指名委員会の
13 委員と補欠委員は、予定された指名の前年の 6 月 30 日までに選出されるものとする。

14

15 11.020.12. 委員を事務総長に報告

16 委員および補欠委員の氏名は、ガバナーが事務総長に報告するものとする。6 月 1 日
17 よりも後に報告された者は、指名委員会の委員とはならないものとする。

18

19 第 12 条 ガバナーの指名と選挙

20

21 12.030. 指名委員会手続

22

23 12.030.3. クラブによるガバナーノミニーの推薦

24 ガバナーは、クラブに対して、ガバナー候補者の推薦を提出するよう要請するものとす
25 る。推薦の期日この要請は、指名委員会への推薦の締切日の会合の少なくとも 2 カ月
26 前に行われるものとする。この推薦は、候補者を推薦するクラブの例会で採択され、幹
27 事により証された決議によって提出されるものとする。クラブは、自クラブに所属する会
28 員を 1 名だけ推薦するものとする。

29

30 12.090. ガバナーノミニーおよびガバナーエレクトの空席

31 地区がガバナーノミニーを選出できなかった場合、もしくはノミニーが選挙される資格を
32 喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができない、あるいは引き受ける意思がな
33 い場合、そして国際大会における役員選挙の前に、または国際協議会の少なくとも 3 カ
34 月前までに別のノミニーが選出されなかった場合、ガバナーは第 12.020.節から始まる
35 選出手続を再度踏むものとする。いずれの場合も、理事会が、指名されたロータリアン

1 をガバナーエレクトとして選出するものとする。その後、ガバナーエレクトもしくはガバナー
2 ノミニーが任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくな
3 り、その後継者の選出手続が地区により完了している場合には、国際大会または理事
4 会によって選出されることを条件として、この後継者に引き受ける意思があれば、この者
5 が自動的に空席を埋めるものとする。後継者が選出されているが、任務を引き受けるこ
6 とができない、あるいは引き受ける意思がない場合、理事会が、第 16.010.節の資格条
7 件を備えたロータリアンを選出するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

8 2019年規定審議会は、制定案 19-115「国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うこ
9 となく現代的かつ簡素化する件」を採択した。その制定案の意図は、RI細則を実質的
10 に変更せずに、重複をなくし、読みやすくし、書式を簡素化することであった。
11
12 ところが、2019年規定審議会が採択した通りにRI細則を変更した際に、変更点のいく
13 つかが相互に矛盾している、あるいはそれらの変更点が意図されていないほかの変更
14 を生じさせることがわかった。例えば、第 11.020.9.項に挿入した 6 月 30 日の締切日
15 は、第 11.020.12.項にある 6 月 1 日の締め切りと明らかに矛盾している。
16
17 よって、本制定案は、細則の一定の部分を元々の規定に戻す。

財務上の影響

18 本制定案によってRIに財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-62

決議審議会に提出された決議案または緊急制定案に欠陥があるとした理由を公表することを義務化する件

提案者： 加古川平成ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 8 条 決議審議会

4

5 8.090. 審議会に回付されない決議案と制定案

6 決議案または制定案が正規の手続で提出されていない、または正規の手続で提出され
7 たが欠陥があると理事会が決定した場合、その決議案または制定案は審議会に回付さ
8 れず、事務総長が提案者にこの旨通告し、その理事会の決定の理由を公表するものと
9 する。

(本文終わり)

趣旨および効果

10 現行の国際ロータリー細則 8.080 節と 8.090.節では、理事会や定款細則委員会におい
11 て欠陥があると判断された決議案や制定案は審議会に回付されないと定められてい
12 る。そのような場合、提案者にのみその旨を通告することになっており、それ以外のロー
13 タリークラブに対する通知はない(RI 細則 8.090.節)。

14

15 しかし、RI 理事会または TRF 管理委員会により、実際にどのような裁量に基づく運営
16 及び管理がなされ、またどのような行為が既に実施されているのかは、各地区ないしロ
17 タリークラブには明らかでないことも多い。

18

19 そこで、当該決議案や制定案が欠陥のあるものとみなされた場合、どのような運営およ
20 び管理または既に実施されている行為に抵触したのかにつき、事務総長にその理由の
21 説明責任を負わせる。それにより、RI 理事会や TRF 管理委員会が既に実施している
22 行為の具体的内容が世界のロータリアンに開示され、なおいっそう RI 理事会や TRF
23 管理委員会の透明性の確保が保てることになると思われる。

財務上の影響

24 理事会の決定の理由はすでに提案者に提供されているため、本制定案は、国際ロータ
25 リーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-63

ローターアクトクラブが立法案と決議案を提案し、ローターアクターが投票権を有する審議会議員となることを許可する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第7条 規定審議会

4

5 7.020. 立法案の提案者

6 制定案は、クラブ、ローターアクトクラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、規定審議会、または理事会が提案できる。理事会のみが見解表明案を提案できる。理事会は、
7 TRF 管理委員会の事前の承諾なしには、TRFに関連する立法案を提出しないものとする。
8
9

10

11 7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

12

13 クラブおよびローターアクトクラブが提案する制定案は地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において地区の承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施するクラブ投票を通じて地区内クラブの票決を求めることができる。すべてのクラブ投票は、第 12.050.節の**手順**にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に提出される制定案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1回の規定審議会につき5件より多くの制定案を提出もしくは承認すべきではない。
14
15
16
17
18
19

20

21 7.090. 審議会の臨時会合

22

23 7.090.1. 通知

24 規定審議会の臨時会合は、RI 定款の第 10 条第 5 節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の 30 日前までに議員およびガバナーに送付されるものとする。ガバナーは地区内のクラブならびにローターアクトクラブに通知するものとする。
25
26
27

28

29 7.090.3. 手順

30 通常の規定審議会のために定められた**手順**が、臨時会合にも適用される。ただし、次の三つは例外とされる。
31

32

33 7.090.3.1. 会合の方法

34 臨時会合は、直接会合または電子的コミュニケーションを通じて招集することができる。

1 7.090.3.2. 決定報告

2 第 9.150.1.項に規定される決定報告は、臨時会合終了後 7 日以内に、各クラブおよび
3 ローターアクトクラブに送信されるものとする

4
5 **第 8 条 決議審議会**

6
7 **8.030. 決議案の提案者**

8 決議案は、クラブ、ローターアクトクラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、および理
9 事会が提案できる。

10
11 **8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認**

12 タラズクラブおよびローターアクトクラブが提案する決議案は地区大会、地区立法案検
13 討会、RIBI 地区審議会、または第 12.050.節の手續にできるだけ沿った形でガバナー
14 の実施するクラブ投票によって、地区の承認を受けなければならない。事務総長に提
15 出される決議案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。

16
17 **第 9 条 審議会の構成と手續**

18
19 **9.010. 代表議員とローターアクト議員**

20 代表議員ならびにローターアクト議員は規定審議会および決議審議会の投票権を有す
21 る議員である。各地区は、第 9.050.節、第 9.060.節、および第 9.070.節に規定された通
22 り、代表議員 1 名を選挙する。これに加え、各ゾーンは、9.020.1.項に定められた通り、1
23 名のローターアクターをローターアクト議員として選出する。無地区クラブは、一地区を
24 選び、その地区の代表議員にクラブを代表させるものとする。

25
26 **9.020. 代表議員の資格条件**

27 各代表議員は、

- 28 (a) 代表する地区内のクラブの会員であるものとする。
29 (b) 選挙時に、RI 役員として全期務めたことがある者であるものとする。ただし、元役
30 員が地区内で得られないということをガバナーが証明し、RI 会長が同意した場合
31 は、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナーエレクトを選んでも
32 差し支えない。
33 (c) 代表議員の任務と責務を理解し、これを果たすための資格と意思、および能力を
34 持ち備えているものとする。

35
36 **9.020.1. ローターアクト議員の資格と選出**

37 ローターアクト議員の資格と選出方法は、理事会が決めるものとする。

38
39 **9.020.1. 9.020.2. 被選資格がない**

40 審議会の投票権を有しない議員、および RI、地区、またはクラブもしくはローターアクト
41 クラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員を務めないものとする。

1 **9.030. 代表議員およびローターアクト議員の任務**

2 代表議員は、次の任務を果たすものとする。

- 3 (a) クラブおよびローターアクトクラブによる制定案と決議案の作成を援助すること。
4 (b) 地区大会およびその他の地区会合で、立法案と決議案を討議すること。
5 (c) 地区内のロータリアンおよびローターアクトの意向をよく知っておくこと。
6 (d) 審議会に提出された立法案と決議案のすべてを慎重に検討し、審議会に見解を
7 的確に伝えること。
8 (e) RIの公正な立法当務者として行動すること。
9 (f) 規定審議会の会議に、全会期を通じて出席すること。
10 (g) 決議審議会に参加すること。
11 (h) 地区内のクラブおよびローターアクトクラブに、審議会の審議に関する報告をする
12 こと。

13
14 **9.040. 代表議員ならびにローターアクト議員の任期**

15 代表議員またはローターアクト議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に
16 始まる。各代表議員またはローターアクト議員は、3年間、または後任者が選出、証明さ
17 れるまで任期を務めるものとする。

18
19 **9.080. 代表議員およびローターアクト議員の氏名の報告と公表**

20
21 **9.080.1. ガバナーにより事務総長に報告**

22 ガバナーは、審議会の代表議員および補欠の氏名を、選出後直ちに事務総長に報告
23 するものとする。理事は、各担当ゾーンのローターアクト議員の氏名を報告するものとす
24 る。

25
26 **9.080.2. 審議会代表議員とローターアクト議員の氏名の公表**

27 審議会が招集される少なくとも30日前までに、事務総長は、代表議員ならびにロータ
28 ーアクト議員全員の氏名を代表議員ならびにローターアクト議員に公表するものとす
29 る。

30
31 **9.090. 代表議員または補欠議員またはローターアクト議員が務めを果たせない場合**

32 代表議員が務めを果たせない場合、補欠が新たな代表議員となる。補欠が務めを果た
33 せない場合、または補欠が選出されていない場合、ガバナーは、地区内クラブの資格
34 ある会員を新たな代表議員に選出するものとする。ローターアクト議員が務めを果たせ
35 ない場合、理事は担当ゾーンにあるローターアクトクラブの会員の中から資格あるロータ
36 ーアクトクラブ会員を新たなローターアクト議員に選出するものとする。

37
38 **9.100. 信任状**

39 事務総長は代表議員ならびにローターアクト議員の信任状の査証をするものとし、規定
40 審議会がこれを審査するものとする。

1 **9.150. 審議会後の手続**

2

3 **9.150.1. 報告**

4 審議会閉会后 10 日以内に、議長は、審議会の決定に関する報告書を事務総長に送
5 付するものとする。審議会閉会后 2 カ月以内に、事務総長は、採択したすべての立法
6 案または決議案に関する報告書を各クラブならびにローターアクトクラブに送付するも
7 のとする。報告書には、クラブが反対の意思を表示できる書式を添付するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

8 本制定案の目的は、RI の独自の種類の加盟クラブとしての身分を認めるしるしとして、
9 ローターアクトクラブが規定審議会に立法案を提出することを認めることである。さらに、
10 審議会においてローターアクターたちを代表するために、34 人のローターアクターが投
11 票権をもつローターアクト議員となる。

財務上の影響

12 本制定案は RI の経費増加につながると思われる。2019 年規定審議会において出席
13 者一人当たりの平均経費は、3,400 米ドルであった。よって、34 人のローターアクターが
14 2025 年規定審議会に投票権のある議員として出席した場合、その経費はおよそ
15 115,600 米ドルとなると推算される。

制定案 22-64

審議会代表議員候補者の推薦規定を改正する件

提案者： 第 3490 地区(台湾)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 9 条 審議会の構成と手続

4

5 9.060. 地区大会における代表議員の選挙

6

7 9.060.2. 推薦

8 ~~クラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせる者で、審議会議員とな~~
9 ~~る資格のある地区内のクラブ会員を推薦できる。クラブは、そのクラブの会員 1 名のみを~~
10 ~~代表議員の候補者として推薦できる。そのような候補者は、審議会代表議員となる資格~~
11 ~~があり、議員を務める意思があり、実際に務めが果たせる会員であるものとする。クラブ~~
12 ~~会長と幹事は、推薦書を作成してこれを証し、ガバナーに提出するものとする。候補者~~
13 ~~を指名するクラブがこの候補者の所属クラブではない場合、推薦が認められるには、候~~
14 ~~補者の所属クラブの会長と幹事もこの推薦を証するものとする。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

15 RI 細則の規定によると、クラブは、ほかのクラブの会員を規定審議会代表議員の候補
16 者として推薦でき、その結果、同一クラブから複数の会員が候補者に選ばれる可能性
17 がある。さまざまな立法案に関する各クラブの立場は、そのクラブの会員の方がよく知っ
18 ているであろう。従って、代表議員候補者は、各クラブが所属会員の中から推薦するの
19 が好ましい。

財務上の影響

20 本制定案によって RI に財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-65

直近の 5 名の元会長を投票権を有しない審議会議員とする件

提案者: 第 7360 地区(米国)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 9 条 審議会の構成と手続**

4

5 **9.110. 審議会役員**

6

7 9.110.6. 投票権のない議員

8 会長、会長エレクト、直近の 5 名の元会長、理事会のほかのメンバー、および事務総長
9 は、審議会の投票権を有しない議員である。管理委員会の選んだ TRF 管理委員 1 名
10 は、審議会の投票権を有しない議員である。

(本文終わり)

趣旨および効果

11 RI の元会長は、多くの審議会代表議員が有していない観点を提供できる。

12

13 2019 年規定審議会は、当然ながらロータリー業務の経費増加を憂慮していた。経費削
14 減の対策の一つとして、RI 元会長は全員、審議会において投票権を有しない議員とし
15 ての身分が廃止となった。しかし、RI 元会長は、ほとんどの審議会議員の洞
16 察と経験を超えるものを持ち合わせている。直近の 5 名の RI 元会長を、投票権を有し
17 ない議員として審議会に保持することにより、審議会議員は元会長の知識から学ぶこと
18 ができ、過去 2 回の規定審議会よりロータリーに蓄積されてきた記憶を活用できるであ
19 る。

財務上の影響

20 直近の 5 名の元会長が投票権を有しない規定審議会議員に含まれた場合、本制定案
21 は RI の経費増加につながると思われる。5 名の元会長が規定審議会に出席するため
22 の経費は、(例えば管理委員などとして)すでに別の公式職のために出席していない限り、
23 約 22,500 米ドルとなると思われる。

制定案 22-66

規定審議会を直接会合またはオンライン会合で開催できるよう認める件

提案者： 第 4420 地区(ブラジル)

1 国際ロータリー**定款**を次のように改正する。

2

3 第 10 条 規定審議会

4

5 **第 2 節 — 時期および場所。**規定審議会は 3 年に 1 度、4 月、5 月、6 月のいずれかの
6 月、できれば 4 月に、直接会合もしくはオンライン会合形式で招集されるものとする。
7 その時期と場所については理事会がこれを決定する。ただし、理事会全体の 3 分の 2
8 の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、直接会合形
9 式での規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものと
10 する。

11

12 **第 5 節 — 立法案を採択するための臨時会合。**理事会は、全理事の 90 パーセントの投
13 票で、直接会合もしくはオンライン会合形式での規定審議会の臨時会合を招集するこ
14 とができる。理事会は、会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにする。会合は、理
15 事会が提案した立法案のみを審議、決定することができる。会合で審議される立法案
16 は、RI 組織規定の各所の提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こ
17 うした手続を守るものとする。会合の決定は、以後、本条第 3 節に規定するようにクラ
18 ブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

19

20 さらに、国際ロータリー**細則**を次のように改正する。

21

22 第 7 条 規定審議会

23

24 7.070. 立法案の審査

25

26 7.070.6. 審議会における立法案の審議

27

28 規定審議会の直接会合もしくはオンライン会合の前に、代表議員は、正規の手続で提
29 出され、審議のため審議会運営委員会によって提示された立法案について、通知を受
30 け、意見する機会を与えられた後で、電子投票をすることができる。この投票は決議審
31 議会の一部とすることができる。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の 20
32 パーセント未満である場合、規定審議会の次回の直接会合もしくはオンライン会合で審
33 議されないものとする。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の 80 パーセン
34 トを超える場合、その制定案は次回の直接会合もしくはオンライン会合の同意議題にお
いて検討されるものとする。次回の直接会合もしくはオンライン会合において、規定審

- 1 議会は、同意議題、正規の手続で提出されたその他すべての立法案ならびにそれらの
- 2 修正案を審議して、これに対する決定を行うものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 3 本制定案は、決議審議会と同様のオンライン形式による規定審議会を開催できるよう定
- 4 めることで、長距離の海外旅行に伴うリスクならびに苦痛から、代表議員を解放しようと
- 5 するものである。
- 6
- 7 この開催形式の導入により、職員の出席が必要なくなるばかりか、直接会合でごく限ら
- 8 れた時間内に多くの提案を検討することによる精神的疲労もなくすることができる。審議会
- 9 をオンライン形式で行うことで、さらに、オンラインの審議会チャットを使用して代表議員
- 10 がもっと数日間かけて参加、意見表明ができるようになる。この変更の直接の結果とし
- 11 て、すべての代表議員の快適度と安全度が大きく改善されるだけでなく、全ての立法案
- 12 に関する考察と討論が向上すると思われる。

財務上の影響

- 13 本制定案は RI の経費減少につながる可能性があるが、現時点でその額を特定するこ
- 14 とはできない。規定審議会の費用は、オンラインで行うか、直接会合で行うかで左右さ
- 15 れる。
- 16
- 17 2019 年規定審議会の費用は、240 万米ドルであった。経費には、宿泊代、食事代、航
- 18 空料金、機材、その他の経費が含まれている。
- 19
- 20 規定審議会をオンラインで実施する場合、経費はその要件と会合形式によると思われ
- 21 る。経費には、新たな IT 対策の開発・実装の費用、オンライン審議会の導入を支援す
- 22 るための運営費、翻訳・通訳の費用、委員会の費用、職員の人件費が含まれると思わ
- 23 れる。
- 24
- 25 次回に予定されている規定審議会および決議審議会の予測経費を賄うに足りると理事
- 26 会が決定した額が追加人頭分担金となる。2021-22 年度の追加の人頭分担金は、1 米
- 27 ドルとなっている。将来の追加人頭分担金の額は、経費の増減に合わせて調整されると
- 28 思われる。

制定案 22-67

決議審議会における緊急制定案の採択に関する規定を明確化する件

提案者: Mumbai West Coast ロータリークラブ (インド、第 3141 地区)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第 16 条 改正

4 第 1 節 — 状況。本定款は、規定審議会もしくは決議審議会において、出席し、かつ投票を行う者の投票の 3 分の 2 によって改正できる。

5

6 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する。

7

8 第 8 条 決議審議会

9

10 8.120. 制定案の採択

11 理事会により提案された緊急制定案は、次の通りに採択されるものとする。

12

13 (a) RI 定款を改正する制定案は、審議会における 3 分の 2 以上の賛成票をもって採

14

15 択されるものとする。

16

17 (b) RI 細則および標準ロータリークラブ定款を改正する制定案は、審議会における

18

19 過半数の賛成票をもって採択されるものとする。

20

21 第 25 条 改正

22

23 本細則は、規定審議会または決議審議会において投票した人の過半数によって、または第 7.090.節に規定される臨時審議会によってのみ改正することができる。

24

25 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

26

27 第 19 条 改正

28

29 第 1 節 — 改正の方法。本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会または決議審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

(本文終わり)

趣旨および効果

27

28 制定案とは、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款 (総称「組織規定」) のいずれ

29

30 かを改正することを提案する立法案である。制定案は 3 年ごとに開かれる規定審議会

31

32 にかかけられ、代表議員により詳細に討議される。討議は、議長、副議長、議事運営手続

1 きの専門家、幹事、定款細則委員会から成る審議会役員がつかさどる。これらの制定案
2 は、詳細な討論を経てのみ審議会が採択か否かを決め、採択された場合は翌ロータリ
3 一年度に施行される。

4
5 ロータリーでは立法案の審査は真剣に受け止められている。代表議員が、各提案が与
6 える可能性のあるロータリーへの影響を考慮しながら、各提案を注意深く検討する。審
7 議会役員は方針ならびに議事進行に関して相談を受ける。

8
9 RI 定款を改正する制定案は採択に 3 分の 2 以上の賛成票を必要とするのに対し、RI
10 細則または標準ロータリークラブ定款を改正するものは過半数の賛成票を必要とする。
11 手続き上のこの違いは第 8 条に含まれていないため、それを本制定案に含めるもので
12 ある。

13
14 もう一つ重要な点は、審議会議員が時に、通常の審議会周期外において検討・投票し
15 なければならない緊急制定案である。2019 年規定審議会は、これに備え制定案 19-96
16 を採択。これにより、緊急制定案は決議審議会において、代表議員が詳細に討論する
17 ことなしに投票できると定められた。私たちは、すでに採択された制定案の重要性を保
18 全するため、過去の規定審議会における決定を改正または逆転するためには、RI 定款
19 の場合は 3 分の 2 以上の支持を、RI 細則の場合は過半数の支持を必要とするよう、こ
20 こに提案する。

21
22 ここに提案する変更により、理事会が新たな緊急制定案を提案したり、非常時には過去
23 に採択された立法案を変更あるいは削除したりできるような柔軟性を与えながら、規定
24 審議会の存在意義ならびに規定を保全することができるであろう。

財務上の影響

25 本制定案によって RI に財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-68

規定審議会の議事録を公開するよう規定する件

提案者： 前橋ロータリークラブ（日本、第 2840 地区）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 7 条 規定審議会**

4

5 **7.070. 立法案の審査**

6

7 7.070.7. 審議会議事録の公開

8 規定審議会の議事録を、規定審議会終了後 6 カ月以内に、RI ウェブサイト上で英語で

9 公開するものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

10 本制定案は、規定審議会討議の議事録（英文）を、RI ウェブサイト上にて提供するよう
11 RI 細則を改正するものである。現行規定では、規定審議会終了後、各クラブに「決定報
12 告書」を送付することになっているが（9.150.1. 報告）、この報告書は決定された採択制
13 定案を列挙するだけのもので、当日審議会会場において代表議員間でどのように賛成
14 ・反対の議論が交わされ決定に至ったのか、その審議プロセスは把握できない。規定審
15 議会の代表議員には初参加の者も多い。討議の内容を公開することにより、代表議員
16 は過去の規定審議会の議論の経緯を把握でき、次回の規定審議会に提案する立法案
17 の質的向上が期待できる。

財務上の影響

18 本制定案は RI の経費増加につながると思われるが、現時点でその額を特定することは
19 できない。追加経費の額は、審議会における討議について、どの程度の詳細が提供さ
20 れるかによると思われる。
21
22 次回に予定されている規定審議会および決議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会
23 が決定した額が追加人頭分担金となる。2021-22 年度の追加の人頭分担金は、1 米ド
24 ルとなっている。将来の追加人頭分担金の額は、経費の増減に合わせて調整されると
25 思われる。

制定案 22-69

採択された決議案にかかわる決定についてガバナーに通知するよう規定する件

提案者： 神戸西神ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）
高砂青松ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第 10 条 規定審議会

4

5 第 6 節 — 採択決議案。理事会は、決議審議会が終了してから 1 年以内に、審議会に
6 よって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通
7 知するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

8 各地区から提案され、決議審議会において審査を経て採択された決議案について、旧
9 規定では「理事会は、規定審議会が終了してから 1 年以内に、審議会によって採択さ
10 れた決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通知するものとす
11 る」と定められていた。しかしこの規定は 2016 年度の改定により削除された。

12

13 その結果、規定上は、採択された決議案の処理についての理事会の全ガバナーに対
14 する通知義務が消滅している。採択後の決議案の処理の有無および処理内容の通知
15 の時期については全面的に理事会の裁量に委ねられることになった。したがって、極論
16 すれば、採択後の決議案についても迅速に処理されず、また通知されない恐れすら否
17 定できない。

18

19 しかしながら、正規の手続で採択された決議案については、相当な期間内に誠実に処
20 理し、その結果を全ガバナーに通知すべきは当然である。そうでないと、各地区におい
21 て熱心な討議を経た決議案であっても迅速かつ適切な成果が得られないことになり、今
22 後、各地区のモチベーションにも悪影響を及ぼすことが懸念される。

23

24 そこで、旧規定を復活させることを提案するものである。今後、各地区のモチベーショ
25 ンが一層高まることが期待される。

26

27 なお、この制定案は、2019 年規定審議会には地区からの提出期限を徒過してしまった
28 ことから当地区から 2018 年決議審議会に同一内容の決議案として提案したものを、再

- 1 度制定案として提案しているものである。当地区は、この制定案を理事会から提案して
- 2 もらうために、2018年決議審議会に決議案を提案した。その決議案は、世界各クラブの
- 3 過半数である57パーセントの賛同を得たが、RI理事会は制定案を提案しなかった。

財務上の影響

- 4 事務総長がすでにこのような通知を予定しているため、本制定案は、国際ロータリーに
- 5 大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

号エグゼクティブ・サマリー(要旨)

22-70 国際ロータリー定款を、実質的な変更を行うことなく現代化かつ合理化する件

この制定案は、RI 定款に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、定款細則委員会が各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、RI 定款は 4 分の 1 ほど短縮され、ずっと使いやすくなる。変更の例は以下の通りである。

- RI の性格と目的を一つの条項にまとめる
- クラブの管理に関する第 8 条「管理」の部分の文言を現代化する
- 国際大会での投票手続に関する文言を更新する
- どの機関が RI 定款を改正できるかについては、RI 細則における組織規定の改正に関する規定で既に特定されているため、RI 定款第 16 条から削除する

制定案 22-70

国際ロータリー定款を、実質的な変更を行うことなく現代化かつ合理化する件

提案者： RI 理事会

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第1条 定義

- | | |
|------------------|-------------------|
| 4 1. 理事会: | 国際ロータリー理事会 |
| 5 2. クラブ: | ロータリークラブ |
| 6 3. ガバナー: | ロータリー地区のガバナー |
| 7 4. 会員: | 名誉会員以外のロータリークラブ会員 |
| 8 5. RI: | 国際ロータリー |
| 9 6. ローターアクトクラブ: | 若い成人のクラブ |
| 10 7. ローターアクター: | ローターアクトクラブの会員 |
| 11 8. 年度: | 7月1日に始まる12カ月間 |

12

13 第2条 名称および性格連合体とその目的

14 本組織体の名称は国際ロータリーとする。RIは全世界のロータリークラブおよびローター
15 アクトクラブの連合体である。

16

17 第3条 ~~RIの目的~~

18 RIの目的は次の通りである。

- 19 (a) ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求しているクラブ、ローター
20 アクトクラブ、~~RI~~地区を支援すること。
- 21 (b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。
- 22 ~~(c) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。~~

23

24 第43条 ロータリーの目的

25 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
26 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 27 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 28 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識
29 し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 30
- 31 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、
32 日々、奉仕の理念を実践すること；
- 33 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、
34 親善、平和を推進すること。

Commented [COL1]: 第2条に統合。

1 **第54条 会員**

2 **第1節 構成。**RIの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行する
3 クラブおよびローターアクトクラブをもって構成されるものとする。

4 **第2節 クラブの構成。**

5 (a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職
6 業および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または
7 世界において奉仕する意欲のある以下のような成人によって構成されるものとする。

- 8
- 9 1) 善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示す
 - 10 2) 事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けている
 - 11 3) 地域社会および／または世界において奉仕する意欲がある
 - 12 4) 上記に加え、以上のいずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのク
13 ラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、
14 もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同会員
15 がクラブ身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を
16 保持できる。

17 (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、一職業、一種類の社会奉仕、またはその他の
18 職業分類に偏らないバランスの取れた会員構成を有するものとする。

19 (c) RI細則は、ロータークラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し
20 に関する規定と、その各々に対する資格条件を定めるものとすることができ
21 る。

22 (d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブまたはローターアクトクラブ
23 は、RI理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。

24 **第3節 ローターアクトクラブの構成。**ローターアクトクラブは、理事会により定められ
25 た通りにローターアクターにより構成されるものとする。ローターアクトクラブの構成は、
26 理事会が定めるものとする。

27 **第4節 定款および細則の承認。**RI加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブ
28 およびローターアクトクラブは、すべて、それによって本定款とRI細則ならびにその改
29 正規定を受諾し、承認し、本定款ならびにRI細則ならびにそれらに対するすべての
30 改正規定が法律に反しない限り、万事これそれらの規定によって拘束される、それら
31 の規定を忠実に順守することを承諾する。

32 **第5節 例外。**本定款もしくはRI細則の諸規定または標準クラブ定款にかかわら
33 ず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定がRI定款またはRI
34 細則または標準ロータークラブ定款に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編
35 成を許可することができる。この種のクラブは、1,000クラブまでとする。このような試験
36 的プロジェクトの実施期間は、6年を上限とする超えてはならない。このような試験的プ
37 ロジェクトが完了した後、RIに加盟または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款
38 は、その時点で有効な標準クラブ定款とするものとする。その試験的プロジェクトの完
39 了後、すべてのクラブが標準ロータークラブ定款を採用するものとする。

Commented [COL3]: 理事会の財務に関する責務を新たな節とした。

第65条 理事会

第1節 — 構成。理事会の定員は19名とする。理事会は、会長と会長エレクトを含めた19名のメンバーから成る。RI会長は理事会のメンバーであり、その議長となるものである。RI会長エレクトは、理事会のメンバーとする。17名の理事はRI細則の規定に従って指名され、選挙されるものとする。

第2節 — 権限。本定款およびRI細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RIの業務ならびに資金は理事会の理事と管理の下に置かれるものとする。RIの資金に関する指示と管理を執行するに当たり、

第3節 — 財務。RIの資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、RI細則の規定によって定められた予算に従って、1会計年度中にその経常収入と、RI準備金から、RIの目的達成のために必要な額を支援支出することができる。理事会は、RI準備金からの支出を必要とした特別な事情についての理由を次の国際大会に報告するものとする。理事会は、いかなる場合も、その時点におけるRIの純資産を超える負債を生じさせてはならないものとする。

第34節 — 幹事。RIの事務総長は理事会の幹事を務めるがであり、理事会の議事について投票権を持たないものとする。

第76条 役員

第1節 — 名称。RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、ならびに、グレートブリテンおよびアイルランド内RIの会長、直前会長、副会長、名誉会計とするである。

第2節 — 選挙の方法。RIの役員はRI細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

第87条 管理

第1節 — ~~グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島に所在するクラブは、RIの管理上の地域単位を形成するものとし、これを「グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」と呼ぶものとする。「グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」(RIBI)は、グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、ジブラルタル、およびマン島にあるすべてのクラブにより形成される、RIの管理上の地域単位である。グレートブリテンおよびアイルランド内RIRIBIの権限、目的および職務は、RI規定審議会によって承認されたグレートブリテンおよびアイルランド内RIRIBIの定款の条項ならびにRIの定款および細則に定められているところに従うものとする。~~

第2節 — ~~クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は、常に本定款および細則の規定に準拠するものとする本定款および細則の規定に準拠し、クラブは理事会の総括的管理の下、以下の形式で直接管理される。~~

- (a) ~~理事会によるクラブの管理。~~
- (b) ~~正式に設立された地区における、ガバナーによるクラブの監督。~~
- (c) ~~理事会が適切と考え決め、かつ規定審議会が承認した方式による管理。~~

1 (d) グレートブリテンおよびアイルランド内 RIRIBI による、グレートブリテン、アイルラ
2 ンド、チャンネル諸島、ジブラルタル、マン島にあるクラブの監督。

3 **第3節**— ローターアクトクラブの管理は、理事会による一般的監督の下、もしくは理事
4 会が定めるその他の監督の下で行われるものとする管理される。

5 **第4節**— RIおよびクラブは、ロータリー組織の運営を迅速にし、経済効率を上げるた
6 めに、業務をコンピュータ化するよう奨励されている。

7 **第98条 国際大会**

9 **第1節**— 時期および場所。RIの国際大会は、理事会の決定する時と場所において会
10 計年度の最後の3カ月に開催されるものとする。ただし、十分な理由があるときは、理
11 事会はこれを変更することができる。

12 **第2節**— 臨時国際大会。非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の
13 下に、臨時国際大会を招集することができる。

14 **第3節**— 代表。代表議員および投票。正規の信任状を持つ代議員、委任状による代
15 理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成する。

16 (a) すべての国際大会において、各クラブは少なくとも1名の代議員をもってクラブを
17 代表させる権利を持つ。クラブは、そのクラブの会員、または委任状による代理者
18 を通じて少なくとも1票を投じることができる。会員数が50名を超えるクラブは、
19 50名ごとに1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の追加代議員をもって代
20 表させる権利を持つ。この目的のために、代議員数は、国際大会直前の12月
21 31日現在におけるそのクラブの会員数に基づいて決定されるものとする。クラブ
22 はそのクラブの持つ1票または2票以上の票を投じる権限を1名の代議員に委
23 ねることができる。会員数は、大会直前の12月31日の時点において決まる。2
24 票以上の票を投じる権限を持つクラブは、2名以上の代議員を大会に派遣する
25 か、あるいはそのクラブの票を投じる権限を1名の代議員もしくは代理人に委ね
26 ることができる。

27 (b) 各クラブは、RIの国際大会に代議員としてそのクラブの会員、または委任状によ
28 る代理者を送り、国際大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を
29 負う。

30 **第4節**— 特別代議員。RI役員および元会長で、現在も会員としてクラブに籍を有する
31 クラブの会員である者は、特別代議員とするである。

32 **第54節**— 選挙人および投票。正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理者、
33 および特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は RI
34 細則の定めに従って行われなければならない。

35 **第109条 規定審議会**

37 **第1節**— 目的。規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

38 **第2節**— 時期および場所。規定審議会は3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの
39 月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については理事会がこれ
40 を決定する決める。ただし、理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財

Commented [COL4]: 第9条第5節から移動。

Commented [COL5]: 第9条第3節(b)から移動。

Commented [COL6]: 第9条第3節(a)に移動。

Commented [COL7]: 第9条第3節に移動。

1 政的その他のやむを得ざる理由によりほかの場所で開催する場合を除き、規定審議
2 会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする。

3 **第3節 — 手続。**規定審議会は、正規の手続によって提出されたすべての立法案の
4 審議および決定に当たるものとし、その決定は、RI細則の規定通りにクラブが行
5 動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

6 **第4節 — 議員。**規定審議会の議員については細則の規定による。

7 **第54節 — 立法案を採択するための臨時会合。**理事会は、~~全理事の90パーセントの~~
8 ~~投票で、規定審議会の臨時会合を招集することができる。規定審議会の臨時会合は、~~
9 ~~全理事の少なくとも90パーセントの投票により招集できる。理事会は、会合の時と場~~
10 ~~所を決め、その趣旨を明らかにする。会合は、理事会が提案した立法案のみを審議、~~
11 ~~決定することができる。理事会が提出した立法案のみが審議される。会合で審議され~~
12 ~~る立法案は、時間の許す場合を除き、RI組織規定の各所に定められている提出締~~
13 ~~切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続を守るものとするは適用~~
14 ~~されない。会合のすべての決定は、以後、本条第3節に規定するようにクラブが行動~~
15 ~~を取る以外に、これを覆すことができないものとする~~ 取ることにより、覆すことができる。

16

17 **第1110条 会費**

18 各クラブおよびローターアクトクラブは半年ごと年に2回、あるいは理事会により定めら
19 れたほかの期日に、RIに人頭分担当金を納付するものとする。

20

21 **第1211条 財団**

22 **第1節 — RIの財団は、RI細則の規定に従って設立、運営されるものとする。**

23 **第2節 — RIが受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭や財産の遺贈、財産**
24 **から生じる収入の遺贈、RIの余剰資金は、国際大会の承認を受け、財団の財産とな**
25 **るものとする。**

26

27 **第1312条 会員の称号と徽章**

28 **第1節 — 正会員。**~~クラブの各正会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジ~~
29 ~~またはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。~~

30 **第2節 — 名誉会員。**~~クラブの各名誉会員は、名誉ロータリアンとして認められ、クラブ~~
31 ~~の名誉会員としての身分を持っている間は、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を~~
32 ~~着用する権利を与えられるものとする。~~

33 **第3節 — ローターアクト会員。**ローターアクトクラブの各正会員は、ローターアクトとし
34 て認められ、ローターアクトの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与
35 られるものとする。

36

37 **第1413条 細則**

38 規定審議会は、RI管理のために、本定款のほかに、本定款に反しない合致する細則
39 規定を採択し、また、改正することができるものとする。

1 **第 15 14 条 解釈の仕方**

2 RI 定款および、RI 細則、標準クラブ定款の全部にわたり、次の解釈原則が適用される
3 ものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単
4 語は「任意」を意味するものである。男性代名詞 (he, his, him) または女性代名詞 (she,
5 her) のいずれも他の性をも含むものとする。「郵便」、「郵送」および、「郵便投票」、およ
6 び「クラブ投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするための、電子メール (E
7 メール) およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

8
9 **第 16 15 条 改正**

10 **第 1 節 状況。**本定款は、規定審議会において、出席し、かつ投票を行う者の投票
11 の 3 分の 2 によって改正できる。

12 **第 2 節 提案者。**本定款の改正はクラブ、地区大会、地区、グレートブリテンおよびア
13 イルランド内 RI の審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手
14 続に従って理事会によってのみ提案することができる。

Commented [COL8]: RI 細則 7.020.に規定されている。

(本文終わり)

趣旨および効果

15 組織規定文書は審議会によって 3 年ごとに改正される。個々の変更は個別に作成され
16 採択される。年月の経過とともに文章が断片化し、統一がなくなることがある。国際ロー
17 タリー定款の包括的な見直しは 1992 年に行われたきりで、RI 定款の明確化と再編成
18 のために再び見直しが必要であることは明白である。

19
20 定款細則委員会は、ドゥエイン・ベントン 2019 年規定審議会議長と共に、RI 細則の実
21 質の変更をせずに現行の規定を現代化かつ簡略化することを目指して本立法案を作
22 成した。全体的に、これらの変更は RI 定款を簡素化し、すべてのロータリアンにとって
23 分かりやすい内容にすることを目的としている。これらの変更は、2019 年規定審議会に
24 おいて、RI 細則ならびに標準ロータリークラブ定款に関して採択された変更と同様のも
25 のである。

財務上の影響

26 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-71

クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件

提案者: RI 理事会
Merimbula ロータリークラブ (オーストラリア、第 9705 地区)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第 8 条 管理

4

5 第 2 節 — クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管
6 理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形
7 式は、常に本定款および細則の規定に準拠するものとする。

8

9 (e) 6000 以下のクラブを含み、期間を 6 年以内とした、理事会が適切とみなす監督を
10 伴う試験的プロジェクト。

(本文終わり)

趣旨および効果

11 本制定案の目的は、クラブとロータリアンに対する監督において、新しく、より現代的な
12 管理構造を試すことを理事会に許可することにある。社会が変化するペースと、テクノ
13 ジーが私たちの生活に与える影響の増加を考慮すると、クラブと会員をサポートする新
14 しい方法を検討するのは適切なことである。ロータリーの効率を高め、会員がサポートを
15 受けやすくし、ボランティアの役割をより管理しやすく負担が少ないものにする方法を模
16 索する必要がある。

17

18 現在のボランティア構造は、70 年以上前、コミュニケーションを取るにしても、人の意欲
19 を高めるにしても、直接面と向かってつながる以外に手段がなかった時代に設置された
20 ものである。現在の構造は、長年の間にボランティアの階層と役割が増えた結果、大き
21 な序列構造に膨らんでしまっている。現在、世界的な組織は、より機敏に動き、リーダー
22 層と草の根とがより直接的なつながりを持てるよう、そのほとんどが組織構造の階層を大
23 きく減らしている。本制定案は、ロータリー業務の提供方法をより柔軟にして効率を高め
24 る可能性を秘めた新しいモデルを理事会が試せるようにするものであり、そのモデルに
25 は、業務および提供物の地域化を含む。

財務上の影響

- 1 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定することはできない。
- 2 かかる費用は、理事会がこの試験的プロジェクトをどのような形に構築
- 3 するかにより左右されると思われる。

制定案 22-72

地区の境界の変更基準を変更する件

提案者： 茅ヶ崎ロータリークラブ(日本、第 2780 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 15 条 地区

4

5 15.010. 創設

6 理事会はクラブを地区に分類し、地区の各境界を設定する権限を有する。

7

8 15.010.1. 境界の廃止と変更

9 理事会は、~~クラブ数が 100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満の~~
10 ~~地区の境界を廃止あるいは変更することができ、その地区のクラブを近隣地区に編入~~
11 ~~させる、これらの地区をほかの地区と統合する、または分割できる。~~

12 理事会は、クラブ数が 20 未満またはロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を
13 変更、またはそれらの地区のクラブを近隣地区に編入または統合、あるいはクラブ数が
14 100 またはロータリアンの数が 5,400 名を上回る地区を分割することができる。さもなければ、
15 地区内クラブの過半数の反対がある場合は、いかなる地区の境界も変更しないものとする。
16 理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブが、
17 提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会
18 が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会
19 は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語、およびその他該当する
20 要素を考慮するものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合される地区にお
21 ける運営管理、リーダー構成、代表選出の手続を規定するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

22 地区の境界を設定する際、統合・分割いずれの場合もクラブ数、会員数の両方に基準
23 を設けることで、各地区の適正な規模を維持するためのより柔軟な対応を可能とする。

財務上の影響

1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点
2 でその額を特定することはできない。かかる費用は、地区の境界を廃止または変更する
3 ために RI 理事会が提供する支援の範囲と内容に左右されると思われる。

4

5 RI にかかる費用は、直接経費のみで、一地区あたり平均 35,000 米ドルと推定され、そ
6 の額は主にガバナー配分資金、国際協議会におけるガバナー研修、規定審議会にお
7 ける審議会代表議員の経費に左右される。

8

9 現在、82 の地区が影響を受ける可能性がある。

- 10 ● クラブ数が 20 未満、またはロータリアン数が 1,100 名未満となっている地区は、
11 29 ある
- 12 ● クラブ数が 100 を、またはロータリアン数が 5,400 名を上回っている地区は、53
13 ある。

制定案 22-73

地区境界の変更における施行期日の延期を規定する件

提案者： 第 4560 地区(ブラジル)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 15 条 地区**

4

5 **15.010. 創設**

6 理事会はクラブを地区に分類し、地区の各境界を設定する権限を有する。

7

8 **15.010.1. 境界の廃止と変更**

9 理事会は、クラブ数が 100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満の
10 地区の境界を廃止あるいは変更することができ、その地区のクラブを近隣地区に編入さ
11 せる、これらの地区をほかの地区と統合する、または分割できる。さもないければ、地区内
12 クラブの過半数の反対がある場合は、いかなる地区の境界も変更しないものとする。理
13 事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブ
14 が、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられ
15 た後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境
16 界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語、およびその他該当する要素を考慮
17 するものとする。地区の境界を撤廃または変更するすべての決定については、それらの
18 施行期日を少なくとも 4 年間延期するものとする。理事会は、新たに編成される地区や
19 統合される地区における運営管理、リーダー構成、代表選出の手続を規定するものと
20 する。

(本文終わり)

趣旨および効果

21 今も続く新型コロナウイルスの大流行により、全てのロータリー行事はインターネットで利
22 用可能な手段を用いたバーチャル形式で行われている。この運営方法は、クラブ例会
23 の開催方法にも採用されている。しかし、バーチャル形式の例会は、直接対面式での
24 例会と比較して出席者が少ない。

25

26 ロータリーの柱の一つである親睦に大きな影響が及んでおり、多くの会員が一時的、場
27 合によっては永久にクラブから離れている。

28 ほとんどの地区では、新会員を招くことばかりか、既存の会員層を維持することも困難と
29 なっている。

- 1 地区境界の変更には猶予期間を設ければ、ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ
- 2 ー、ならびに被任命者たちが、地区境界の変更という難題への対応に引き続き集中す
- 3 る動機となるであろう。

財務上の影響

- 4 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 5 ことはできない。かかる費用は、地区境界を撤廃または変更する全ての決定を少なくと
- 6 も 4 年間延期するために RI 理事会が提供する支援の範囲と内容に左右されると思わ
- 7 れる。
- 8
- 9 費用は、その 4 年間においてクラブ数が 100 を超える、もしくはロータリアン数が 1,100
- 10 人を割る地区の数によると思われる。
- 11
- 12 RI にかかる費用は、直接経費のみで、一地区あたり平均 35,000 米ドルと推定され、そ
- 13 の額は主にガバナー配分予算、国際協議会におけるガバナー研修、規定審議会にお
- 14 ける審議会代表議員の経費に左右される。

制定案 22-74

年次地区大会の開催を義務とする規定を削除する件

提案者: Bundaberg Central ロータリークラブ (オーストラリア、第 9570 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 7 条 規定審議会

4

5 7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

6 クラブが提案する制定案は地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会に
7 おいて地区の承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、または
8 RIBI 地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施するク
9 ラブ投票を通じて地区内クラブの票決を求めることができる。すべてのクラブ投票は、第
10 12.050.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に提出される制定案
11 は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1 回の規定審議会につき 5
12 件より多くの制定案を提出もしくは承認すべきではない。

13

14 第 9 条 審議会の構成と手続

15

16 9.060. 地区大会における代表議員の選挙

17

18 9.060.1. 選挙

19 地区が指名委員会手続を使用しない場合、年次地区大会にて、また RIBI の地区の場
20 合は地区審議会にて、代表議員および補欠を選挙してもよい。選挙は、規定審議会が
21 開かれる 2 年前の年度の 6 月 30 日までに行うものとする。RIBI の地区の場合、規定審
22 議会が開かれる年度の 2 年前の 10 月 1 日を過ぎてから開かれる地区審議会において
23 行われるものとする。

24

25 9.060.4. 代表議員と補欠議員の選出

26 地区大会、もしくはガバナーが実施するクラブ投票にてにおいて過半数の票を得た候
27 補者を規定審議会と決議審議会の代表議員とする。候補者が 2 名しかいない場合、過
28 半数が得られなかった候補者を補欠とし、代表議員が務めを果たせない場合にのみ、
29 この補欠がその任に就く。投票手続は第 12.050.節および第 12.050.1.項の規定に従う
30 ものとする。

1 第 11 条 理事の指名と選挙

3 11.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選挙

5 11.020.4. 選挙

7 第 11.020.9.項、第 11.020.10.項、および第 11.020.11.項に規定されている場合を除き、
8 指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会、もしくは
9 はガバナーが実施するクラブ投票で選挙されるものとする。理事指名委員会の委員と
10 補欠委員の選挙のための地区投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロー
11 タリ一年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負
12 債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

14 11.020.5. 推薦

15 地区内のクラブは、指名委員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示して
16 いる会員がいる場合、委員となる資格のあるクラブ会員を推薦できる。クラブは、その推
17 薦を書面で証するものとし、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この推薦書
18 は、ガバナーに提出され、地区大会において選挙人に提示されるものとするが、ガバナ
19 ーが実施するクラブ投票により選ばれた場合は地区内のクラブに提示されるものとし
20 る。地区大会において投票する場合、各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投
21 じる 1 名の選挙人を指定するものとする。2 票以上を有するクラブが投じるすべての票
22 は、同じ候補者に投じられるものとする。3 名以上の候補者がおり単一移譲式投票方式
23 が必要とされる、または用いられる投票において、2 票以上を有するクラブが投じるすべ
24 ての票は、同じ優先順位に従った候補者に投じられるものとする。

26 第 12 条 ガバナーの指名と選挙

28 12.030. 指名委員会手続

30 12.030.6. 委員会がノミニーを選出できない場合

31 指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、第 12.050.節に
32 規定されているように、または第 15.050.節に従って地区大会において、クラブ投票でガ
33 バナーノミニーを選挙するものとする。いずれの場合も、指名委員会に推薦された候補
34 者のみが参加できる。

36 12.030.9. 対抗候補者の指名

37 期限から 7 日以内に、ガバナーはクラブに有効な対抗候補者がいることを通知するもの
38 とする。この対抗候補者がガバナーによる通達後 30 日間有効である場合、通知には、
39 各対抗候補者の氏名とその資格条件、および対抗候補者を出したクラブとこれを支持
40 したクラブの名前が含まれ、候補者についてクラブ投票または地区大会で投票が行わ
41 れる旨が明記されるものとする。

1 **12.060.** 地区大会によるガバナーの選出

2 地区が地区大会においてガバナーノミニーを選出することを選択した場合、ガバナー
3 は、クラブに対して、ガバナー候補者の推薦を提出するよう要請するものとする。推薦の
4 要請および地区大会における投票は、できるだけクラブ投票の規定に沿って行われる。
5 2票以上を有するクラブからのすべての票は、同じ候補に投じられた場合に限り数えら
6 れるものとする。各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる1名の選挙人を指
7 定するものとする。

8
9 **第15条 地区**

10
11 **15.040.** 地区大会および地区立法案検討会

12
13 **15.040.1.** 開催時

14 ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時日と場所において、地区大会
15 を毎年開催するものとする。ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に対して書面で
16 証された時点で、大会の計画を始めることができる。地区大会の開催日程は、地区研修
17 ・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないものとする。理事会は、2つ
18 以上の地区が合同で大会を開催することを許可できる。地区は、21日前までにすべて
19 のクラブに通知した上で、ガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催す
20 ることもできる。クラブの過半数が、具体的な案件を審議することを目的に地区立法案
21 検討会を要請した場合、ガバナーは、その要請から8週間以内に検討会を招集するも
22 のとする。

23
24 **15.040.2.** 開催地の選定

25 ~~ガバナーノミニーとその時点におけるクラブ会長の過半数が、大会の開催地について~~
26 ~~合意しなければならない。あるいは、理事会は、ガバナーノミニーと、同年にクラブ会長~~
27 ~~を務める者の過半数が、大会の開催地を選定できることを承認することができる。クラブ~~
28 ~~がかかる会長を選出していない場合、現会長が開催地の投票を行うものとする。~~

29
30 (続く条項は、該当する番号に振り直す)

31
32 **15.050.** 地区大会および地区立法案検討会での投票

33
34 **15.050.1.** 選挙人

35 各クラブは少なくとも1名の選挙人を選び、その地区の大会および立法案検討会(開催
36 される場合)への選挙人として証するものとする。会員数が25名を超えるクラブは、25
37 名ごとに1名、または端数が13名以上の場合、さらに1名の割合で選挙人を有する。
38 つまり、会員数が37名までのクラブは1名の選挙人を持つ資格を有し、会員数が38
39 名から62名までのクラブは2名の選挙人を有し、会員数が63名から87名までのクラ
40 ブは3名の選挙人を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のクラブ
41 請求書における会員数によって決定される(一時保留のクラブは投票権がないことを除

く)。各選挙人はそのクラブの会員であるものとする。投票するためには、選挙人は大会または立法案検討会に出席していなければならない。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

第16条 ガバナー

16.030. ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う RI の役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すること。
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- (f) TRF を支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RI の間の良好な関係を促進すること。
- (h) 地区大会(開催が予定された場合)を計画、主宰すること。PETS および地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (i) 個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
 1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
 4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は特にこれを行う。
 5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- (j) 各クラブに対して月信を発行すること。
- (k) 会長または理事会の要請により、速やかに RI に報告を提出すること。
- (l) ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m) 地区における指名および選挙が、組織規定および RI の規定の方針を遵守するよう計らうこと。

- 1 (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
- 2 (o) 地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- 3 (p) RI 役員の職責に属するその他の任務を遂行すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 4 本提案は、地区大会を毎年開く必須要件を削除するものである。本提案により、大会を
- 5 毎年開くか、適切だと判断した時に開くかは、各地区が柔軟に決められるようになる。
- 6
- 7 地区大会は不測の状況により取りやめとなることがある。それらの状況には、天災、感染
- 8 症の大流行、または一般にロータリアンによる大会出席を妨げるような経済状況が当て
- 9 はまる。
- 10
- 11 また、移動距離と旅費が問題となるような広大な地区においては毎年大会を開くことが
- 12 困難な場合がある。
- 13
- 14 本制定案の目的は、地区大会の開催頻度を各地区の判断に委ねることである。

財務上の影響

- 15 本制定案は RI の経費削減につながる可能性があるが、現時点でその額を特定するこ
- 16 とはできない。経費削減の額は、いくつの地区大会が年次大会でなくなるかによる。
- 17 2019 会計年度に会長代理が地区大会に出席した際の経費は 594,000 米ドルであつ
- 18 た。
- 19
- 20 2021 会計年度においては、バーチャル形式の大会が増加している。それらの大会に対
- 21 しバーチャル形式で出席する代理を任命する場合、旅費はかからないが、会長代理プ
- 22 ログラムの運営にかかる間接費は依然として必要となる。

制定案 22-75

地区大会の開催の頻度と形式の規定を改正する件

提案者: Darwin Sunrise ロータリークラブ (オーストラリアと東ティモール民主共和国、第 9550 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 15 条 地区

4

5 15.040. 地区大会および地区立法案検討会

6

7 15.040.1. 開催時

8 ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時において、地区大会を毎年開
9 催するものとする。大会は 1 年間、開催を停止することができる。ただし、大会は少なく
10 とも 2 年に一度開催されなければならない。大会は、直接対面式、または電話会議、ま
11 たはインターネットによるビデオ会議もしくはその他のコミュニケーションツールを用いた
12 バーチャル形式で開催することができる。ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に
13 対して書面で証された時点で、大会の計画を始めることができる。地区大会の開催日程
14 は、地区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないものとする。
15 理事会は、2 つ以上の地区が合同で大会を開催することを許可できる。地区は、21 日
16 前までにすべてのクラブに通知した上で、ガバナーが決定した時と場所で地区立法案
17 検討会を開催することもできる。クラブの過半数が、具体的な案件を審議することを目的
18 に地区立法案検討会を要請した場合、ガバナーは、その要請から 8 週間以内に検討
19 会を招集するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

20 本提案は、地区大会を毎年開くという要件を削除するものである。大会を適切だと判断
21 した時に開くか、毎年開くかは、各地区が柔軟に決める。

22

23 不測の状況により大会を開催できなくなることがある。それらの状況には、天災、感染症
24 の大流行、またはロータリアンによる大会出席を妨げるような経済状況が原因となる可
25 能性がある。

- 1 また、移動距離と旅費が重要な要素となる広大な地区においては毎年大会を開くことが
- 2 困難な場合がある。そのような地区では、大会を対面式で開き、Zoomあるいはその他
- 3 のインターネットによるビデオ会議機能を通じた参加者も含めることができる。
- 4
- 5 本制定案の目的は、地区大会の開催頻度と形式を各地区の判断に委ねることである。
- 6 これにより、全てのロータリアンが大会への出席方法を各自で選べるようになる。

財務上の影響

- 7 本制定案はRIの経費減少につながる可能性があるが、現時点でその額を特定するこ
- 8 とはできない。経費削減の額は、いくつの地区大会が年次大会でなくなるかによる。
- 9 2019会計年度に会長代理が地区大会に出席した際の経費は594,000米ドルであっ
- 10 た。
- 11
- 12 2021会計年度においては、バーチャル形式の大会が増加している。それらの大会に対
- 13 しバーチャル形式で出席する代理を任命する場合、旅費はかからないが、会長代理プ
- 14 ログラムの運営にかかる間接費は依然として必要となる。

制定案 22-76

地区大会の計画に関する規定を改正する件

提案者： 第 3490 地区(台湾)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 15 条 地区

4

5 15.040. 地区大会および地区立法案検討会

6

7 15.040.1. 開催時

8 ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時において、地区大会を毎年開
9 催するものとする。ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に対して書面で証された
10 時点で、ガバナーを務める年度の大会の計画を始めることができる。地区大会の開催
11 日程は、地区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないものとし
12 る。理事会は、2 つ以上の地区が合同で大会を開催することを許可できる。地区は、21
13 日前までにすべてのクラブに通知した上で、ガバナーが決定した時と場所で地区立法
14 案検討会を開催することもできる。クラブの過半数が、具体的な案件を審議することを目
15 的に地区立法案検討会を要請した場合、ガバナーは、その要請から 8 週間以内に検
16 討会を招集するものとする。

17

18 15.040.2. 開催地の選定

19 ガバナーノミニーとその時点における、そのノミニーがガバナーとなる年度と同年度に就
20 任するクラブ会長の過半数が、大会の開催地について合意しなければならない。あるい
21 は、理事会は、ガバナーノミニーと、同年にクラブ会長を務める者の過半数が、大会の
22 開催地を選定できることを承認することができる。クラブがかかる会長を選出していない
23 場合、現会長が開催地の投票を行うものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

24 ガバナーが、自分の年度に開かれる地区大会の開催地と日時を、その年度のクラブ会
25 長とともに決めるのは理にかなっている。それは、現ガバナーと現クラブ会長にとって、
26 またはガバナーノミニーとクラブ会長ノミニーにとっても当てはまる。

- 1 現ガバナーが日時を決め、ガバナーノミニーが会場を決めると、最終決定の段階になっ
- 2 て論争となる可能性がある。現ガバナーとガバナーノミニーの希望が異なる場合にも、
- 3 対立が起こる可能性がある。

財務上の影響

- 4 本提案によって RI に財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-77

専門能力開発を奉仕の第二部門に、職業奉仕委員会を推奨されるクラブ委員会に加える件

提案者: Paris 20ème Service & Industrie ロータリークラブ (フランス、第 1660 地区)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第 6 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび実際的な規準
5 である。

- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ
7 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高
9 め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業
10 に携わる中で奉仕の理念を實踐していき、その精神を以って専門能力開発を支
11 援していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従
12 って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題
13 やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに答えることが含まれ
14 る。
- 15 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住
16 する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさま
17 ざまな取り組みから成るものである。
- 18 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さら
19 には、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協
20 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する
21 認識を培うことによつて、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活
22 動から成るものである。
- 23 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
24 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交
25 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によつて、好ましい変化がもたらされ
26 ることを認識するものである。

27

28 第 11 条 理事および役員および委員会

29

30 第 7 節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

31

(a) クラブ管理運営

32

(b) 会員増強

- 1 (c) 公共イメージ
- 2 (d) ~~ロータリー財団、および~~
- 3 (e) 人道的奉仕プロジェクト、および
- 4 (f) 職業奉仕
- 5 理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 6 若い職業人に入会してもらえない理由について、私たちは往々にして、彼らのやる気の
- 7 なさ、場合によっては彼らの個人主義的な考え方、あるいは高額な会費のせいにしてし
- 8 まう。
- 9
- 10 しかし、職業団体の中には、会員が会費を払っていても成長している団体もある。その
- 11 ような団体と比較すると、会費と、人生の多忙な時期における時間をつぎ込むことを若
- 12 い職業人に期待するロータリーは不利である。
- 13
- 14 ロータリーが第一選択肢として返り咲くためには、専門能力開発を再びロータリーの主
- 15 要目標の一つとして導入すべきであろう。
- 16
- 17 決議案 20R-03 (ロータリーの価値として専門能力開発を再導入することを検討するよう
- 18 RI 理事会に要請する件)は、2020 年決議審議会により採択されている。クラブは、ロー
- 19 タリーが、人道的奉仕プロジェクトならびに高い倫理の重視に加え、会員の専門能力開
- 20 発を支援すると、ためらいなく宣言する必要がある。
- 21
- 22 それができれば、若い職業人は再びロータリーに関心を持つようになるだろう。私たち
- 23 の地区では、すでにこの精神に則ったクラブを設立しており、それらのクラブの拡大の
- 24 度合いから、このアプローチの適切さと価値が明らかになっている。
- 25
- 26 したがって、専門能力開発はクラブ拡大の主要な要素である。奉仕の理念に惹きつけら
- 27 れた若いリーダーは、職業奉仕の成果にも魅力を感じている。若いリーダーはロータ
- 28 ーに入会し、影響力と定評のあるネットワークにおいて信頼されたいと望んでいる。
- 29
- 30 奉仕の理念を積極的に実践している人たちにとって奉仕プロジェクト委員会が魅力的
- 31 であるのと同様に、若い職業人たちにとって、ロータリーの価値観に基づいた専門能力
- 32 開発に力を入れるクラブ職業奉仕委員会も魅力がある。

財務上の影響

- 1 専門能力開発は職業奉仕の奉仕部門において実行できるため、本制定案が、国際ロ
- 2 ーターに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-78

積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件

提案者： 第 5550 地区(カナダ)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第 6 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび実小的な規準
5 である。

- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ
7 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高
9 め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業
10 に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役
11 割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己
12 の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプ
13 ロジェクトに応えることが含まれる。
- 14 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すこと
15 により、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高め
16 るために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るもの
17 である。
- 18 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに
19 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協
20 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する
21 認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員
22 が行う活動から成るものである。
- 23 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
24 および国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め
25 育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がも
26 たらされることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

27 ロータリーの第一の重点分野は平和の推進である。平和はロータリーのミッションステー
28 トメントの一部であり、奉仕部門にも含まれている。「平和」の概念は、長年の間定義され

1 てこなかったが、私たちのこの言葉に対する理解が進歩するに従い、私たちの定義も改
2 善が必要である。

3
4 ロータリーのパートナー団体である経済平和研究所は、「積極的平和」を平和な社会を
5 作り、維持するために必要な行動、組織、構成と定義し、その要素には、良好なビジネ
6 ス環境、資源の公平な配分、情報の自由な流通、高レベルな人的資本、他者の人権の
7 受容、低レベルの腐敗／汚職などが含まれる。これらの要素は、ほかにも社会に重要な
8 好ましい結果を生み、人間の潜在能力が開くために最適な環境をつくる。平和をこの
9 ように定義すれば、各国の「世界平和度指数」の例を参考にし、地域社会が作成した指
10 数を用いて、地域社会にとって好ましい平和度を客観的に測定することができるであろ
11 う。

12
13 地域に関わらず全てのロータリアンは、自身にとって「平和」がどういった意味を持って
14 いるかを考え、積極的平和の達成を目指して努力し、上記の定義を進んで採用すべき
15 である。上記の文言を加えて奉仕部門の規定を明確化することにより、ロータリアンが、
16 各地域社会と世界において真に意義ある平和に的を絞りやすくなるであろう。

財務上の影響

17 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
18 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援
19 の範囲と内容に左右されると思われる。

制定案 22-79

高齢者の生活の質の向上を含めるよう奉仕の第三部門を改正する件

提案者:Strasbourg Kléber ロータリークラブ(フランス、第 1680 地区)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第6条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび実小的な規準
5 である。

- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ
7 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高
9 め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業
10 に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役
11 割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己
12 の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプ
13 ロジェクトに応えることが含まれる。
- 14 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住
15 する人々ならびに高齢者一般の生活の質を高めるために、時には他と協力しな
16 がら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。それらの取り組みによ
17 り、人々が質の高い医療と安全かつ快適な生活環境を享受できるようになり、高
18 齢者層とより若い世代の人々との前向きな交流が促進される。
- 19 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに
20 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協
21 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する
22 認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活
23 動から成るものである。
- 24 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
25 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交
26 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ
27 ることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

28 奉仕の第三部門である社会奉仕を改正し、高齢者のケアを加える必要があると
29 考える。

- 1 本制定案は、高齢者用の介護施設、住居、医療ケア、疾病治療と予防、教育、
- 2 レクリエーション、運動といった、高齢者のためのプロジェクトや奉仕活動に対す
- 3 る需要が世界中で高まっていることを考慮したものである。
- 4
- 5 一方で、重点分野には現在、高齢者の要素が含まれておらず、高齢者はグロー
- 6 バル補助金の恩恵を受けることができない。そのような資金源を利用できないこ
- 7 とは、クラブと地区が高齢者のニーズに特定したプロジェクトを実施する上での
- 8 妨げとなっている。

財務上の影響

- 9 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 10 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援
- 11 の範囲と内容に左右されると思われる。

制定案 22-80

地区と地区を国際的に結びつけるために奉仕の第四部門を改正する件

提案者: Madras Temple City ロータリークラブ (インド、第 3232 地区)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第6条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準
5 である。

6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ
7 内で会員が取るべき行動に関わるものである。

8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、
9 品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に
10 携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割
11 には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の
12 職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロ
13 ジェクトに応えることが含まれる。

14 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住
15 する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさま
16 ざまな取り組みから成るものである。

17 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに
18 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協
19 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する
20 認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活
21 動から成るものである。各地区は、ほかの国にある地区と3年間、理事会により決
22 められたかたちで結びつけられるものとする。

23 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
24 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交
25 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ
26 ることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

27 地区と地区とを国境を超えて結びつけることにより、クラブまたは地区が、より容易に長
28 期にわたる国際的な関係を築けるようになる。行事予定を伴う構造的な方法を取り入れ

- 1 れば、グローバル補助金の機会と、遠く離れた地区間での文化・友好交流の機会が向
- 2 上すると思われる。地区同士が助言し合い、バランスの取れた活動を発展することが可
- 3 能である。

財務上の影響

- 4 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 5 ことはできない。かかる費用は、各地区を 3 年間ほかの国の地区と組み合わせるために
- 6 RI 理事会が提供する支援の範囲と内容に左右されると思われる。
- 7
- 8 異なる国にある地区を 3 年間結びつけ、組み合わせるには、大きな技術的改善ならび
- 9 に職員人力の投入が必要となると思われる。

制定案 22-81

標準ロータリークラブ定款に奉仕の理念を加える件

提案者： 敦賀ロータリークラブ（日本、第 2650 地区）

- 1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。
- 2
- 3 **第 6 条 奉仕の理念**
- 4 奉仕の理念は、物事の過程の最初に奉仕を置くものであり、人に対する善意と思いやり
- 5 の心を自己の生活全般に適用し、行動することである。

（続く条項は、該当する番号に振り直す）

（本文終わり）

趣旨および効果

- 6 第 5 条にはロータリーの目的が規定されているが、その中に述べられている「奉仕の理
- 7 念」については、その定義は明らかにされていない。ロータリーの最も大切な文書につ
- 8 いて、『ロータリーの理想の友愛』第 11 章 奉仕の理想の意味（日本語は米山梅吉訳）
- 9 に書かれた創始者ポールハリスの言葉を引用し、その定義を明らかにすることは、今後
- 10 のロータリー運動にとり大きな指針となるものである。

財務上の影響

- 11 本提案によって RI に財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-82

ロータリアンの行動規範を規定する件

提案者: 第 3740 地区(韓国)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する。

2

3 第 5 条 ロータリアンの行動規範

4 ロータリアンが使用するために次の行動規範が採択された。ロータリアンとして、私は以
5 下のように行動する。

6

- 7 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 8 2) 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
- 9 3) 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びと
10 を助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 11 4) ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
- 12 5) ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持する
13 ことを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への
14 報復が起こらないよう確認する。

15

16 (続く条項は、該当する番号に振り直す)

17

18 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

19

20 第 5 条 ロータリアンの行動規範

21 ロータリアンが使用するために次の行動規範が採択された。ロータリアンとして、私は以
22 下のように行動する。

23

- 24 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 25 2) 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
- 26 3) 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びと
27 を助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 28 4) ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
- 29 5) ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持する
30 ことを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への
31 報復が起こらないよう確認する。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 「ロータリアンの行動規範」は 2019 年の理事会により採択された。本制定案は、「ロータ
2 リアンの行動規範」を理事会が単に推奨する方針としてロータリー章典に含めるだけに
3 留めず、正式に RI 定款および標準ロータリークラブ定款に取り入れてその意義を高
4 め、それにより次の目標を達成しようとするものである。
- 5
- 6 1) すべてのロータリアンに求められて行動ことを、RI 定款ならびに標準ロータリークラ
7 ブ定款に明確に示す。
- 8
- 9 2) クラブが奉仕志向の地域社会リーダーから成る模範的グループであることを社会に
10 印象付け、各会員が上記の 1)、2)、3) に示された倫理原則を実践するよう促す。
- 11
- 12 3) クラブを強化する。4) と 5) の規範を忠実に実践すれば、すべての会員が互いを理
13 解し、共通の利益のために行動するようになり、結果として対立を最小限に抑えられ
14 るであろう。

財務上の影響

- 15 本制定案によって RI に財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-83

クラブが例会を取りやめられる理由を改正する件

提案者： 加治木ロータリークラブ（日本、第 2730 地区）

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第 7 条 会合

4

5 第 1 節 — 例会。

6

7 (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。

8 (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合

9 (2) 会員の葬儀の場合

10 (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または

11 (4) 地域社会での武力紛争がある場合

12 理事会は、ここに列記されていない (1) から (4) 以外の理由であっても、1 年に 4

13 回まで例会を取りやめることができるが、ただし、(1) から (4) 以外の理由の場合

14 においては、3 回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

15

16 (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは、本

17 条第 1 節(d)(1)から(4)を理由として例会を取りやめる場合を除いては、少なくとも

18 月に 2 回、例会を行わなければならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

19 COVID-19 が世界的蔓延をしている中、ロータリークラブにおいては例会の在り方を含
20 めその進め方に戸惑いを覚えているのが実態である。

21

22 それは、このように異常な状況において、定款の定める休会する際の理事会判断に迷
23 いを生じる表現となっていることに起因する。

24

25 この際、休会判断の根拠を明確にし、また、連続休会の制限根拠を分かりやすく示すこ
26 とによって、それぞれのクラブがコロナ禍にあって、新しい例会の持ち方など、創意工夫
27 することによってクラブ活動全体が活性化するものと思料する。

財務上の影響

- 1 本制定案によって RI に財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-84

ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件

提案者： 第 1810 地区(ドイツ)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 4 条 クラブの会員身分**

4

5 **4.090.他クラブへの出席**

6 ロータリアンならびにローターアクターは、他ロータリークラブまたは他ロータリークラブ
7 の衛星クラブの例会に出席できる。ただし、正当な理由で会員身分が終結された会員
8 は、元クラブまたは元クラブの衛星クラブの例会に出席することはできない。

(本文終わり)

趣旨および効果

9 すべてのクラブは、新会員の絶好の源であるローターアクトクラブで若い新会員を探す
10 べきである。ただし、新会員を迎え入れる前に、その人物とクラブが知り合う必要があ
11 る。このためには、ローターアクターがすべてのロータリークラブの例会にいつでも出席
12 できるようにするのが最善の方法である。ローターアクトクラブがロータリーの正規加盟ク
13 ラブとなった以上、すべてのローターアクターが、ごく当たり前前にロータリークラブの例会
14 に参加できるようにすべきである。

財務上の影響

15 本制定案は、RIに財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-85

出席報告の提出義務を撤廃する件

提案者: 敦賀ロータリークラブ(日本、第 2650 地区)
木更津東ロータリークラブ(日本、第 2790 地区)
Maryville ロータリークラブ(米国、第 6780 地区)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 4 条 クラブの会員身分**

4

5 **4.080.出席報告**

6 ~~各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報~~
7 ~~告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には、出席報告を事務総長~~
8 ~~に提出するものとする。~~

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

本文終わり

趣旨および効果

9 2016 年ならびに 2019 年規定審議会は、標準ロータリークラブ定款における出席規定
10 に関し数々の変更を採択した。各クラブはそれぞれの定款ならびに細則において、独
11 自の出席規定を定めることができる。各クラブが特に定めない限り、会員が最低、出席も
12 しくはメイクアップしなければならない例会の割合というものはない。

13

14 標準ロータリークラブ定款第 10 条第 1 節(d)の規定により、ある例会に欠席してその後
15 同じ年度内にメイクアップできる。会員は非常に数多くの方法でメイクアップでき、そう
16 した場合、往々にして定期的に幹事に報告されない。従って、月次の出席報告は、会
17 員による参加の度合いを正確に反映するものではない。

18

19 このような状況において、標準の出席報告を定めることは不可能と言ってよい。実際、各
20 クラブから異なるかたちの出席報告がなされるであろう。よって、ガバナーに報告される
21 出席データは、クラブの健全性について、必ずしも意味のある情報を伝えていない。

22

23 多くのクラブと地区では、これまで既に月次の出席報告の義務に忠実に従っていない
24 可能性がある。各クラブにおける例会出席の状況を実際に確認している地区でも、すべ
25 てのクラブに出席報告を提出してもらうことが困難になってきている。また、各クラブから

- 1 の出席報告にあまりに整合性がないため、ガバナーがそのような報告を活用することは
- 2 ほとんどない。
- 3
- 4 クラブが出席状況を毎月ガバナーに報告する義務を撤廃しても、各クラブはクラブ内の
- 5 出席状況を確認でき、出席率の良い会員に何らかのかたちで報いることができる。これ
- 6 からも、クラブは自身の例会出席に関する方針に適した方法で出席および活動参加の
- 7 状況に注視できるし、出席と参加がクラブの成功のかぎである限り、そうすべきである。
- 8 ガバナーが望めば、クラブに毎月、出席報告を求めることは依然として可能である。

財務上の影響

- 9 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-86

出席報告を月次会員総数の報告に変更する件

提案者： 川越ロータリークラブ（日本、第 2570 地区）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 4 条 クラブの会員身分**

4

5 **4.080. 出席月次会員総数の報告**

6 各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報
7 告クラブの会員総数をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には、出席
8 報告会員総数を事務総長に提出するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

9 2016 年の規定審議会において、出席率の報告は不要となり、現行は会員数の報告の
10 み行われている。しかしながら、国際ロータリー細則 4 条には、依然「月次出席報告を
11 ガバナーに提出するものとする」と記述されている。これは、各クラブの出席報告の多様
12 性を招いてしまっている。従って、条文を実態に合わせることで主旨の徹底を図り、クラ
13 ブ運営を効率的にすることが肝要と考えた。

財務上の影響

14 本制定案によって RI に財務上の影響を与えることはないと思われる。

制定案 22-87

出席報告の要件を改正し、奉仕活動の四半期報告を含める件

提案者： 大阪ロータリークラブ（日本、第 2660 地区）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 **第 4 条 クラブの会員身分**

4

5 **4.080. 出席報告**

6 ~~各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報~~
7 ~~告をガバナーに提出するものとする。各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内にその~~
8 クラブの月次出席報告を、年度の最終例会後 15 日以内にメイクアップ後の年次出席
9 報告を、ガバナーに提出するものとする。各クラブは、ボランティア活動時間と奉仕プロ
10 ジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後 15 日以内に事務総長に報告するものと
11 する。無地区クラブの場合には、出席報告およびボランティア活動時間と奉仕プロジェ
12 クトへの貢献を事務総長に提出するものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

13 2019 年規定審議会で制定案 19-25（出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件）が上
14 程され、賛成 240 票・反対 256 票の僅差で否決された。提案された制定案は、ガバナ
15 ーへのクラブ例会の出席報告を取りやめ、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトに費
16 やされた金額を事務総長に報告する内容であった。「世界を変える行動人」を標榜する
17 ロータリーとしては、ロータリークラブセントラルを通じた奉仕活動報告を行うことは必要
18 なことである。一方、例会におけるロータリー活動の啓発がおろそかになっていたの
19 は、ロータリーの特性を失う事にもつながりかねないとする。よって、現行のガバナー
20 への例会出席報告の義務を残し、事務総長への奉仕活動報告を新たに行う規定が望
21 ましい。

財務上の影響

22 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
23 ことはできない。かかる費用は、各四半期における奉仕活動の時間とそれに対する貢献
24 についてのデータを収集し報告するために RI 理事会が提供する支援の範囲と内容に
25 左右されると思われる。

制定案 22-88

クラブ細則において出席規定の例外を規定することを禁ずる件

提案者: Bombay Seacoast ロータリークラブ (インド、第 3141 地区)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第 10 条 出席

4

5 ~~第 7 節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。~~

6

7 第 13 条 会員身分の存続

8

9 第 4 節 — 終結 — 欠席。

10 ~~(e) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

11 クラブが、RI の目的の序盤にあるように「意義ある事業の基礎として奉仕の理念...を育
12 む」(RI 定款第 4 条と標準ロータリークラブ定款第 5 条)ため、さらにロータリーのビジョ
13 ン、使命、公式標語を体現するためには、会員が定期的に対面での例会に出席するこ
14 とが不可欠である。現在、標準ロータリークラブ定款第 7 条 1 節(b)項、ならびに第 10
15 条により、会員は所属クラブの例会への出席だけでなく、欠席をメイクアップする上でも
16 非常に柔軟な対応が許されている。

17

18 そこで、第 10 条 7 節(c)項「例外」を削除することを提案する。これは、現行の例会出席
19 規定をさらに弱めることが、会員による参加がほとんどなくなるような状況につながる可
20 能性があるためである。

21

22 これに関連して、標準ロータリークラブ定款第 13 条 4 節(c)も削除することを提案する。
23 これは、本節(a)項において、既に「規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ
24 十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある」と定められている
25 からである。第 4 節の縛りがこれ以上弱まれば、例会出席を怠ったことを理由に会員を
26 終結する意味がなくなりかねない。

財務上の影響

- 1 本制定案の結果、現在と将来の会員に対する柔軟性が少なくなり、会員数または会員
- 2 維持率が減少すれば、国際ロータリーの収入も減少する可能性がある。

制定案 22-89

クラブ細則に出席規定の例外を定めることを禁じ、メイクアップの期限を改正する件

提案者： 第 2730 地区(日本)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第 10 条 出席

4 第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、
5 本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員
6 が、ある例会に出席したものとみなされるには、

7

8 (d) 次のような方法で同じ年度に、欠席する例会の前 14 日間または後 14 日間以内
9 に欠席をメイクアップする：

10

11 ~~第 7 節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

12 現在、出席率の算出がクラブの柔軟性により統一されていない状況にあり、出席率の取
13 り方において公正さが無い。また、同じ年度に欠席をメイクアップするという長期にわた
14 る規定のため、年度末に出席率を算出することになり、本来の出席率の趣旨が形骸化
15 している。

16

17 ロータリークラブにおいて、例会は大変重要な要素で、出席率も同様である。出席率
18 は、ロータリー活動をする上で、会員の意欲を高めることにもつながっていると考える。こ
19 の提案は、より意欲的にロータリー活動に取り組む会員を増やしていくことを目的として
20 いる。

財務上の影響

21 本制定案の結果、現在と将来の会員に対する柔軟性が少なくなり、会員数または会員
22 維持率が減少すれば、国際ロータリーの収入も減少する可能性がある。

制定案 22-90

例会欠席のメイクアップ期限を改正する件

提案者： 佐賀南ロータリークラブ(日本、第 2740 地区)
千葉幕張ロータリークラブ(日本、第 2790 地区)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第 10 条 出席

4 第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、
5 本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員
6 が、ある例会に出席したものとみなされるには、

7

8 (d) 次のような方法で同じ年度に、欠席する例会の前後 14 日間に欠席をメイクアッ
9 プする:

(本文終わり)

趣旨および効果

10 奉仕と親睦は、ロータリーの基本である。その実践には例会開催と、それに出席し会員
11 同士で互いに切磋琢磨することが重要である。従って、出席に関しての規定は緩める
12 べきではない。

13

14 また現在は世界中の衛星クラブで昼夜を問わず例会が開催されており、いつでもどこにい
15 てもオンラインでメイクアップが可能である。国際ロータリー細則 4.080.節の規定で、各
16 クラブは、各月の最終例会後 15 日以内にそのクラブの例会における月次出席報告を
17 ガバナーに提出するものと決められているが、その際の報告は確定しておらず、暫定的
18 数値となる。

19

20 以上の点から、メイクアップの期間は欠席した例会の前後 2 週間に戻すべきである。

財務上の影響

21 本制定案の結果、現在と将来の会員に対する柔軟性が少なくなり、会員数または会員
22 維持率が減少すれば、国際ロータリーの収入も減少する可能性がある。

制定案 22-91

メイクアップの期限を改正する件

提案者： 第 2760 地区(日本)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 **第 10 条 出席**

4 **第 1 節 — 一般規定。**各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、
5 本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員
6 が、ある例会に出席したものとみなされるには、

7

8 (d) 次のような方法で同じ年度の各半期に欠席をメイクアップする：

(本文終わり)

趣旨および効果

9 標準ロータリークラブ定款の第 13 条第 4 節(a)には、「年度の各半期間に、本クラブまた
10 は衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェ
11 クト、行事、その他の活動に参加しなければならない」と明記されている。

12

13 このため、メイクアップに関しても、同じ年度の一年間ではなく、各半期で分けたほうが
14 出席率の確認に適切である。

財務上の影響

15 本制定案の結果、現在と将来の会員に対する柔軟性が少なくなり、会員数または会員
16 維持率が減少すれば、国際ロータリーの収入も減少する可能性がある。

制定案 22-92

出席規定の免除手続の規定を改正する件

提案者： 第 3522 地区(台湾)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2

3 第 10 条 出席

4

5 第 5 節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。
6

7

8 (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以
9 上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい
10 希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合これらの
11 要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

本文終わり

趣旨および効果

12 標準ロータリークラブ定款の第 10 条第 5 節(b)項には、会員に対する出席規定の免除
13 を「理事会が承認した場合」について規定しているのみで、承認について何らの指針も
14 示されていない。

15

16 そのため、クラブ理事会の中には、会員がこの規定にある条件を満たしているにもかかわらず、
17 免除の申立を拒否したり、期限付きで承認したりした理事会がある。

18

19 しかし、理事会は、出席規定の免除を申し立てている会員が実際にこれらの条件を満
20 たしているかのみを検討し、満たしていると判断した場合にその申立を承認するというの
21 が、上記第 5 節(b)項の意図であると思われる。

22

23 第 10 条第 5 節(b)項の解釈をめぐる会員と理事会との間での意見の食い違いを極力抑
24 え、異なるクラブ理事会が異なる解釈または決定をすることを防ぐためには、上記の改
25 正が必要である。

財務上の影響

- 1 本制定案の結果、現在と将来の会員に対する柔軟性が少なくなり、会員数または会員
- 2 維持率が減少すれば、国際ロータリーの収入も減少する可能性がある。